

第 4 會計年度任用職員關係

第 4 目 次

1	会計年度任用職員と会計年度任用職員給与条例	4-1
2	給料関係	4-2
3	手当関係	4-5
4	費用弁償	4-13
5	その他	4-14

第 4 会 計 年 度 任 用 職 員 関 係

1 会 計 年 度 任 用 職 員 と 会 計 年 度 任 用 職 員 給 与 条 例

地方公務員法第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員」については、パートタイムの会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当、フルタイムの会計年度任用職員には給料及び各種手当がそれぞれ支給されることとされ、その報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、給料及び手当の額並びにその支給方法は、条例で定めることとされている。

このことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（会計年度任用職員給与条例）においては、パートタイムの会計年度任用職員を「第1号会計年度任用職員」、フルタイムの会計年度任用職員を「第2号会計年度任用職員」とし、それぞれに支給する給与及び費用弁償の種類を次に掲げるものとし、その額及び支給方法について定めている。

なお、その職務の特殊性等を考慮し、第1号会計年度任用職員の報酬及び期末手当の取り扱いが会計年度任用職員給与条例第4条各項の規定により難いとき又は第2号会計年度任用職員の給料及び各種手当の取扱いが同条例第7条各項の規定により難いときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定めることとされている。

（給与条例適用職員、会計年度任用職員に支給される給料等の比較）

給与条例適用職員	第一号会計年度任用職員 (パートタイム)	第二号会計年度任用職員 (フルタイム)
(1) 給料月額	基礎報酬 (月額、日額又は勤務1時間 当たりの額で定める額)	給料月額
(2) 給料の調整額	○ (報 酬)	○ (給 料)
(3) 教職調整額	×	×
(4) 管理職手当	×	×
(5) 初任給調整手当	○ (報 酬)	○
(6) 扶養手当	×	×
(7) 地域手当	○ (報 酬)	○
(8) 住居手当	×	×
(9) 通勤手当	○ (費用弁償)	○
(10) 単身赴任手当	×	×
(11) 特殊勤務手当	○ (報 酬)	○
(12) 特勤勤務手当等	×	○
(13) 時間外勤務手当	○ (報 酬)	○
(14) 休日勤務手当	○ (報 酬)	○
(15) 夜間勤務手当	○ (報 酬)	○
(16) 宿日直手当	○ (報 酬)	○
(17) 管理職員特別勤務手当	×	×
(18) 期末手当	○	○
(19) 勤勉手当	○	○
(20) 寒冷地手当	×	×
(21) 義務教育等教員特別手当	×	×
(22) 産業教育手当	×	×
(23) へき地手当等	×	○
(24) 定時制通信教育手当	×	×
(25) 農林漁業普及指導手当	×	×
(26) 災害派遣手当	×	×
(27) 旅費	出張旅費のみ (費用弁償)	○

地方公務員法

第22条の2

地方自治法

第203条の2

地方自治法

第204条

会計年度任用職員給与条例

第3条、第4条、第5

条、第6条、第7条

2 給料関係

(1) 給料表

給料表は、給与条例第4条第1項の給料表を準用することとなっている（給料表が改定されたときの取扱いについては、給与条例適用職員の例による）。

会計年度任用職員給与条例
第4条第2項、第7
条第2項

(2) 職務の級の決定基準

準用する給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

会計年度任用職員給与条例
別表

会計年度任用職員級別標準職務表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第2条第2項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

(3) 初任給決定の基準

新たに会計年度任用職員となった者の初任給は、まずその者に適用される給料表における職務の級を決定し、さらにその職務の級の号俸を定めることによって決定される。

(ア) 職務の級の決定

職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表（規則7—140別表第1）に定める基準に従い決定される。

級別資格基準表の適用方法等については、規則7—140第4条に具体的に定められているが、その概要は、次のとおりである。

- (i) 職種欄及び学歴免許等欄の区分は、それぞれの種類の区分に応じて適用する。
- (ii) 職務の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数（注）を示す。
- (iii) 学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用する。

ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合は、その区分によることができる。

(注) 経験年数とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数（換算された年数を含む。）をいい、必要経験年数とは、職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用によることとされており、同表の適用に当たって用いた学歴免許等の資格を取得した時以後の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（規則7—140別表第3）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

規則7—140
第3条、第8条
規則7—140
第4条

〔 令和元年通知
第222号
規則第4条関係 〕

規則7—140
第2条

規則7—140
第5条

〔 令和元年通知
第222号
規則第5条関係 〕

また、職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して、修学年数調整表（規則7—140別表第4）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の経験年数は、その年数を加減した年数とする。

規則7—140

第6条

なお、級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、これらの規定にかかわらず、その定めるところによる。

〔令和元年通知
第222号
規則第6条関係〕

規則7—140

第7条

〔免許所有職員等の免許取得前の経歴の取扱いについては、参考資料（会計年度任用職員関係）5参照のこと。〕

〔令和元年通知
第222号
規則第7条関係、
級別資格基準表関係〕

規則7—140

第9条

(イ) 号俸の決定

(i) 号俸決定の原則

- a 決定された職務の級の号俸が初任給基準表（規則7—140別表第5）に定められているときは当該号俸とする。
- b 職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給基準表を適用して得られる初任給を基礎とし、採用の日の前日に受けていた号俸に対応する上位級決定時号俸対応表（規則7—140別表第6）の上位級の号俸欄に定める号俸とする。

〔令和元年通知
第222号
規則第9条関係〕

規則7—140

第14条

〔令和元年通知
第222号
規則第14条関係〕

(例) 大学卒以降5年の経験年数（10割換算）を有する者を行政職2級に決定する場合

- ・初任給基準表の初任給：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級21号俸（注））
→2級1号俸

（注）1年につき4号俸加算とした場合

- c 初任給基準表に適用すべき職種欄のない場合又はその者の学歴免許等の資格が初任給基準表の最低の学歴免許等の区分に達しない場合の号俸は、職務の級の最低の号俸とする。
- d 号俸決定に当たっては、号俸決定上限表（規則7—140別表第7）の上限欄に定める号俸を超えることはできない。

規則7—140

第9条

〔令和元年通知
第222号
規則第9条関係〕

規則7—140

第16条

(ii) 初任給の調整

職務の内容や責任の程度等を考慮して、職員がその職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格や、経験年数を有する場合に上位の号俸に調整することができる。

a 学歴免許等の資格による初任給の調整

その者に適用される初任給基準表に掲げる号俸の号数に、修学年数調整表（規則7—140別表第4）に加える年数（+の年数）（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えた号数の号俸に調整する。ただし、職務の内容や責任の程度等を考慮し、これにより難しい場合として任命権者が認めるときは、この限りではない。

規則7—140

第11条

〔令和元年通知
第222号
規則第11条関係〕

b 経験年数による初任給の調整

経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数（1に満たない端数は切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数の号俸の範囲内で調整することができる。

規則7—140
第12条
〔令和元年通知
第222号
規則第12条関係〕

(ウ) 下位の区分を適用するほうが有利な場合の号俸

その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有する者として初任給の号俸を決定したほうが有利な場合は、それによることができる。

規則7—140
第13条

(エ) 再度職員として任用する者の職務の級を初任給基準表よりも上位の級に決定する場合の号俸

職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場合で、採用の日における職務の級と同一又は上位の職務の級（以下「同一又は上位の級」という。）に決定された職員として在職した期間がある場合の号俸は、(i) bの号俸の号数に、採用の日から3年前の日の属する会計年度の初日から採用の日の前日までの期間における同一又は上位の級に在職した期間の月数を合算のうえ12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4号俸を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸の範囲内とすることができる。

規則7—140
第15条
〔令和元年通知
第222号
規則第15条関係〕

(例) 大学卒以降5年の経験年数（10割換算）を有する者を行政職2級の会計年度任用職員として1年間任用し、再度行政職2級の会計年度任用職員として任用する場合

1年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級21号俸（注））
→2級1号俸

2年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級25号俸（注））
→2級1号俸

・再度任用に伴う号俸加算

$$2級1号俸 + 12月 \div 12月 \times 4号俸（注） = 2級5号俸$$

3年目（1年間任用）

- ・初任給基準表：1級1号俸
- ・上位級決定時号俸対応表による号俸：1級1号俸→（1級29号俸（注））
→2級1号俸

・再度任用に伴う号俸加算

$$2級1号俸 + 24月 \div 12月 \times 4号俸（注） = 2級9号俸$$

(注) 1年につき4号俸加算するとした場合

(4) 第1号会計年度任用職員の基礎報酬の額

(ア) 月額で定める基礎報酬の額

その者の受ける号俸に応じた額×（その者について定められた1週間当たりの勤務時間÷38時間45分）

会計年度任用職員給与条例
第4条第7項

(イ) 日額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額÷21) × (その者について定められた1日当たりの勤務時間÷7時間45分)

会計年度任用職員給与条例
第4条第8項

(ウ) 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬の額
(その者の受ける号俸に応じた額÷21) ÷7時間45分

第4条第9項

3 手当関係

(1) 給料の調整額(給料の調整額に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する給料の調整額の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、2(4)の例により計算した額とする。

第4条第10項、
第7条第7項

(2) 初任給調整手当(初任給調整手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する初任給調整手当の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、2(4)の例により計算した額とする。

(3) 地域手当(地域手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する地域手当の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、2(4)の例により計算した額とする。

(例) 地域手当に相当する報酬の計算

- ・行政職給料表1級1号俸：146,900円
- ・給料の調整額に相当する報酬：6,610円(調整数1)
- ・地域手当支給割合：4.5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの(例：週29時間勤務の場合)

①基礎報酬

146,900円 × (29時間 ÷ 38時間45分) ≒ 109,938円(端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

6,610円 × (29時間 ÷ 38時間45分) ≒ 4,946円(端数切捨て)

③地域手当に相当する報酬

(①+②) × 地域手当支給割合

= (109,938円 + 4,946円) × 4.5% ≒ 5,169円(端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの(例：1日7時間15分勤務の場合)

①基礎報酬

(146,900円 ÷ 21) × (7時間15分 ÷ 7時間45分) ≒ 6,543円(端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

(6,610円 ÷ 21) × (7時間15分 ÷ 7時間45分) ≒ 294円(端数切捨て)

③地域手当に相当する報酬

(①+②) × 地域手当

= (6,543円 + 294円) × 4.5% ≒ 307円(端数切捨て)

(次頁へ続く)

3 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

①基礎報酬

$(146,900 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 902 \text{ 円}$ (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

$(6,610 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \div 40 \text{ 円}$ (端数切捨て)

③地域手当に相当する報酬

$(\text{①} + \text{②}) \times \text{地域手当支給割合}$

$= (902 \text{ 円} + 40 \text{ 円}) \times 4.5\% \div 42 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(4) 通勤手当

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する通勤手当の例により支給する(第1号会計年度任用職員には、通勤に係る費用弁償が支給される(4費用弁償を参照))。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(5) 特殊勤務手当(特殊勤務手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する特殊勤務手当の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(6) 特勤手当(特勤手当に準ずる手当を含む。)

第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定する特勤手当等の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第7条第7項

(7) 時間外勤務手当(時間外勤務手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する時間外勤務手当の例により支給する。

ただし、第1号会計年度任用職員については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額(「第3 給与条例適用職員関係(手当)」の「12 時間外勤務手当」(2)(イ)を参照)とする。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する(「5 その他」(2))。

会計年度任用職員給与条例
第4条第10項、第7条第7項

(8) 休日勤務手当(休日勤務手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する休日勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する(「5 その他」(2))。

(9) 夜間勤務手当(夜間勤務手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する夜間勤務手当の例により支給する。

なお、勤務1時間当たりの給与額の計算方法については後述する(「5 その他」(2))。

(10) 宿日直手当(宿日直手当に相当する報酬を含む。)

給与条例に規定する宿日直手当の例により支給する。

(11) 期末手当

給与条例に規定する期末手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者については支給しない。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第7条第7項

(ア) 任期

- (i) 基準日（6月1日、12月1日）時点で発令されている任期が6月以上あること（同一会計年度内で通算した場合を含む。）が条件となる。
- (ii) 基準日6月1日においては、同日以前6箇月以内の期間における任期を含む。
- (iii) 給与条例の適用を受ける職員が会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員となった場合は、次の期間を任期とみなして通算する。
- a 基準日6月1日
同日以前6箇月以内の期間において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間
- b 基準日12月1日
同日の属する会計年度内において給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(例1) 基準日6月1日における任期の考え方

- ・1月1日～3月31日（3箇月）：給与条例適用職員
- ・5月1日～9月30日（5箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は5箇月だが、同日以前6箇月以内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

(例2) 基準日12月1日における任期の考え方

- ・4月1日～8月31日（5箇月）：給与条例適用職員
- ・10月1日～12月31日（3箇月）：会計年度任用職員 の場合
→基準日時点の任期は3箇月だが、同一会計年度内における給与条例適用職員としての在職期間を通算すると6箇月以上となるため支給可能。

令和元年通知
第222号
会計年度任用職員給与条例第4条第1項及び第7条第1項関係

(イ) 第1号会計年度任用職員の期末手当基礎額

- (i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち月額で定めるものの額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額）
- (ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち日額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額。

平均一箇月当たりの勤務日数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振日数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

- (iii) 勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの
基準日現在において職員が受けるべき報酬の額（基本報酬のうち勤務一時間当たりの額で定めるものの額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額）に平均一箇月当たりの勤務時間数を乗じて得た額。
- 平均一箇月当たりの勤務時間数は以下のとおり算定する。

$$\frac{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の勤務割振時間数（注1）}}{\text{算定期間（基準日以前6箇月以内の期間）内の任用期間（注2）の月数}}$$

(注1) 「勤務割振日数」「勤務割振時間数」「任用期間」は、基準日における職と同一の職に限る。

(注2) 任用期間の月数は、民法第143条の規定の例により計算する。ただし、任用期間のうち1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合にあっては切り捨て

規則7—140
第17条

令和元年通知
第222号
規則第17条関係

、1月に満たない場合にあつては、当該任用期間において割り振られた勤務日数または勤務時間数を割り振られた日数の合計を21で除した数とする。

(ウ) 期別支給割合 (給与条例適用職員と同じ)

基準日	6月1日	12月1日
割合	$\frac{122.5}{100}$	$\frac{122.5}{100}$

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項

(エ) 在職期間

(i) 在職期間の通算

在職期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として在職した期間を在職期間に算入する。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項
規則7—14第5条
規則7—140
第19条

(ii) 在職期間からの除算

a 会計年度任用職員として在職した期間については、給与条例適用職員に準じ、規則7—14第5条第2項各号に掲げる期間(「第3 給与条例適用職員関係(手当)」の「9 期末手当」(2)(ウ)(ii)を参照)を除算する。

B 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間から除算する期間は、前記aと同じ。

会計年度任用職員給与条例
第4条第11項、第
7条第7項
規則7—14第5条

第1号会計年度任用職員の期末手当の計算例

(例1) 基準日時点における職が単独の場合

- ・令和6年6月期(算定期間:R5.12.2~R6.6.1)の期末手当を算定
- ・基準日(R6.6.1)時点における職
行政職給料表1級1号俸:163,200円、
給料の調整額に相当する報酬:6,700円(調整数1)
地域手当支給割合:4.5% の場合

1 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

(例) 週29時間勤務、令和5年度から継続して任用

①基礎報酬

$163,200 \text{円} \times (29 \text{時間} \div 38 \text{時間} 45 \text{分}) \approx 122,136 \text{円}$ (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

$6,700 \text{円} \times (29 \text{時間} \div 38 \text{時間} 45 \text{分}) \approx 5,014 \text{円}$ (端数切捨て)

③基本報酬のうち月額で定めるもの

(①+②) = 127,150円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$127,150 \text{円} \times 4.5\% = 5,721 \text{円}$ (端数切捨て)

⑤期末手当基礎額

③+④ $\approx 132,871 \text{円}$

※給与改定等により算定期間中に基礎報酬等が変動した場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

(次頁へ続く)

⑥期別支給割合

1.225

⑦在職期間別割合

100/100 (算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑧期末手当支給額

⑤×⑥×⑦=162,766円 (端数切捨て)

2 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

(1) 算定期間内の任期が単一の場合

(例) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数：2月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振り日数：21日

①基礎報酬

(163,200円÷21)×(7時間15分÷7時間45分)≒7,270円 (端数切捨て)

②給料の調整額に相当する報酬

(6,700円÷21)×(7時間15分÷7時間45分)≒298円 (端数切捨て)

③基本報酬のうち日額で定めるもの

(①+②)=7,568円

④期末手当基礎額の算定に係る地域手当

7,568円×4.5%≒340円 (端数切捨て)

⑤平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振り日数÷算定期間内の任用月数

=21÷2=10.5日 (端数処理不要)

⑥期末手当基礎額

(③+④)×⑤=83,034円 (端数が生じる場合は切捨て)

⑦期別支給割合

1.225

⑧在職期間別割合

30/100

⑨期末手当支給額

⑥×⑦×⑧=30,514円 (端数切捨て)

(2) 算定期間内の任期が複数ある場合

ア 基準日における職と前職が同一の職であり、勤務割振りの頻度が変わらない場合

(例) 任用期間：R5.4.1～R6.3.31 (A職)、R6.4.1～R7.3.31 (A職)

(算定期間内の任用期間の月数：6月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振り日数：63日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568円 (= (1)③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340円 (= (1)④)

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振り日数÷算定期間内の任用月数

=63÷6=10.5日 (端数処理不要)

(次頁へ続く)

④期末手当基礎額

(①+②)×③=83,034円(端数が生じる場合は切捨て)

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.225

⑥在職期間別割合

100/100(算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥=101,716円(端数切捨て)

イ 基準日における職と前職が同一の職であるが、勤務割振りの頻度が異なる場合

(例)任用期間：R5.4.1～R6.3.31(A職)、R6.4.1～R7.3.31(A職)

(算定期間内の任用期間の月数：6月)

1日当たりの勤務時間：7時間15分

算定期間内の勤務割振日数：53日

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568円(=(1)③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340円(=(1)④)

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

=53÷6=8.833…日(端数処理不要)

④期末手当基礎額

(①+②)×③=69,853円(端数が生じる場合は切捨て)

※給与改定等により基準日における職と前職で基礎報酬等が異なる場合でも、基準日時点における基礎報酬等により算定する。

⑤期別支給割合

1.225

⑥在職期間別割合

100/100(算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)

⑦期末手当支給額

④×⑤×⑥=85,569円(端数切捨て)

ウ 基準日における職と前職が異なる職の場合

(例)任用期間 R5.4.1～R6.3.31(B職)、R6.4.1～R7.3.31(A職)

(算定期間内の任用期間の月数：2月(A職))

1日当たりの勤務時間：7時間15分(A職)

算定期間内の勤務割振日数：21日(A職)

①基本報酬のうち日額で定めるもの

7,568円(=(1)③)

②期末手当基礎額の算定に係る地域手当

340円(=(1)④)

③平均一箇月当たりの勤務日数

算定期間内の勤務割振日数÷算定期間内の任用月数

=21÷2=10.5日(端数処理不要)

(次頁へ続く)

- ④期末手当基礎額
 $(③+④) \times ⑤ = 83,034$ 円 (端数が生じる場合は切捨て)
- ⑤期別支給割合
 1.225
- ⑥在職期間別割合
 $100/100$ (異なる職であるが、算定期間中継続して会計年度任用職員として在職)
- ⑦期末手当支給額
 $④ \times ⑤ \times ⑥ = 101,716$ 円 (端数切捨て)

3 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

(例) 任用期間：R6.4.1～R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数：2月)
 算定期間内の勤務割振時間数：150時間

※算定期間内の任用期間が複数ある場合の取扱いは2と同様。

- ①基礎報酬
 $(163,200 \text{円} \div 21) \div 7 \text{時間} 45 \text{分} \div 1,002$ 円 (端数切捨て)
- ②給料の調整額に相当する報酬
 $(6,700 \text{円} \div 21) \div 7 \text{時間} 45 \text{分} \div 41$ 円 (端数切捨て)
- ③基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの
 $①+② = 1,043$ 円
- ④期末手当基礎額の算定に係る地域手当
 $1,043 \text{円} \times 4.5\% \div 46$ 円 (端数切捨て)
- ⑤平均一箇月当たりの勤務時間数
 $\text{算定期間内の勤務割振時間数} \div \text{算定期間内の任用月数}$
 $= 150 \div 2 = 75$ (端数がある場合も端数処理は不要)
- ⑥期末手当基礎額
 $(③+④) \times ⑤ = 81,675$ 円 (端数が生じる場合は切捨て)
- ⑦期別支給割合
 1.225
- ⑧在職期間別割合
 $30/100$
- ⑨期末手当支給額
 $⑥ \times ⑦ \times ⑧ = 30,015$ 円 (端数切捨て)

(例2) 基準日時点における職が複数の場合

- 令和6年6月期 (算定期間：R5.12.2～R6.6.1) の期末手当を算定
- 基準日 (R6.6.1) 時点において、以下のA職、B職を兼務

	【A職】	【B職】
初任給	行政職給料表1級1号俸：163,200円	
給料の調整額に相当する報酬	6,700円 (調整数1)	なし
地域手当支給割合	4.5%	
任用期間	R6.4.1～R7.3.31 (算定期間内の任用期間の月数：2月)	
算定期間内の勤務割振時間数	50時間	100時間

(次頁へ続く)

①期末手当基礎額

A職、B職それぞれについて計算し合算する。

【A職】

a 基礎報酬

$(163,200 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \approx 1,002 \text{ 円}$ (端数切捨て)

b 給料の調整額に相当する報酬

$(6,700 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \approx 41 \text{ 円}$ (端数切捨て)

c 基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの

$a+b=1,043 \text{ 円}$

d 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,043 \text{ 円} \times 4.5\% \approx 46 \text{ 円}$ (端数切捨て)

e 平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 \div 算定期間内の任用月数
 $=50 \div 2=25$ (端数がある場合も端数処理は不要)

f 期末手当基礎額

$(c+d) \times e=27,225 \text{ 円}$ (端数が生じる場合は切捨て)

【B職】

a 基礎報酬 (=基本報酬のうち勤務1時間当たりの額で定めるもの)

$(163,200 \text{ 円} \div 21) \div 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \approx 1,002 \text{ 円}$ (端数切捨て)

b 期末手当基礎額の算定に係る地域手当

$1,002 \text{ 円} \times 4.5\% \approx 45 \text{ 円}$ (端数切捨て)

c 平均一箇月当たりの勤務時間数

算定期間内の勤務割振時間数 \div 算定期間内の任用月数
 $=100 \div 2=50$ (端数がある場合も端数処理は不要)

d 期末手当基礎額

$(a+b) \times c=52,350 \text{ 円}$ (端数が生じる場合は切捨て)

【A職+B職】

$27,225 \text{ 円} + 52,350 \text{ 円} = 79,575 \text{ 円}$

②期別支給割合

1.225

③在職期間別割合

30/100

④期末手当支給額

$① \times ② \times ③ = 29,243 \text{ 円}$ (端数切捨て)

(12) 勤勉手当

給与条例に規定する勤勉手当の例により支給する。ただし、第1号会計年度任用職員については任期が6月未満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者、第2号会計年度任用職員については任期が6月未満の者にあつては支給しない。

(ア) 任期

前記(11)(ア)を準用する。

会計年度任用職員給与条例

第4条第11項、

第7条第7項

令和元年通知

第222号

会計年度任用職員給

与条例第4条第1項

及び第7条第1項関

係

<p><u>(イ) 第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額</u> 前記(11) (イ)を準用する。</p>	<p>規則7—140 第17条、第20条</p>
<p><u>(ウ) 勤務期間</u></p>	
<p><u>(i) 勤務期間の通算</u> 勤務期間は、会計年度任用職員として勤務した期間とし、基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合は、その期間内において給与条例適用職員として勤務した期間を勤務期間に算入する。</p>	<p>規則7—140 第19条、第20条</p>
<p><u>(ii) 勤務期間からの除算</u> a 会計年度任用職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「10 勤勉手当」（2）（ア）（ii）を参照）のほか、<u>会計年度任用職員給与条例第9条の規定により給与を減額された期間（その期間が7時間45分未満である場合を除く。）を除算する。</u> なお、給与を減額された期間には、無給休暇（職員が任命権者の承認を得て正規の勤務時間中に給料又は報酬の支給を受けないで勤務しない期間）の期間を含むものとする。 b 基準日以前6箇月以内の期間において給与条例適用職員が会計年度任用職員となった場合における、給与条例の適用を受ける職員として勤務した期間については、規則7—15第5条第2項に掲げる期間（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「10 勤勉手当」（2）（ア）（ii）を参照）を除算する。</p>	<p>会計年度任用職員給与条例 第4条第11項、 第7条第7項 規則7—15第5条 規則7—140 第20条 〔令和元年通知 第222号 規則第20条関係〕</p>
<p>(13) <u>へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）</u> 第2号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例に規定するへき地手当等の例により支給する。</p>	<p>会計年度任用職員給与条例 第7条第7項</p>
<p>4 費用弁償</p>	
<p>(1) <u>通勤に係る費用弁償</u></p>	<p>会計年度任用職員給与条例 第5条</p>
<p>(ア) 第1号会計年度任用職員に支給することとされており、給与条例の規定の適用を受ける職員の通勤手当の例により支給する。 (イ) ただし、職務の特殊性等により、通勤手当の例により難しい特別の事情（注）があるときは、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。 （注）通勤手当の例により難しい特別の事情 ・職務の勤務実態を考慮して、旅費条例による費用弁償の方が低い額となる場合 ・その他人事委員会事務局長が必要と認める場合</p>	<p>規則7—140 第21条 〔令和元年通知 第222号 規則第21条関係〕</p>
<p>(ウ) その他 (i) 回数券等を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する場合の支給額は、平均1箇月当たりの通勤所要回数（注）分の運賃等の額とする。 (ii) 自動車等の使用者で、平均1箇月当たりの通勤所要回数（注）が10回に満たない場合は、距離区分に応じ求められる額（「第3 給与条例適用職員関係（手当）」の「6 通勤手当」（2）（イ）を参照）から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。 （注）平均1箇月当たりの通勤所要回数（1未満の端数切り上げ） 〔任用期間において通勤に要することとなる回数〕 ÷ 〔任用期間の月数（1月に満たない期間は、任用期間が1月を超える場合は切り捨て、任用期間が1月に満たない場合は切り上げる。）〕</p>	

※ 任用期間の計算方法

・暦に従う。

(例) 2月1日～2月28日→1月 3月1日～3月31日→1月

・月の中途から起算するときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって満了する。

(例) 2月18日～5月17日→3月

・最後の月に相当日がないときは、その月の末日をもって満了する。

(例) 1月30日～2月28日→1月

(2) 公務のための旅行に係る費用弁償

第1号会計年度任用職員に支給することとされており、旅費条例の規定の適用を受ける職員の例により支給する。

会計年度任用職員給与条例
第6条

5 その他

(1) 報酬及び給料の支給方法

(ア) 基本報酬及び給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

(イ) (ア)の給与期間の報酬及び給料の支給日(以下「支給定日」という。)は、毎月21日とし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給定日とする。

(ウ) これらの規定により難いと認められるときは、任命権者が別に定めることができる。

(エ) これらによるほか、報酬及び給料の支給については、規則7-0の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例
第8条
規則7-140
第22条

(2) 給与の減額

会計年度任用職員が勤務しないときは、他の法令等の規定によりその勤務しないことにつき特に認められている場合のほか、その勤務しない1時間につき、次の勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

会計年度任用職員給与条例
第9条、第10条

(ア) 第1号会計年度任用職員

(i) 月額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{\text{月額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(月額)} + \text{地域手当に相当する報酬(月額)}}{\text{(1週間当たりの勤務時間} \times 52) - \text{(休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分} \times 1 \text{週間当たりの勤務時間} \div 38 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和6年度は18日

(ii) 日額で定める基礎報酬を支給されるもの

$$\frac{\text{日額で定める基本報酬} + \text{初任給調整手当に相当する報酬(日額)} + \text{地域手当に相当する報酬(日額)}}{\text{1日当たりの勤務時間}}$$

(iii) 勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるもの

勤務1時間当たりの額で定める基本報酬+初任給調整手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額)+地域手当に相当する報酬(勤務1時間当たりの額)

(イ) 第2号会計年度任用職員

$$\frac{\text{給料(給料の調整額含む。)} + \text{初任給調整手当} + \text{地域手当} + \text{特地勤務手当(特地勤務手当に準ずる手当を含む。)} + \text{へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)}}{\text{(1週間当たりの勤務時間} \times 52) - \text{(休日の日数(注)} \times 7 \text{時間} 45 \text{分})}$$

(注) 令和6年度は18日

(3) 休職者の給与

会計年度任用職員が休職にされたときの給与の取扱いについては、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

会計年度任用職員給与条例

第11条

第 5 技能勞務職員關係

第 5 目 次

1	技能労務職員と給与条例	5-1
2	技能労務職員の範囲	5-1
3	技能労務職員の給与に関する具体的な定め	5-3
4	給料関係	5-3
5	手当関係	5-5
6	その他	5-10

第 5 技能労務職員関係

1 技能労務職員と給与条例

地方公務員法第57条に規定する「単純な労務に雇用される者」については、その職務と責任の特殊性に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する地方公営企業法第38条及び第39条の規定により、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第24条及び第25条の規定は適用しないこととされ、その給与については、「給与の種類及び基準」のみを条例で定め、その額及び支給方法については、任命権者の規則又は規程で定めることとされている。

このことから、給与条例第25条においては、技能労務職員に支給する給与の種類を次に掲げる給与とし、また、その額及び支給方法について、技能労務職員及び企業職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の給与の額及び支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が別に定めることとしている。

- (1) 給料（給料の調整額を含む。）
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 単身赴任手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 宿日直手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 寒冷地手当
- (16) 災害派遣手当

2 技能労務職員の範囲

技能労務職員の範囲については、従前は、「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和26年政令第25号）」に規定するところによっていたが、同政令は地方公務員法附則第21項の規定が削除されたことにより、昭和27年9月30日をもって失効した。

しかし、今日に至るまで同政令に代わるべきものが定められておらず、地方公務員法改正の経緯等から、技能労務職員の範囲は、同政令の定めるところによると解して差し支えないとされている。

地方公務員法
第57条
地方公営企業等の労働関係に関する法律
附則第5項
地方公営企業法
第38条
第39条

条例第25条

(参 考)

単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和26年政令第25号）

地方公務員法附則第21項に規定する単純な労務に雇用される職員とは、一般職に属する地方公務員で左（次）の各号の一に掲げる者の行う労務を行うものうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。

- 1 守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫
- 2 土木工夫、林業夫、農夫、牧夫、園丁及び動物飼育人
- 3 清掃夫、と殺夫及び葬儀夫
- 4 消毒夫及び防疫夫
- 5 船夫及び水夫
- 6 炊事夫、洗たく夫及び理髪夫
- 7 大工、左官、石工、電工、宮繕工、配管工及びとび作業員
- 8 電話交換手、昇降機手、自動車運転手、機械操作手及び火夫
- 9 青写真工、印刷工、製本工、模型工、紡織工、製材工、木工及び鉄工
- 10 熔接工、塗装工、旋盤工、仕上組立工及び修理工
- 11 前各号に掲げる者を除く外、これらの者に類する者

なお、本県職員の職で技能労務職員の職としてとらえられる職及びその職務の内容は、次のとおりである。

職 名		職 務 の 内 容	
知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	
主 事 (事務補)	主 事 (事務補)	事 務 員	上司の命を受け、軽易な事務の補助的業務に従事する。
技 師 (運転技術)	技 師 (運転技術)	技 術 員	上司の命を受け、自動車等の運転業務に従事する。
技 師 (電話交換)		電 話 交 換 員	上司の命を受け、電話等の通信業務に従事する。
巡 視 長			上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務を処理し、技師（巡視）を指揮監督する。
技 師 (巡視)	技 師 (巡視)		上司の命を受け、庁舎内外の警備等の業務に従事する。
技 師 (庁務)	技 師 (庁務)	業 務 員	上司の命を受け、使役等の労務に従事する。
技 師 (甲板業務)	技 師 (甲板業務)		上司の命を受け、船舶等の労務に従事する。
技 師 (調理)	技 師 (調理)	調 理 員	上司の命を受け、炊事等の労務に従事する。
技 師 (農場業務)	技 師 (農場業務)		上司の命を受け、農耕等の労務に従事する。
技 師 (機械操作)	技 師 (機械操作)	技 能 員	上司の命を受け、機械操作等の技能的労務に従事する。
技 師 (寮母)			上司の命を受け、収容者の介護及び指導に従事する。

技 師 (看護補助)			上司の命を受け、軽易な看護の補助的業務に従事する。
技 師 (試験検査補助)			上司の命を受け、試験、研究又は検査の補助的業務に従事する。
技 師 (獣疫衛生)			上司の命を受け、狂犬病予防等の労務に従事する。
	技 師 (実験補助)		上司の命を受け、実験の補助的業務に従事する。

(注) 任命権者別には、それぞれ次の規則で当該職についての規定をしている。

知 事 部 局 …………… 行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）

教育委員会 …………… 宮城県教育委員会行政組織規則
（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）

警 察 本 部 …………… 宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）

3 技能労務職員の給与に関する具体的な定め

給与条例第25条の規定に基づき、各任命権者においては、次の訓令又は規則により、技能労務職員の給与に関する具体的な定めをしている。

条例第25条第3項

これらの訓令又は規則は、各任命権者が技能労務職員の給与に関する具体的な定めをする場合においては知事と協議をしなければならないこととされており、内部的には、知事部局における「技能労務職員の給与に関する規程」（以下「規程」という。）を基本とし、他の任命権者においては、規程に準拠した定め方をしているか、規程の例によっているかのいずれかである。

知 事 部 局 …… 技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年宮城県訓令甲第26号）

教育委員会 …… 宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則
（昭和32年宮城県教育委員会規則第11号）

警 察 本 部 …… 県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する規程
（昭和32年宮城県警察本部訓令第8号）

なお、これらの訓令又は規則の適用職員の範囲は、それぞれの訓令又は規則により、前記2の「技能労務職員の範囲」の表に掲げた職及びこれらの職（巡視長を除く。）ごとの主任の職名を有する者としている。

規程第1条第2項

4 給料関係

(1) 給 料 表

給料表は、5級制をとっている。（参考資料1参照）

規程第2条別表第1

(2) 職務の級の決定基準

給料表に定める職務の級に分類する基準となるべき標準的な職務の内容は、次のとおりとなっている。

規程第2条の2
別表第2

○ 級別標準職務表（知事部局の例）

職務の級	標準的な職務
1 級	技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
2 級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
3 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
4 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務
5 級	1 巡視長の職務 2 技師（運転技術主任）、技師（巡視主任）等の職務

(3) 初任給決定の基準

初任給については、次の初任給基準表に定める号俸とする。経験年数を有する場合には、一般職員に準じ、当該経験年数を調整し、上位の級号俸に決定することができる。

規程第3条第2項
別表第3

○ 初任給基準表（知事部局の例）

職 種	学 歴	初 任 給
技師（運転技術）、技師（電話交換）、技師（巡視）、技師（機械操作）、技師（寮母）、主事（事務補）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農場業務）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）	高校卒	1級21号俸
	中学卒	1級9号俸

- (注) 1 知事部局においては、船舶に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員の初任給基準について、規程別表第3備考及び令和4年宮城県訓令甲第3号附則第2項から第4項までに具体的に定められている。
- 2 教育委員会においては、宮城丸に乗り組む者の初任給基準について、宮城県教育委員会に属する技能労務職員の給与に関する規則第3条の2及び令和3年宮城県教育委員会規則第5号附則第2項から第5項までに具体的に定められている。

(4) 昇 格

技能労務職員の昇格の場合の給料月額については、規則7-3第23条の規定を準用することとしており、この場合において、同条第1項中「別表第7」とあるのは「技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年宮城県訓令甲第26号）別表第4」と読み替えるものとしている。

規程第3条第3項

5 手当関係

(1) 給料の調整額

給料の調整額は、別表第1に掲げる勤務箇所に勤務する技能労務職員に支給する。

規程第4条

その1 知事部局

○ 支給額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{調整基本額} \\ \hline \text{(別表第5の2、別表第5の3)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{調整数} \\ \hline \text{(別表第5)} \\ \hline \end{array}$$

別表第5 給料の調整額表

勤務箇所	職員	調整数
中央児童相談所	(1) 一時保護の業務に従事することを本務とする技師(寮母)及び技師(看護補助)	3
	(2) 一時保護の業務に従事することを本務とする職員のうち、(1)に掲げる職員以外の職員	1
さわらび学園	全職員	1
水産林政部 水産業振興課	漁業取締船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1.5
水産技術総合センター	漁業調査指導船に乗り組んで行う船務に従事することを本務とする職員	1

別表第5の2 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	6, 100円
2 級	7, 500円
3 級	8, 600円
4 級	8, 800円
5 級	9, 800円

別表第5の3 調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5, 900円
2 級	6, 200円
3 級	6, 700円
4 級	7, 400円
5 級	8, 300円

- (注) 1 定年前再任用短時間職員には別表第5の3の調整基本額を、それ以外の職員には別表第5の2の調整基本額を適用する。
- 2 その他、定年前再任用短時間勤務職員等の給料の調整額の取扱いについては、一般職員の例によることとする。
- 3 調整基本額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 給料の調整額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の2.5に相当する額を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の2.5に相当する額を給料の調整額とする。
- 5 給料の調整額について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

その2 教育委員会

宮城丸に乗り組む者の職務に応じて規程別表第5の2に掲げる調整基本額に1.5を乗じて得た額

規則(昭和32年
教育委員会規則第
11号)第3条の3

(2) 特殊勤務手当

技能労務職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給要件及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は、一般職員の例による。

(注) 次の表の支給要件中「条例」とは、職員の特務勤務手当に関する条例をいう。

規程第5条

その1 知事部局

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額	
県税事務従事手当	県税事務所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第3条第1項第1号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 650円	規程第6条
技術者養成業務手当	農業大学校に所属する技師（農場業務）が、 <u>条例第5条第1項第2号</u> に規定する業務の補助業務に従事したとき	別表アに掲げる額	規程第7条
家畜取扱手当	畜産試験場に所属する技師（農場業務）が、条例第6条第1項第2号に規定する作業に従事したとき	作業に従事した日1日につき 〔種畜を御する作業 300円〕 〔家畜のと殺・解体の作業 400円〕	規程第8条
船舶乗組手当	一般職員と同じ (条例第7条第1項)	(条例第7条第2項の額)	
防疫等作業手当	一般職員と同じ (条例第11条第1項)	(条例第11条第3項の額)	
精神保健業務手当	保健福祉部精神保健推進室又は保健福祉事務所に所属する技師（運転技術）が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 400円	規程第9条
有害物等取扱手当	農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場に所属する職員が、条例第13条第1項第1号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	規程第10条
	保健環境センター又は産業技術総合センターに所属する職員が、条例第13条第1項第2号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
野犬等取扱作業手当	保健福祉事務所又は動物愛護センターに所属する技師（獣疫衛生）が、条例第14条第1項に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日1日につき 〔犬又は猫の殺処分の作業 450円〕 〔犬の捕獲、抑留又は引取りの作業 350円〕	規程第11条

立入検査等業務手当	環境生活部環境対策課、食と暮らしの安全推進課、循環型社会推進課、保健環境センター又は保健福祉事務所に所属する職員が、条例第15条第1項第2号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	規程第12条
	計量検定所に所属する技師（運転技術）及び主事（事務補）が、条例第15条第1項第4号に規定する業務の補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
死体処理手当	一般職員と同じ (条例第16条第1項)	業務に従事した日1日につき 〔解剖の補助作業 3,200円〕 〔清拭等の作業 1,000円〕	規程第13条
特殊現場等作業手当	① 畜産試験場、土木事務所又はダム総合事務所に所属する技師（運転技術）が、別表イに掲げる特殊自動車を運転する業務に従事したとき	除雪又は雪上輸送の業務 業務に従事した日1日につき 600円 ----- 上記以外の業務 業務に従事した日1日につき 250円	
	② 条例第18条第1項第1号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務又はその補助業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 350円	
	③ 条例第18条第1項第2号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する作業（当該作業の補助作業を含む。）に従事したとき	作業に従事した日1日につき 350円	
	④ 条例第18条第1項第3号に規定する公所に所属する職員が、同号に規定する業務に従事したとき	業務に従事した日1日につき 300円	
災害応急作業等手当	一般職員と同じ (条例第20条第1項)	作業に従事した日1日につき 巡回監視 350円 応急作業等 530円 〔夜間作業（日没時から日出時 までの間）の場合は、50/100〕 加算 噴火による災害状況の調査等 910円 〔警戒区域内の場合は〕 100/100加算	規程第14条

(注) 併給禁止

- 1 特殊現場等作業手当のうち①の手当を支給される日には、②及び③の手当は支給しない。 規程第13条第3項
- 2 災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当のうち、③の手当は支給しない。 規程第14条第2項

3 上記に定めるもののほか、併給の禁止については、一般職員の例による。

規程第14条第3項

その2 教育委員会

規則（昭和32年教育委員会規則第11号）第4条

特殊勤務手当の種類	支給要件	支給額
船舶乗組手当	一般職員と同じ (条例第7条第1項)	(条例第7条第2号の額)
夜間課程勤務手当	一般職員と同じ (条例第22条第1項)	業務に従事した日 1日につき 190円

(別表)

ア 技術者養成業務手当（勤務1日につき）

職務の級又は職務の級の号俸の区分	手当額
1級	200円
2級のうち16号俸以下	250円
2級のうち17号俸以上又は3級	350円
4級以上	400円

イ 特殊自動車の種類

規程別表第6

トラクタ	ブルドーザ	パワーショベル
ロード・ローラ	グレーダ	ロード・スノーパー
ロータリー除雪車	プラウ付除雪車	雪上車

(3) 期末手当・勤勉手当

技能労務職員に支給する期末手当・勤勉手当の支給範囲及び支給額は、一般職員の例によるものであるが、算定基礎額につき加算を受ける職員の加算割合については、次の表に掲げるとおりである。

規程第15条
第3項、第4項

職員	加算割合
職務の級5級の職員	$\frac{10}{100}$
職務の級3級又は4級の職員のうち、基準日現在（注1）の経験年数（注2）が19年（新高3卒）以上の職員	$\frac{5}{100}$

備考 職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則7-33（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第3に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第5の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

（注1）基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在

(注2) ここでいう経験年数とは、規則7-33に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（規則7-33第8条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、その調整前の経験年数）をいう。

6 その他

前記4及び5のほか、技能労務職員の給与の取扱いについては、一般職員の例によることとしている。

規程第15条第1項

第 6 企業職員關係

第 6 目 次

1	企業職員と給与条例	6-1
2	企業職員の給与に関する具体的な定め	6-1
3	給料関係	6-2
4	手当関係	6-3
5	その他	6-5

第 6 企 業 職 員 関 係

1 企業職員と給与条例

地方公営企業法第15条に規定する「地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員）」については、職務と責任の特殊性に基づき、その身分取扱いについては同法の適用を受け、そのなかで、給与については、給与決定の条例主義等について定めた地方公務員法第24条及び第25条の規定は適用しないこととされ、「給与の種類及び基準」のみを条例で定めて、その額及び支給方法については地方公営企業法に規定するところにより、当該企業の管理者の規程等によって定めることとされている。

地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲については、同法第2条に規定されているところであるが、本県の場合、水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業及び地域整備事業が同法の全部の適用を受ける事業に該当し、企業局に勤務する職員が同法の身分取扱いに関する規定の適用を受けることとなる。

このことから、給与条例第24条においては、企業職員に支給する給与の種類として次に掲げる給与を定め、また、その額及び支給方法は、県の一般職員の額及び支給方法を基準とし、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならないこととしている。

- (1) 給料（給料の調整額を含む。）
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 扶養手当
- (5) 地域手当
- (6) 住居手当
- (7) 通勤手当
- (8) 単身赴任手当
- (9) 特殊勤務手当
- (10) 特勤勤務手当（特勤勤務手当に準ずる手当を含む。）
- (11) 時間外勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 夜間勤務手当
- (14) 宿日直手当
- (15) 管理職員特別勤務手当
- (16) 期末手当
- (17) 勤勉手当
- (18) 寒冷地手当
- (19) 災害派遣手当

2 企業職員の給与に関する具体的な定め

企業職員の給与に関する具体的な定めは、「企業職員給与規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第6号）」（以下「企業局給与規程」という。）において行っている。

なお、企業職員の給与の取扱いについては、県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしているほか、次の3及び4のとおりである。

地方公務員法
第57条
地方公営企業法
第15条
第36条
第38条
第39条
地方公営企業法
第2条
公営企業の設置等に関する条例第4条

条例第24条

企業局給与規程
第8条

3 給料関係

(1) 給料表

給料表は、企業職員を水質等の検査及び分析に従事する職員と、単純な労務に雇用される職員、高度の専門的な知識経験等を活用するため任期を定めて採用された職員、それ以外の職員に区分し、それぞれ次のように定めている。

- (i) 企業職給料表(一) 給与条例別表第1の行政職給料表を準用し、この表の適用職員の範囲を企業職給料表(二)から企業職給料表(四)までの適用を受ける職員以外の職員としている。
- (ii) 企業職給料表(二) 給与条例別表第5のロの医療職給料表(二)を準用している。
- (iii) 企業職給料表(三) 技能労務職員の給与に関する規程(昭和32年宮城県訓令甲第26号)別表第1の給料表を準用している。
- (iv) 企業職給料表(四) 任期付職員条例第4条の特定任期付職員給料表を準用している。
- (v) 会計年度任用職員給与条例第1条に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)については、(i)、(ii)又は(iii)の給料表を適用する。
- (vi) 任期付職員条例第2条の2及び同条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、(i)の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- (vii) 任期付職員条例第2条の3の規定に基づいて採用された職員の給料月額は、(v)の規定にかかわらず、(v)に規定する給料月額に職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(38時間45分)で除して得た数を乗じて得た額とする。

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準

初任給、昇格、昇給等の基準については、給料表の適用される職員の区分に応じ、それぞれ県の一般職員及び技能労務職員又は会計年度任用職員の例によることとしている。

企業局給与規程
第2条

企業局給与規程
第3条

4 手当関係

(1) 管理職手当

管理職手当は、次の表に掲げる職にある企業職員に支給するものとしている。

組 織	職	区 分
本 局	局 長	一 種
	理 事 技 監	二 種
	副 局 長	三 種
	参 事 技 術 参 事 課 長	四 種
	専 門 監 局 副 参 事 局 技 術 副 参 事	五 種
	総括課長補佐 (管理者が定める者に限る。)	七 種
地 方 機 関	所 長	四 種
	管理事務所長	六 種
	総括次長 (管 理者が定める 者に限る。)	七 種

企業職員給与規程
第5条

また、支給する額は上記の表の職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る上記の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとしている。

職務の級	区 分	管理職手当
10 級	一 種	139,300 円
9 級	一 種	130,300 円
	二 種	119,900 円
8 級	三 種	94,000 円
	四 種	84,600 円
7 級	四 種	79,700 円
	五 種	66,400 円
	六 種	53,100 円
	七 種	44,300 円
6 級	四 種	74,800 円
	五 種	62,300 円
	六 種	49,900 円
	七 種	41,600 円
5 級	五 種	59,500 円
	六 種	47,600 円
	七 種	39,700 円
4 級	六 種	44,400 円
	七 種	37,000 円

(2) 特殊勤務手当

企業職員に対して支給する特殊勤務手当の区分、支給される職員の範囲及び支給額は、次の表に掲げるとおりであり、その支給方法等は県の一般職員の例によるものとする。

企業局給与規程

第6条

特殊勤務手当の区分	支給される職員の範囲	支給額						
特殊現場等作業手当	<p>(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所</p> <p>(業務) 工事現場等において次に掲げる工事の測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地表又は水面からの高さ10m以上の建築工事、えん堤工事、橋りょう工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で企業局長が定めるもの 2 トンネルの掘削工事の現場 3 地表からの深さ10m以上の現場（企業局長が定めるものに限る。） 4 前各号以外の工事現場等で企業局長が認めるもの 	<p>業務に従事した日1日につき 350円</p>						
用地買収等業務手当	<p>(所属) 公営事業課、水道経営課、大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所</p> <p>(業務) 土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査 若しくは交渉の業務（企業局長が定めるもの）</p>	<p>業務に従事した日1日につき 750円 （業務が夜間（午後5時15分から翌日午前8時30分までの間をいう。）に行われた場合には950円）</p>						
有害物等取扱手当	<p>(所属) 大崎広域水道事務所又は仙南・仙塩広域水道事務所</p> <p>(業務) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに規定する毒物 及び劇物（以下「毒劇物」という。）の発生を伴う業務又は毒劇物若しくは放射性物質を内蔵する 精密機器を用いて行う検査及び分析の業務に従事した職員</p>	<p>業務に従事した日1日につき 300円</p>						
災害応急作業等手当	<p>(所属) 大崎広域水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、中南部下水道事務所又は東部下水道事務所</p> <p>(業務) 次に掲げる作業に従事した職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督その他局長が定める作業 2 前号に掲げるもののほか、企業局が管理する公共土木施設等で企業局長が定めるもの又はその周辺において異常な自然現象により重大な災 	<p>○ 1号の業務 作業に従事した日1日につき 910円</p> <p>○ 2号の業務 作業に従事した日1日につき次の表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作業の種類 職務の級</th> <th style="text-align: center;">巡回監視</th> <th style="text-align: center;">応急作業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業職給料表(一) 又は企業職給料表(二)4級以上の級</td> <td style="text-align: center;">600円</td> <td style="text-align: center;">910円</td> </tr> </tbody> </table>	作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等	企業職給料表(一) 又は企業職給料表(二)4級以上の級	600円	910円
作業の種類 職務の級	巡回監視	応急作業等						
企業職給料表(一) 又は企業職給料表(二)4級以上の級	600円	910円						

	害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (企業局長が定める場合に限る。)に行う巡回監視又は応急作業等	企業職給料表(一) 又は企業職給料表 (二) 2級、3級	480円	730円
		企業職給料表(一) 1級又は企業職給料表(二) 1級の 級及び企業職給料表(三)	350円	530円
<p>○ 前2号の規定にかかわらず、次の場合における各号の手当の額は、次に掲げる額とする。ただし同一の日において(一)及び(二)に該当するときは(二)に定める額を各号の手当の額とする。</p> <p>(一) 2号の作業が日没時から日出時までの間に 行われた場合に $\frac{50}{100}$ を加算した額</p> <p>(二) 各号の作業が著しく危険である区域(企業局長が定めるものに限る。)で行われた場合に $\frac{100}{100}$ を加算した額</p>				

- (注) 1 災害応急作業等手当の支給される日には、特殊現場等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる特殊現場等作業手当の額が、災害応急作業等手当の額を超えるときは、特殊現場等作業手当を支給し、災害応急作業等手当は支給しない。
- 2 所属の長は、企業局長が定めるところにより、特殊勤務手当台帳及び特殊勤務手当支給整理簿を作成し、保管しなければならない。

(3) 宿日直手当

宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次のように定めている。

- | | |
|---|--------|
| (i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務 | 4,200円 |
| (ii) 浄水施設の運転監視・保守管理等を目的とする勤務 | 5,900円 |

企業局給与規程
第7条

5 その他

企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する具体的な定めは、「企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(昭和49年宮城県企業局管理規程第5号)」(以下「企業局勤務時間等規程」という。)において行っている。

なお、企業職員の年次有給休暇の時季指定については、「第7 勤務時間その他の勤務条件」10(4)のとおりである。このほか、職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、県の一般職員の例によることとしている。

企業局勤務時間等規程
第2条
第3条
第4条

第 7 勤務時間その他の勤務条件

凡 例

法 律

地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）
教特法	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
育児休業法	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

条 例

条例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）
（学）条例	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）
職専免条例	職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）
外国派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年宮城県条例第6号）
育児休業条例	職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）
公益的法人等派遣条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮城県条例第63号）
修学部分休業条例	職員の修学部分休業に関する条例（平成17年宮城県条例第18号）
高齢者部分休業条例	職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年宮城県条例第19号）
自己啓発等休業条例	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮城県条例第89号）
配偶者同行休業条例	職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮城県条例第45号）

規 則

規則8—5	人事委員会規則8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則8—6	人事委員会規則8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）
規則8—7	人事委員会規則8—7（職員の育児休業等に関する規則）
規則8—8	人事委員会規則8—8（職員の自己啓発等休業に関する規則）
規則9—0	人事委員会規則9—0（営利企業等の従事制限についての許可基準）
規則9—1	人事委員会規則9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）

通 知

通知ア	人事委員会規則8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について
通知イ	人事委員会規則8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の運用について

規 程

勤務時間規程	技能労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成22年訓令甲第5号）
（教）勤務時間規程	宮城県教育委員会に属する技能労務職員の勤務時間等に関する規程（令和元年12月27日宮城県教育委員会訓令甲第5号）
（企）勤務時間規程	企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和49年宮城県企業局管理規程第5号）

第 7 目 次

1	1 週間の勤務時間	7-1
2	週休日及び勤務時間の割振り	7-1
3	休憩時間	7-3
4	週休日の振替等	7-4
5	正規の勤務時間以外の時間における勤務	7-6
6	育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び 時間外勤務の制限	7-8
7	時間外勤務代休時間	7-9
8	休 日	7-10
9	休日の代休日	7-10
10	年次有給休暇	7-10
11	病気休暇	7-16
12	特別休暇	7-17
13	介護休暇	7-26
14	介護時間	7-27
15	修学部分休業	7-28
16	高齢者部分休業	7-28
17	自己啓発等休業	7-28

18	配偶者同行休業	7-28
19	育児休業	7-28
20	職務に専念する義務の免除	7-29

第 7 勤務時間その他の勤務条件

1 1 週間の勤務時間

(1) 職員及び学校職員 ((2) の職員を除く。) の勤務時間

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

4 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(2) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の勤務時間

次により、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

(ア) 職員及び学校職員 ((イ) から (エ) を除く。)

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 8 時間 4 5 分

(イ) 育児短時間勤務職員等

5 2 週間を超えない期間につき、育児短時間勤務等の内容に従い、任命権者が定める時間

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分～3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

(エ) 任期付短時間勤務職員

5 2 週間を超えない期間につき、1 週間当たり 3 1 時間までの範囲内で任命権者が定める時間

2 週休日及び勤務時間の割振り

(1) 職員 ((3)、(4) の職員を除く。) の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 職員 ((ii) 及び (iii) の職員を除く。)

日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 4 5 分の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき 3 8 時間 4 5 分となるように勤務時間を割り振ることができる。また、育児・介護を行う職員については、単位期間ごとの期間につき上記の週休日に加えて週休日を設けることができる。

(ii) 育児短時間勤務職員等

育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1 週間ごとの期間につき 1 日 7 時間 4 5 分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

条例第 2 条第 1 項
(学) 条例第 3 条
第 1 項
条例第 2 条第 2 項
(学) 条例第 3 条
第 2 項
条例第 2 条第 3 項
(学) 条例第 3 条
第 3 項
条例第 2 条第 4 項
(学) 条例第 3 条
第 4 項

条例第 8 条第 1 項
(学) 条例
第 7 条の 2 第 1 項
条例第 8 条第 1 項
(学) 条例
第 7 条の 2 第 1 項
条例第 8 条第 1 項
条例第 8 条第 1 項

条例第 3 条
条例第 4 条
規則 8—5 第 2 条
通知ア

(iii) 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

日曜日、土曜日及びその他指定日を週休日とし、1週間ごとの期間につき1日7時間45分以内の勤務時間を割り振る。

なお、公務に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で単位期間ごとの期間につき週の勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(イ) 特別の形態によって勤務する職員（交替制勤務職員）については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、勤務日が引き続き12日を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(2) フレックスタイム制の週休日及び勤務時間の割振り

(1) に関わらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲で週を単位として人事委員会規則で定める期間（単位期間）ごとの期間につき1に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることができる。

(i) 一般職員における割り振りの基準

- a 単位期間：4週間（155時間00分）
- b コアタイム：10：00～15：30
- c フレキシブルタイム（始業）：7：00～10：00
- d フレキシブルタイム（終業）：15：30～22：00
- e 最短勤務時間：6時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日

(ii) 育児・介護を行う職員における割り振りの基準

- a 単位期間：1週間（38時間45分）
2週間（77時間30分）
3週間（116時間15分）
4週間（155時間00分） } から選択可
- b コアタイム：10：00～15：00
- c フレキシブルタイム（始業）：7：00～10：00
- d フレキシブルタイム（終業）：15：00～22：00
- e 最短勤務時間：4時間
- f 最長勤務時間：12時間
- g 週休日：日曜日及び土曜日に加えて、1日を限度に週休日を設けることができる。

(3) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(ア) 学校職員の週休日及び勤務時間の割振り

(i) 学校職員（(ii)及び(iii)の職員を除く。）

(1) (ア) (i) と同じ。

(ii) 育児短時間勤務職員等

(1) (ア) (ii) と同じ。

条例第3条

第3項、第4項
規則8—5

第1条の2
～第1条の10
通知ア

(学) 条例第4条
規則8—6第2条
通知イ

(iii) 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

(1) (ア) (iii) と同じ。

(イ) 特別の形態によって勤務する学校職員については、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った8日以上、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設け、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、任命権者が別に定めることができる。

(ウ) 職務の特殊性等により、4週間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については8日以上）の週休日を設けることが困難である学校職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上（育児短時間勤務職員等については育児短時間勤務等の内容に従った1日以上）の割合で週休日を設け、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにするとともに、勤務日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにする場合には、人事委員会と協議して任命権者が定めることができる。

(4) 船舶に乗り組む職員及び船舶に乗り組む学校職員の週休日

52週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける。

条例第8条

(学) 条例

第7条の2

3 休憩時間

(1) 職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては、少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

条例第6条

(学) 条例第6条

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、下記に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分とすることができる。

規則8—5第4条

規則8—6第4条

(i) 子を養育するとき

6(1)(ア)(i)及び(ii)と同じ。

(ii) 要介護者を介護するとき

6(1)(ア)(iii)と同じ。

(iii) 妊娠中の女子職員が通勤の混雑を緩和するとき

12(1)7と同じ。

(iv) 高校、大学等において修学するとき

(2) 学校職員の休憩時間

(ア) 1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、勤務時間の途中に置く。

(イ) 1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合で、かつ、45分を超える休憩時間が置かれている場合において、上記(1)(イ)(i)～(iv)に該当し、公務の運営に支障がないと認められるときは、休憩時間を45分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

(3) 休憩時間の一斉付与の例外

任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、公務の運営上必要なもので、休憩時間を一斉に与えないことにより実態として休憩の自由利用が妨げられず、かつ、過度な勤務となることがないと認められるときに限り、休憩時間を一斉に与えないことができる。

4 週休日の振替等

(1) 週休日の振替

(ア) 振替の要件

職員に週休日に勤務することを命ずる必要があること。

(イ) 割振りの方法

勤務を命ずる必要がある日の前4週間及び後8週間の期間内にある勤務日を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、勤務の性質により、上記の期間によると、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合は、人事委員会の承認を得て、当該期間について別段の定めをすることができる。

(ウ) 振替の条件

(i) 振替を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにすること。

(ii) 職員に対し速やかに通知すること。

(2) 4時間の勤務時間の割振り変更

(ア) 変更の要件

(1) (ア) と同じ。

(イ) 変更の方法

(1) (イ) の期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（教育職給料表が適用される教育職員は、4時間又は3時間45分。次の4時間についても同様。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、勤務を命ずる必要がある日に割り振る。ただし、割り振ることをやめる4時間は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間とする。

(ウ) 変更の条件

(1) (ウ) と同じ。

(3) 振替等を行う場合の留意点

(ア) 一の週休日について、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合は、週休日の振替を優先させること。

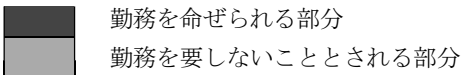

(イ) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日（4時間の勤務時間の割振り変更の場合は、当該職員の通常の勤務日）の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振ること。

(ウ) 毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更は行わないこと。

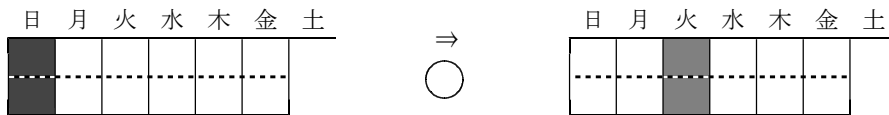
条例第5条

(学) 条例第5条
規則8—5第3条
規則8—6第3条
通知ア、通知イ

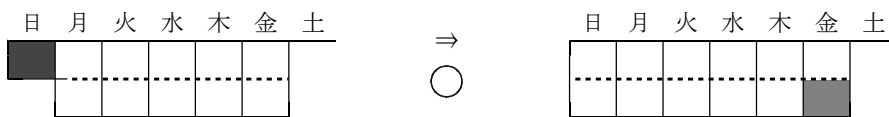
例1～2は、振替等が認められる場合、例3は、教育職給料表が適用される教育職員のみ認められる場合、例4～7は、認められない場合を例示したものである。

(注)  勤務を命ぜられる部分
 勤務を要しないこととされる部分

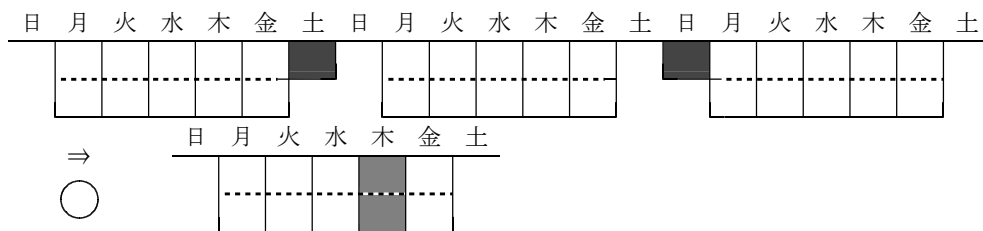
(例1) 日曜日に7時間45分勤務を命ずる場合



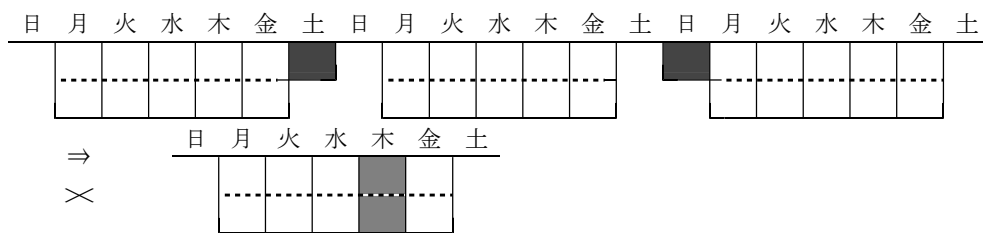
(例2) 日曜日に4時間勤務を命ずる場合



(例3) 1の土曜日に4時間、1の日曜日に3時間45分勤務を命ずる場合 (教育職給料表が適用される教育職員のみ。)



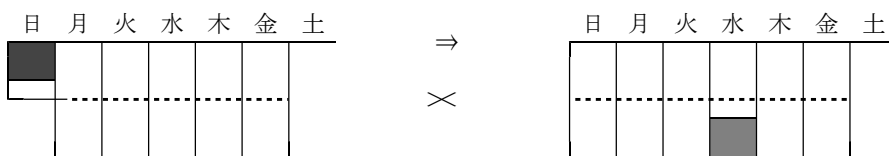
(例4) 1の土曜日と1の日曜日に4時間勤務を命ずる場合



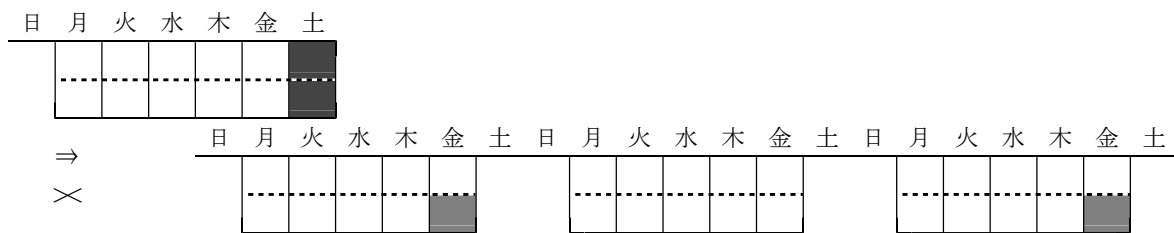
(例5) 勤務を要しないこととされる時間が始業の時刻から又は終業まで連続しない場合



(例6) 勤務を要しないこととされる時間が4時間でも7時間45分でもない場合



(例7) 勤務を要しないこととされる時間の分割



5 正規の勤務時間以外の時間における勤務

(1) 宿日直勤務

(ア) 職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（非現業事業）については人事委員会、同表第1号から第10号及び第13号から第15号までに掲げる事業（現業事業）については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 警察本部又は警察署において警察職員の行う警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務
- b 警察学校において教官の行う初等科生の生活指導等のための当直勤務
- c 児童福祉施設等において児童等と直接接することを常例とする職員の行う児童等の生活指導等のための当直勤務
- d 教育又は研修の機関において学生等と直接接する職員の行う学生等の生活指導等のための当直勤務
- e ダムの管理施設において職員の行う機器等の監視、管理又は気象状況等の観測のための当直勤務
- f 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設において職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務
- g 宮城県ドクターバンク事業実施要綱第6第2項に定める研修期間中の研修先病院等における入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

(イ) 学校職員の宿日直勤務

労働基準法別表第1第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業（教育事業等）については人事委員会（県費負担教職員の場合はその者の属する市町村の人事委員会又は当該市町村の長）、教育事業等以外の事業については労働基準監督署長の許可を受けて、次の勤務を命ずることができる。

(i) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

(ii) 次の当直勤務

- a 寄宿舎を有する県立学校において舎監の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- b 農業又は水産に関する課程を置く県立学校において生徒の実習指導に従事する県立学校職員の行う生徒の生活指導等のための当直勤務
- c 特別支援学校の寄宿舎において寄宿舎指導員の行う舎生の生活指導等のための当直勤務
- d 農業に関する学科を置く高等学校において県立学校職員が行う動物又は植物の管理等のための当直勤務

(2) 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができる。

(3) 時間外勤務の上限規制

(2) により時間外勤務を命ずる場合においては、以下に掲げる職員（学校職員を含む。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ当該区分に定められた時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命じなければならない。

(ア) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い所属として任命権者等が指定するもの（以下「他律

条例第10条第1項
規則8—5第7条
通知ア

(学) 条例第8条
第1項
規則8—6第6条

条例第10条第2項
(学) 条例第8条
第2項
条例第10条第3項
(学) 条例第8条
第3項
規則8—5第8条
規則8—6
第6条の2

的所属」という。)に勤務する職員以外の職員

(i) (ii) に掲げる職員以外の職員

- a 1 箇月において 4 5 時間以内
- b 1 年において 3 6 0 時間以内

(ii) 人事異動及び他律的所属の範囲の変更等により、年度の中途において他律的所属から他律的所属以外に所属することとなった職員

- a 1 年において 7 2 0 時間以内
- b 他律的所属から他律的所属以外の所属に所属することとなった日が属する月の末日までの期間 (以下「特定期間」という。)

- ① 1 箇月において 1 0 0 時間未満
 - ② 特定期間における 2～6 箇月の時間外勤務時間の平均時間が 8 0 時間以内
 - ③ 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が 6 箇月以内
- c 特定期間の翌日から 1 年の末日までの期間

- ① 1 箇月において 4 5 時間以内
- ② 1 年のうち特定期間以外の期間の月数に 3 0 時間を乗じて得た時間以内

(イ) 他律的所属に属する職員

- (i) 1 箇月において 1 0 0 時間未満
- (ii) 1 年において 7 2 0 時間以内
- (iii) 1 年間に於ける 2～6 箇月の時間外勤務時間の平均時間が 8 0 時間以内
- (iv) 1 年のうち 1 箇月において 4 5 時間を超えて時間外勤務を命ずる月数が 6 箇月以内

※ (ア) 及び (イ) においては、「1 箇月」は月の初日から末日までとし、「1 年」は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間とする。なお、任命権者等は人事異動等の時期を考慮して円滑に時間外勤務に係る事務処理を行うため必要がある場合には、4 月以外の月の初日を「1 年」の起算日とすることができる (ただし、この場合任命権者はその旨人事委員会に報告しなければならない)。

(ウ) 他律的所属の範囲等

(i) 他律的所属の決定

任命権者等は、他律的所属の範囲を必要最小限のものとし、当該範囲を定め、又は変更した場合には、速やかに職員に周知するとともに、人事委員会に報告しなければならない。

なお、学校職員以外の職員の場合、「所属」の単位は、課若しくは室又はこれに相当するもの (以下「課室等」という。) によるが、課室等全体を他律的所属として指定する必要がないと任命権者が認めるときは、班、係など課室等の一部を限定して指定することができる。また、学校職員の場合、「所属」の単位は、学校等とする。

(ii) 他律的所属の範囲

他律的所属は、業務の量や時期が他律的に決まる比重が高い所属が該当する。所属が他律的所属に該当するか否かの判断については、当該所属の業務の状況を考慮して適切に判断しなければならない。

なお、(3) アの他律的業務の例を挙げると次の a から d のとおりである。

- a 県民の生命、身体及び財産を保護するために緊急に対応することが必要な業務
- b 県民及び企業等との折衝のため臨時的に対応することが必要な業務
- c 労働基準法第 3 6 条第 1 項の協定において、同条第 3 項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めた業務
- d その他、3 (ア) (i) に掲げる時間を超えて勤務させることが特に必要な業務として任命権者等が認めた業務

(4) 上限の特例及び事後検証

(ア) 上限の特例

災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の業務として任命権者等が認める業務（以下「特例業務」という。）に従事する又は従事した職員に対して（３）に掲げる時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、（３）に掲げる時間・月数は適用しない。

（イ）特例業務に係る要因分析等

任命権者等は、（ア）により上限を超えて職員に時間外勤務（以下「特例時間外勤務」という。）を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、１年の末日の翌日から起算して６箇月以内に、当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証（以下「整理分析等」という。）を行わなければならない。

（ウ）特例業務による時間外勤務に関する留意点

- （i）特例業務の範囲は、業務の状況を考慮して必要最小限のものとする。
- （ii）任命権者等は特例時間外勤務を命ずる際は、あらかじめ職員に通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難な場合は、事後速やかに通知するものとする。
- （iii）任命権者等は整理分析等を行うに当たっては、少なくとも特例時間外勤務を命ぜられた職員の所属、氏名、特例時間外勤務を命じた月又は年における時間外勤務の時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、当該職員が従事した特例業務の概要並びに人員配置又は業務分担の見直し等によっても特例時間外勤務を命ずることが回避できなかった理由を記録しなければならない。
- （iv）任命権者等は適切に情報収集し、整理分析等を行うものとする。
- （v）職員が複数の所属の職を兼ねる場合、当該職員が主として勤務する所属において整理分析等を行うものとする。

6 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

（１）早出遅出勤務

（ア）早出遅出勤務の対象職員

- （i）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- （ii）小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であつて、次に掲げる事業を行う施設等にその子（これらの事業を利用するものに限る。）を出迎えるため、又は見送るため赴く職員
 - ① 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行う施設
 - ② 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設
 - ④ 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業における援助を行う場所
 - ⑤ 文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所
- （iii）日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）を介護する職員（「13 介護休暇」の対象者と同一）

（イ）早出遅出勤務の請求手続

早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日及び末日とする日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求書を提出する。

（２）深夜勤務の制限

（ア）深夜勤務制限の対象職員

- （i）小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。ただし、職員の配偶者でその子の親であるものが、次のいずれにも該当する者に該当する場合における当該職員を除く。
 - ① 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月につき3日以下の者を

条例第10条の2
第1項、第2項
(学) 条例
第8条の2
第1項、第2項
規則8—5
第8条の2
～第8条の5
規則8—6
第6条の2
～第6条の5
通知ア、通知イ

条例第10条の3
第1項、第4項
(学) 条例
第8条の3
第1項、第4項
規則8—5

含む。)であること。	第9～12条
② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。	規則8—6
③ 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。	第7～10条
(ii)(1)(ア)(iii)と同じ。	通知ア、通知イ
(イ) 深夜勤務制限の請求手続 深夜勤務制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。)についての深夜勤務制限開始日及び深夜勤務制限終了日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに深夜勤務制限請求書を提出する。	
(3) 時間外勤務の制限	条例第10条の3
(ア) 時間外勤務制限の対象職員	第2～4項
(i) 3歳に満たない子のある職員 — 原則として時間外勤務命令の禁止	(学) 条例
(ii) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員 — 原則として1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務命令の禁止	第8条の3
(iii)(1)(ア)(iii)と同じ職員 — 原則として1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務命令の禁止	第2～4項
(イ) 時間外勤務制限の請求手続 時間外勤務制限を請求する一の期間について当該期間の初日及び期間(1年又は1年未満の月単位の期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに時間外勤務制限請求書を提出する。この場合、(i)による請求の期間と(ii)による請求の期間とが重複しないようにする必要がある。	規則8—5
	第14～16条
	規則8—6
	第12～14条
	通知ア、通知イ
7 時間外勤務代休時間	条例第10条の4
(1) 時間外勤務代休時間の指定	(学) 条例
任命権者は、正規の勤務時間に対して1か月について60時間を超えて勤務した場合の割増分の時間外勤務手当の支給に代えて、勤務することを要しない時間として時間外勤務代休時間を指定することができる。	第8条の4
(2) 時間外勤務代休時間を指定できる期間	規則8—5
60時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後までの期間	第16条の2
(3) 時間外勤務代休時間の時間数	規則8—6
月60時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定する。	第14条の2
(イ) 平日等の時間外勤務時間数・・・×25/100	通知ア、通知イ
(ロ) 短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務時間数・・・×50/100	
(ハ) 土曜日等の時間外勤務時間数・・・×15/100	
(4) 時間外勤務代休時間の単位	
(イ) フルタイム勤務職員 4時間又は7時間45分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)	
(ロ) 短時間勤務職員 4時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は勤務日ごとの勤務時間の時	

間数となる時間)

(5) 時間外勤務代休時間の指定の条件

職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しないことを申し出た場合には、時間外勤務代休時間の指定は行わない。

8 休 日

次の休日には、特に勤務することを命ぜられる職員を除き、勤務することを要しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで((1)の休日を除く。)

9 休日の代休日

(1) 代休日の指定の要件

8(1)及び(2)の休日に割り振られた勤務時間の全部について、特に勤務することを命ずること。

(2) 代休日の指定の方法

勤務することを命じた休日の8週間後の期間内にあり、同一の勤務時間が割り振られた勤務日を代休日に指定する。

(3) 代休日の指定の条件

職員があらかじめ代休日の指定を希望しないことを申し出た場合には、代休日の指定は行わない。

10 年次有給休暇

(1) 1暦年の年次有給休暇の日数

(ア) 職員((イ)の職員を除く)の年次有給休暇の日数

- (i) (ii) から (iv) までの職員以外の職員 20日
- (ii) 年の中で採用された職員

採用された月	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日 数	20日	19	17	15	14	12	10	9	7	5	4	2

(iii) 前年に他の地方公共団体の職員、国家公務員、地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員

20日+(前年の年次有給休暇等の残日数)-(職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数)

(iv) 船舶に乗り組む職員

(i) から (iii) の日数。ただし、船舶法第74条が適用される職員で、同法第75条により与えられる有給休暇の日数が(i)から(iii)を上回る場合は、同法第75条による日数。

条例第11条

(学) 条例第9条

条例第12条

(学) 条例第10条

規則8-5第17条

規則8-6第15条

通知ア、通知イ

条例14条第1項

(学) 条例

第12条第1項

規則8-5第18条

規則8-6第16条

通知ア、通知イ

(イ) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数

(i) (ii) から (iv) までの職員以外の職員

- a 齊一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務日数、1日の勤務時間が同一の職員）
 下記①、②いずれか多い方の日数とする。

$$\star 20 \text{日} \times \frac{\text{1週間の勤務日の日数}}{5} \quad \text{-----} \text{①}$$

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上又は1週間勤務日数が5日以上職員

勤 続 年 数			
6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満
10日	11日	12日	14日

4年6ヵ月以上 5年6ヵ月未満	5年6ヵ月以上 6年6ヵ月未満	6年 6ヵ月以上
16日	18日	20日

(b) その他の職員

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	
1年間の勤務日の日数	169日～ 216日	121日～ 168日	120日 以下	
勤 続 年 数	6ヵ月以上 1年6ヵ月未満	7日	5日	3日
	1年6ヵ月以上 2年6ヵ月未満	8日	6日	4日
	2年6ヵ月以上 3年6ヵ月未満	9日	6日	4日
	3年6ヵ月以上 4年6ヵ月未満	10日	8日	5日

4年6ヵ月未満			
5年6ヵ月未満	12日	9日	6日
5年6ヵ月以上			
6年6ヵ月未満	13日	10日	6日
6年6ヵ月以上	15日	11日	7日

※ 1週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては1週間の勤務日の日数欄の区分、1週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては1年間の勤務日の日数欄の区分によること。

b 不斉一型短期間勤務職員（a以外のもの）

下記①、②いずれか多い方の日数とする。

1週間当たりの勤務時間

$$\star 155 \text{時間} \times \frac{\text{-----}}{38 \text{時間} 45 \text{分}} \div \text{1日当たりの平均勤務時間数} (\star) \text{-----} \text{①}$$

(1日未満端数四捨五入)

※ 4週間以内の期間内の勤務時間数 ÷ 同期間内の勤務日数

☆労働基準法に定める日数 ----- ②

(a) 1週間の勤務時間が30時間以上、1週間勤務日数が5日以上又は1年間の勤務日数が217日以上の職員

a (a)の表の日数

(b) その他の職員

a (b)の表の日数

※ 上記 a、bにかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数の取扱いは、定年前再任用短時間勤務職員として採用された後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとして年休日数を扱うものとする。

(ii) 年の中途中で採用された職員

a 斉一型短時間勤務職員

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1 週勤 間務 の 日 数	5日	20日	19日	17日	15日	14日	12日	10日	9日	7日	5日	4日	2日
	4日	16日	15日	14日	12日	11日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	2日
	3日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
	2日	8日	8日	7日	6日	6日	5日	4日	4日	3日	2日	2日	1日

b 不斉一型短時間勤務職員

年間付与日数 ((i) bで計算された日数) × 次表に定める係数 (1日未満端数切上げ)

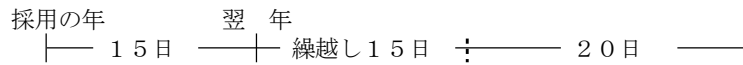
採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
係数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12

7月	8月	9月	10月	11月	12月
6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

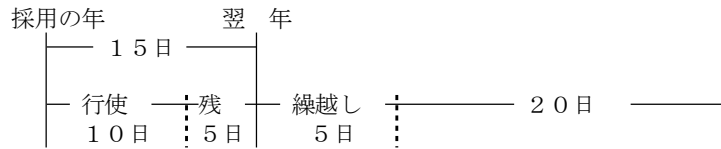
<p>(iii) 前年に地方公営企業法の適用を受ける職員等であったが、人事交流等により引き続き職員となった職員（暫定再任用フルタイム職員を含む） （当該年に条例対象外職員として勤務した期間を条例対象職員とみなした場合における （ア）（i）又は（イ）（ii）の日数）＋（前年の年次有給休暇等の日数）－（職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇等の日数）</p> <p>(iv) 船舶に乗り組む職員 （ア）（iv）と同じ。</p>	
<p>(2) 年次有給休暇の繰越し （ア）翌年に繰り越すことができる日数 20日を超えない範囲内の残日数 （イ）繰越し運用上の留意点 （i）残日数には、1日未満の端数が含まれる。 （ii）繰り越された年次有給休暇のある職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰越し分から先に請求されたものとして扱う。</p>	<p>条例第14条第2項 （学）条例 第12条第2項 規則8—5第19条 規則8—6第17条 通知ア、通知イ</p>
<p>(3) 年次有給休暇の単位 1日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって1日とする。 （ア）（イ）から（エ）までの職員以外の職員 7時間45分 （イ）育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数 （i）育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分 （ii）育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分 （iii）育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分 （ウ）（イ）以外の育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員で1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるもの 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間） （エ）（イ）及び（ウ）以外の育児短時間勤務職員等並びに（ウ）以外の定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 7時間45分</p>	<p>規則8—5第20条 規則8—6第18条</p>
<p>(4) 年次有給休暇の時季指定 （ア）対象職員 （i）技能労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員） （ii）企業職員（地方公営企業法第15条に規定する地方公営企業の管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員） （イ）年次有給休暇の時季指定義務 年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日については、基準日（10日以上年次有給休暇を付与した日をいう。）から1年以内の期間に時季を定めることにより取得させること。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を取得させた場合においては、当該取得させた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。 （ウ）時季の指定方法 上記により時季を定めて年次有給休暇を取得させようとするときは、職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。</p>	<p>勤務時間規程第3条 （教）勤務時間規程 第3条 （企）勤務時間規程 第3条</p>

(例1) 新規採用(4月1日)の職員が翌年へ繰り越すことができる日数

① 年次有給休暇を全く行使しなかった場合

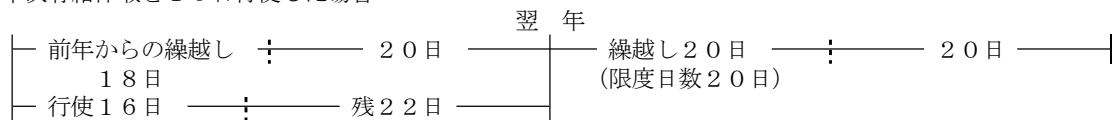


② 年次有給休暇を10日行使した場合



(例2) 新規採用以外の職員が翌年へ繰り越すことができる日数(前年からの繰越しが18日ある場合)

① 年次有給休暇を16日行使した場合

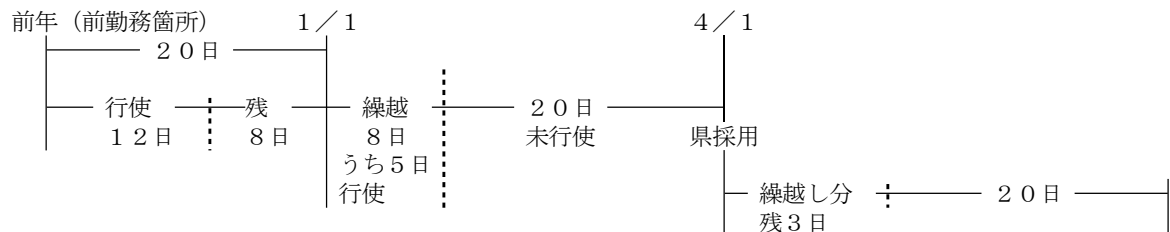


② 年次有給休暇を25日行使した場合

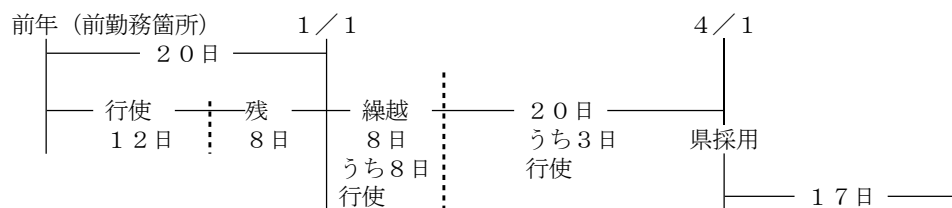


(例3) 年の中途(4月1日)で人事交流等により職員となった者が翌年へ繰り越すことができる日数

① 県採用の前年に12日(前前年の繰越し分を除く。)行使し、当年5日行使している場合



② 県採用の前年に12日(前前年の繰越し分を除く。)行使し、当年11日行使している場合

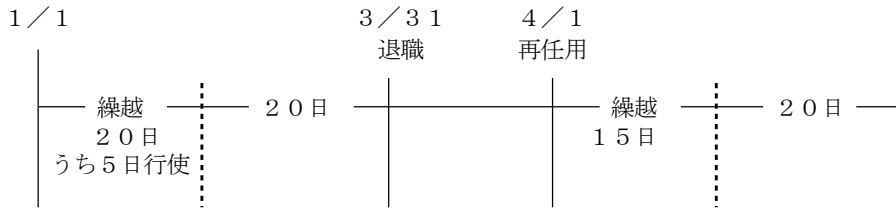


(例4)

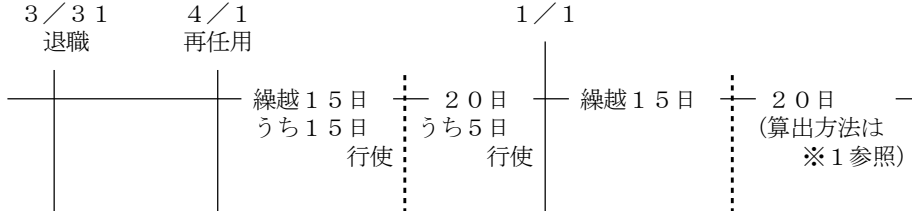
行使する時間	休暇時間	摘要
8:30~12:00	4時間	時間単位で行使
13:00~17:15	5時間	時間単位で行使
10:00~15:15	5時間	休憩時間を除き、時間単位で行使
15:00~17:15	3時間	時間単位で行使

(例5) 3月31日に退職した職員が4月1日に定年前再任用短時間勤務職員(週4日、1日7時間45分:週31時間)として採用される場合の付与日数

① 再任用時（4月1日）の付与日数



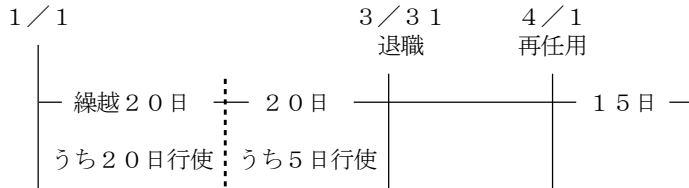
② 再任用中（1月1日）の付与日数



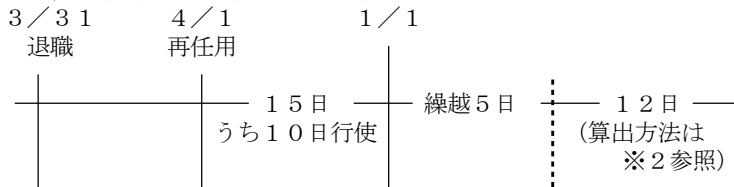
※1 10(1) (イ) (i) aにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $20日 \times 4/5 = 16日$ ----- ①
 労働基準法に定める日数20日 ----- ②
 ①<② なので 20日

(例6) 3月31日に退職した職員が4月1日に定年前再任用短時間勤務職員（週3日（月火各7時間45分・水3時間55分：週19時間25分）として採用される場合の付与日数）

① 再任用時（4月1日）の付与日数



② 再任用中（1月1日）の付与日数



※2 10(1) (イ) (i) bにより次の①、②いずれかの多い方の日数
 $155時間 \times 19時間25分 / 38時間45分 = (77時間40分 / 12日)$
 $= 155 \times 233 / 465 \div 233 / 36$
 $= 12日$ ----- ①
 労働基準法に定める日数 11日 ----- ②
 ①>② なので 12日

11 病 気 休 暇

(1) 病気休暇の区分及び期間

(ア) 公務上の負傷若しくは疾病（公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により派遣された退職派遣者（派遣職員等）の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員等の通勤による負傷又は疾病を含む。）必要と認められる期間

(イ) 結核性疾患 1年以内で必要と認められる期間

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の負傷又は疾病 90日以内で必要と認められる期間
ただし、次の疾病については、さらに90日以内で必要な期間につき延長できる。

(i) 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病

(ii) 精神又は神経に係る疾病

(iii) 妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症

(iv) その他治療困難な疾病で人事委員会が特に必要と認めるもの

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病）

※ 期間の計算に当たり、職員が先に当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による病気休暇の取得、又は加えて病気休職の処分を受けていたときは、先の病気休暇又は先の病気休職の期間が連続し、又は180日以内で断続しており、かつ、復帰又は復職から180日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときには、先の病気休暇の期間と通算する。

※ 病気休暇の期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

(2) 病気休暇の単位 1日又は1時間

(3) 病気休暇の手続

(ア) 病気休暇の請求

あらかじめ病気休暇申請書を提出する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除き遅くとも3日以内に申請する。

病気休暇申請書には、診断書を添付する。ただし、6日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超えない期間の病気休暇については、負傷又は疾病の事実を証する書面（診察券等受診の事実を示すもの。やむを得ない事情により医療機関の診察を受けられない場合は、負傷又は疾病の日時、症状、経過等を記載した本人の疎明書。）で診断書に代えることができる。

(イ) 療養経過の報告

(1) (ア) 又は (イ) の休暇を取得した場合は、3か月ごとに医師の診断書を添付した療養経過報告書を提出する。

(ウ) 病気休暇の承認の取消し

承認済みの病気休暇の期間が満了する前に出勤しようとするときは、承認取消申請書を提出する。承認された病気休暇の期間が6日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超える場合は、医師の診断書を添付する。

条例第15条

(学) 条例第13条
規則8—5第21条
規則8—6第19条
通知ア、通知イ

条例第18条

(学) 条例第16条
規則8—5
第25条、第27条
第29条
規則8—6
第23条、第25条
第27条
通知ア、通知イ

12 特別休暇

条例第16条
 (学) 条例第14条
 規則8—5第22条
 規則8—6第20条
 通知ア、通知イ

(1) 特別休暇の種類及び期間並びに運用上の留意点

号	種 類	期 間
1	職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	「選挙権その他の公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。	
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	ア 「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合」とは、骨髄バンク事業以外で骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合も含まれる。 イ 「必要と認められる期間」には、骨髄データセンター等への往復に要する期間も含まれる。なお、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を原因として他の疾病を発症した場合には、その時点から病気休暇として取り扱う。 ウ 「当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等」とは、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に至る以前に何らかの事情により提供を行わなかった場合の、それ以前の行為を含む。 エ 「配偶者、父母、子及び兄弟姉妹」に対して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合には、事前の検査等は年次有給休暇で対応することとなるが、骨髄又は末梢血幹細胞の採取後の入院期間については、病気休暇として取り扱うことができる。	
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1 暦年 5 日以内で必要と認められる期間
	ア 「5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。 イ 「相当規模の災害」とは、災害救助法による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他	

	<p>必要な援助をいう。</p> <p>ウ 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。</p> <p>① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（③及び⑦に掲げる施設を除く。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム</p> <p>② 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>③ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する施設</p> <p>④ 老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム</p> <p>⑤ 生活保護法第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設</p> <p>⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>⑦ 医療法第1条の5第1項に規定する病院</p> <p>⑧ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校</p> <p>⑨ ①から⑧までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって人事委員会事務局長が定めるもの</p> <p>エ 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。</p>
5	<p>職員が結婚する場合</p> <p>連続する7日以内で必要と認められる期間</p> <p>結婚の5日前の日から、結婚後6月を経過するまでの期間内に取得する。ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、この期間内に取得できないと任命権者が認める場合は、当該結婚の後1年を経過する日までの期間内に取得することができる。</p>
6	<p>妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合</p> <p>10日以内で必要と認められる期間</p> <p>ア 「妊娠中」とは、医師又は助産師（以下「医師等」という。）により、妊娠が確認された時から出産までをいう（以下同じ。）。</p> <p>イ 「10日以内で必要と認められる期間」とは、一妊娠期間を通じて継続して又は断続して10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</p>
7	<p>妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> <p>1日1時間又は1日2回各30分</p> <p>ア 「交通機関の混雑の程度」とは、登庁又は退庁の時間帯において通常利用する交通機関がおおむね定員を超過している状態をいい、公共の交通機関の乗降場、車内又は道路における混雑も含まれる。なお、「交通機関」とは、電車、バス等の公共交通機関の他、妊娠中の女子職員が運転する自動車も含まれる。</p> <p>イ 「母体又は胎児の健康維持に支障があると認められる場合」とは、妊娠中の女子職員が、母子保健法第10条の規定に基づく保健指導（以下単に「保健指導」という。）又は同法第13条の規定に基づく健康診査（以下単に「健康診査」という。）を受け、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。</p>
8	<p>妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p> <p>必要と認められる期間</p> <p>ア 「出産後1年」とは、出産日の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までをいう。</p> <p>イ 「母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合」の休暇期間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等がこれと異なる指示をした場合には、</p>

	<p>いずれの期間についてもその指示された回数)とし、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>ウ 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査は、医師等による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対の「健康診査及び保健指導」であり、「健康診査」を受診した日とは別の日に「保健指導」のみ受ける場合についても両者をあわせて「1回」とみなすこと。</p> <p>エ 「保健指導」及び「健康診査」の対象は女子職員本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれない。</p> <p>オ 「保健指導」及び「健康診査」には、母親学級及び両親学級等の集団での保健指導、歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける場合も含まれる。</p>	
9	<p>妊娠中の女子職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合</p>	必要と認められる期間
	<p>ア 「その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合」とは、保健指導又は健康診査を受け、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等から当該女子職員が適宜の休息や補食ができるよう必要な措置を講ずる旨の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。</p> <p>イ 「適宜休息し、又は補食する場合」は、正規の勤務時間等の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの特別休暇を請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認し又は受理している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。</p>	
10	女子職員が妊娠12週未満で流産した場合	10日以内で必要と認められる期間
	「10日以内で必要と認められる期間」の決定は、医師の診断書、証明書等により行う。	
11	女子職員が8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産を予定している場合	出産の日までの申し出た期間
12	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
	「出産」とは、妊娠満12週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む。	
13	女子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内
14	男子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身に障害等の状況にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。）	1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内
15	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日以内
16	職員が妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間
	ア 「妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認めら	

	<p>れる場合」とは、職員の妻又は子若しくは子の配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、出生の届出等、出産に係る世話のため勤務しない場合をいい、子又は子の配偶者の出産に伴い、この休暇を取得する場合は、職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合に限る。</p> <p>イ 前記アの「職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に出産に係る世話をする者がいない場合も含む。</p> <p>ウ 「2日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して2日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</p>	
17	<p>職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、職員が当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 「当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話」とは、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の食事、排せつ、入浴等の日常生活上の世話のほか、保育所への送迎等をいい、孫のため、この休暇を取得する場合は、職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合に限る。</p> <p>イ 前記アの「職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に当該孫の世話をする者がいない場合も含む。</p> <p>ウ この号の「孫」には、配偶者の孫を含む。</p> <p>エ 「5日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して5日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</p>	<p>当該期間内において5日以内で必要と認められる期間</p>
18	<p>中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、その子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 「中学校就学の始期に達するまで」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう（以下同じ）。</p> <p>イ 「養育する」とは、当該子と同居してこれを監護することをいう（以下同じ）。</p> <p>ウ 「健康診断」は、疾病の予防を図るためのものをいい、母子保健法第12条及び第13条に基づく健康診査以外のものも含まれる（小学校就学の始期に達するまでの子のみが対象）。</p> <p>エ 「予防接種」は、疾病の予防を図るためのものをいい、小学校就学の始期に達するまでの子については、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。小学校就学の始期に達した子については、同法に基づくもの（定期の予防接種及び臨時の予防接種）に限る。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
19	<p>職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該職員以外に看護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>1暦年5日以内で必要と認められる期間</p>

	<p>ア 「看護」とは、負傷若しくは疾病による治療若しくは療養中の看病又は通院等の世話をを行うことをいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリテーション）の介助は含まない。看護のため勤務しないことが相当であることの判断に当たっては、被看護者の負傷又は疾病の事実を明らかにする書面（医師の診断書、医療機関が発行する領収書等受診の事実を示すもの又は負傷若しくは疾病の日時、症状、経過等を記載した職員の疎明書）により行うことができるものとする。</p> <p>イ 「看護を行う者がいない」とは、被看護者と通常生活をともにする者及び被看護者の二親等以内の親族のうちで、現実に看護する者がいない場合のほか、老齢、幼少、通学、遠隔等のため看護を行うに相当と認められる者がいない場合も含む。</p> <p>ウ 「5日以内で必要と認められる期間」とは、1暦年を通じて継続して又は断続して5日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</p>	
20	<p>中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し又は疾病にかかったその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1暦年5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間</p>
20	<p>義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1暦年2日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が2人以上の場合にあっては3日）以内で必要と認められる期間</p>
21	<p>職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合</p> <p>イ 要介護者の介護</p> <p>ロ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話</p>	<p>1暦年5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間</p>
	<p>「5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して5日又は10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、要介護者が2人以上の場合にあっては、1人についてであっても10日以内を認めることができる。</p>	

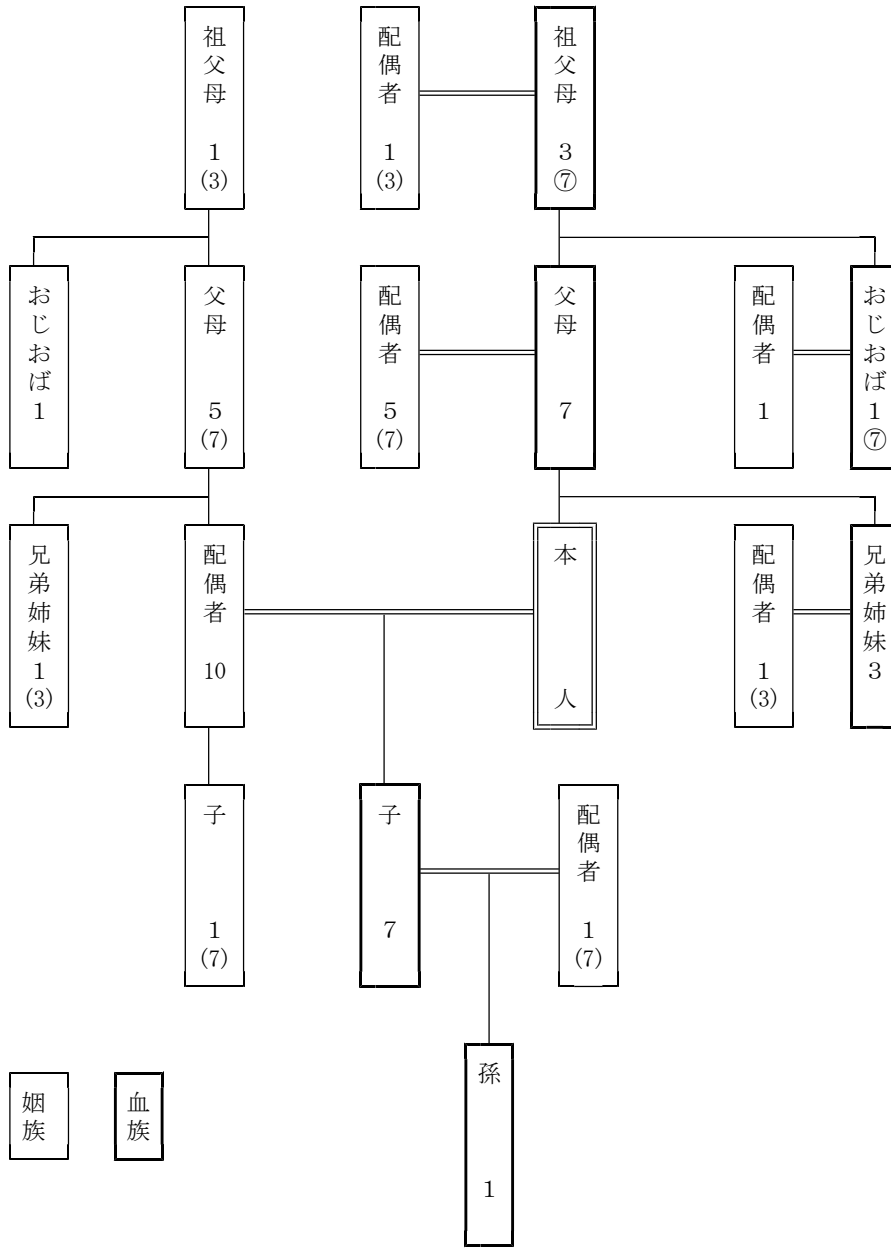
22	<p>職員の親族（次表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p> <table border="1" data-bbox="300 376 1406 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">親 族</th> <th colspan="2">日 数</th> </tr> <tr> <th>血 族</th> <th>姻 族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>10日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>父 母</td> <td>7日</td> <td>5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>7日</td> <td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕</td> </tr> <tr> <td>祖 父 母</td> <td>3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕</td> <td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> <td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕</td> </tr> <tr> <td>おじおば</td> <td>1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親 族	日 数		血 族	姻 族	配 偶 者	10日		父 母	7日	5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕	子	7日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕	祖 父 母	3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕	孫	1日		兄弟姉妹	3日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕	おじおば	1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日	
親 族	日 数																											
	血 族	姻 族																										
配 偶 者	10日																											
父 母	7日	5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕																										
子	7日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕																										
祖 父 母	3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕																										
孫	1日																											
兄弟姉妹	3日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕																										
おじおば	1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日																										
23	<p>職員が、父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>「特別な行事」とは、社会一般の慣習により、例えば神道にあっては年祭、仏教にあっては回忌（49日、100日、1回忌、3回忌等）など祭事、法事等をいい、うら盆、彼岸会等の祭礼を含まないものとし、父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に行われるものに限る。 なお、「父母」とは、実、養父母をいう。</p>	1日以内																										
24	<p>職員が夏季において盆等の行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合</p> <p>「5日以内で必要と認められる期間」は、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除いて原則として連続して付与する。ただし、特に必要と認められる場合には、「日」単位で付与して差し支えない。</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間において5日以内で必要と認められる期間（<u>業務の都合により当該期間内に使用することが困難であると任命権者が認める場合にあっては、6月から10月までの期間</u>）</p>																										
25	<p>人事委員会が定める職員が心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合</p>	<p>人事委員会が定める年度における連続する3日以内で必要と認められる期間</p>																										

	<p>「人事委員会が定める職員」及び「人事委員会が定める年度」とは次に掲げる職員及び年度とする。</p> <p>ア イからオまでに掲げる職員以外で各年度中に満40歳及び満50歳に達する職員 満40歳又は満50歳に達する日の属する年度（各年度の3月31日に満40歳及び満50歳に達する職員の場合には当該各年度とする。以下「基準年度」という。）</p> <p>イ ウからオまでに掲げる職員以外で満40歳及び満50歳に達する年度中に長期の休暇等やむを得ない理由によりこの特別休暇を取得できなかったものと任命権者が認める職員 基準年度の翌年度</p> <p>ウ 次に掲げる職員で当該派遣等の期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務復帰等をした年度に当たる場合を除く。）又は職務復帰等をした年度</p> <p>① 地方自治法第252条の17第1項の規定により派遣された職員</p> <p>② 外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員</p> <p>③ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員</p> <p>④ ①から③までに掲げる職員以外で国又は他の地方公共団体等に派遣された職員</p> <p>⑤ 任命権者の命令により県の機関以外の研修機関等に派遣されて研修を受ける職員</p> <p>⑥ 職員の分限に関する条例第2条第1号に掲げる事由に該当して休職にされた職員</p> <p>エ 公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者で当該特定法人の業務に従事すべき期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が公益的法人等派遣条例第10条第1項の規定により職員として採用された年度に当たる場合を除く。）又は公益的法人等派遣条例第10条第1項の規定により職員として採用された年度</p> <p>オ 退職して国又は他の地方公共団体等に派遣された職員で当該派遣期間を含む年度中に満40歳及び満50歳に達する職員（当該派遣期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務に復帰した年度に当たる場合を除く。）又は職務に復帰した年度</p>	
26	<p>地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>ア 「地震、水害、火災その他の災害」とは、法令等の規定により公共の機関に協力する場合、非常災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合及び退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を含む。</p> <p>イ 「交通機関等の事故」には、自家用車による通勤者が自己の責めによらない事故によって通勤不可能となる場合（通常1日を限度とする。）又は遅れて出勤する場合が含まれる。</p>	必要と認められる期間
27	<p>職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 「不妊治療等」とは、医師が行う不妊の原因を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等のほか、医療機関に通院する場合、医療機関が実施する説明会へ出席する場合、不育症の治療を行うため通院する場合をいう。</p> <p>イ 「人事委員会が定める不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精とする。</p> <p>ウ 「6日（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10日）以内で必要と認められる期間」とは、一暦年を通じて継続して又は断続して6日又は10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。</p>	一暦年6日（体外受精その他人事委員会 が定める不妊治療を受ける場合にあつては 10日）以内で必要と認められる期間
28	<p>職員が学校教育法第54条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第84条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合</p>	必要と認められる期間

	<p>「定められた面接授業に出席する場合」の休暇期間は、各年ごとに出席する必要な期間をいい、2年以上まとめて出席する場合には、6週間を超えない期間についてのみ、休暇として取り扱う。</p>	
29	職員が国又は県が行う職務の遂行に必要な資格試験、昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間
30	職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
	<p>「国、県その他の公共的団体」とは、国、地方公共団体のほか、国又は地方公共団体がその構成員となっている団体、国又は地方公共団体が当該団体の活動資金を負担し、かつ、その活動に密接にかかわっている団体等をいう。</p>	
31	職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
	<p>ア 「国際的な運動競技会」とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等複数の国の選手が参加し、国際的な規模で開催される運動競技会をいう。 イ 「国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会」とは、国民スポーツ大会、県民体育大会のほか、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等公的団体が主催する運動競技会をいう。 ウ 職員がこれらの運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。</p>	
32	職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
33	1～32に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め、人事委員会の承認を得た場合	承認を得た期間

※ 24、25の休暇を除き、期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

忌引休暇（第22号）の認められる親等図



- ※1 数字は取得日数
- ※2 ○付き数字は職員が代襲相続する場合の取得日数
- ※3 ()内の数字は職員と生計を一にしていた場合の取得日数

(2) 特別休暇の単位

1日又は1時間（(1)7、13及び14については1時間又は30分、9については15分）。ただし、(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

1時間を単位として使用した(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の特別休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって1日とする。

(ア) (イ) 及び (ウ) の職員以外の職員

7時間45分

(イ) 斉一型短時間勤務職員

勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(ウ) 不斉一型短時間勤務職員

7時間45分

(3) 特別休暇の手続

(ア) 特別休暇の申請

あらかじめ特別休暇簿（所属長以下の専決事項に属さないものについては特別休暇申請書）により申請する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除き遅くとも3日以内に申請する。

特別休暇簿（申請書）には、勤務しない事由を明らかにする証明書類を添付する。ただし、6日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除く。）を超えない期間の特別休暇については、休暇事由が明らかであると任命権者が認めるときは、書面の添付を省略することができる。

(イ) 特別休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。ただし、(1)13及び14の特別休暇の申出について、その一部の取消しを申し出る場合には、特別休暇承認取消申請書を提出する。

条例第18条

(学) 条例第16条
規則8—5
第24条、第25条
第27条、第29条
規則8—6
第22条、第23条
第25条、第27条
通知ア、通知イ

13 介護休暇

(1) 介護休暇の要件

負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であること。

(2) 介護休暇の対象者

(ア) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

(イ) 職員と同居している次の者

(i) 配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者

(ii) 職員又は配偶者との間において事実上の父母又は子と同様の関係にある次の者

a 父母の配偶者

b 配偶者の父母の配偶者

c 子の配偶者

d 配偶者の子

(3) 介護休暇の期間

介護を必要とする一の状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内で必要と認められる期間。

条例

第17条、第18条
(学) 条例
第15条、第16条
規則8—5第23条
第23条の2
第26条、第28条
第29条
規則8—6第21条
第21条の2
第24条、第26条
第27条
通知ア、通知イ

(4) 介護休暇の単位

1日又は1時間とし、時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。ただし、当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、合わせて4時間の範囲内とする。

(5) 介護休暇の手続

(ア) 指定期間の指定

2週間以上の期間を定めて、指定期間の指定申出書により指定を希望する期間の初日及び末日を申し出る。

(イ) 介護休暇の請求

あらかじめ介護休暇申請書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

なお、介護休暇は、できるだけ多くの期間について一括して請求するものとし、一回の指定期間について、初めて介護休暇を請求するときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(ウ) 介護休暇の分割承認

介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(エ) 介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

14 介護時間

(1) 介護時間の要件

13(1)と同じ。

(2) 介護時間の対象者

13(2)と同じ。

(3) 介護時間の期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く）。

(4) 介護時間の単位

30分とし、1日を通じ始業から連続し、又は、就業まで連続した2時間の範囲内とする。ただし、育児部分休業と同日に取得する場合は、両者を合わせて2時間を超えない範囲とする。

(5) 介護時間の手続

(ア) 介護時間の請求

あらかじめ介護時間請求書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

(イ) 介護時間の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

条例第17条の2

第18条

(学) 条例

第15条の2

第16条

規則8—5

第23条の3

第26条、第28条

第29条

規則8—6

第21条の3

第24条、第26条

第27条

通知ア、通知イ

<p>15 修学部分休業</p> <p>(1) 対象職員 大学、高等専門学校、専修学校等の教育施設に修学する職員</p> <p>(2) 期間 2年以内</p>	<p>地公法第26条の2 修学部分休業条例</p>
<p>16 高齢者部分休業</p> <p>(1) 対象職員 定年退職日から5年間さかのぼった日後に勤務する職員</p> <p>(2) 期間 定年退職日まで</p>	<p>地公法第26条の3 高齢者部分休業条例</p>
<p>17 自己啓発等休業</p> <p>(1) 対象職員 職員としての在職期間が3年以上である職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）で任命権者の承認を受けたもの</p> <p>(2) 自己啓発等の内容 イ 大学等課程の履修 ロ 国際貢献活動</p> <p>(3) 期間 イ 大学等課程の履修 2年以内（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則8—8で定める場合は3年） ロ 国際貢献活動 3年以内</p>	<p>地公法第26条の5 自己啓発等休業条例 規則8—8</p>
<p>18 配偶者同行休業</p> <p>(1) 対象職員 外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする職員で任命権者の承認を受けたもの</p> <p>(2) 期間 3年以内</p>	<p>地公法第26条の6 配偶者同行休業条例</p>
<p>19 育児休業</p> <p>(1) 対象職員 地方公務員の育児休業に関する法律で定める職員</p> <p>(2) 期間</p>	<p>育児休業法 育児休業条例 規則8—7</p>

育児休業に係る子が3歳に達するまでのうち認められた期間

地公法第35条
職專免条例
規則9—1

20 職務に専念する義務の免除

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) その他人事委員会が定める場合

(ア) 県の特別職の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合

(イ) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合

(ウ) 県行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合

(エ) 国、地方公共団体又はその他の団体等から依頼を受け、県行政の運営上、特に必要と認められる講演又は講義等を行う場合

(オ) 地方公務員法に基づく場合

(i) 勤務条件に関する措置の要求をする場合

(ii) 不利益処分に関する審査請求をする場合

(iii) これらに係る審査の当事者として出頭を求められた場合

(カ) 地方公務員災害補償法に基づく場合

(i) 公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をする場合

(ii) これらの審査に出頭を求められた場合

(キ) 職員の苦情相談に関する規則に基づく苦情相談の調査及び処理のため事情聴取等を求められた場合

(ク) (ア) から (キ) までに掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め人事委員会が定めた場合

※ 職務専念義務免除と営利企業従事制限について

職務専念義務の免除を受けて従事する事務又は事業において、報酬を得る場合は、任命権者から営利企業等の従事許可を得ること。

「報酬」とは、賃金、給料、手当等名称のいかんにかかわらず、労働の対価として支払われる一切をいう。ただし、旅費等の費用弁償は含まない。

地公法第38条
教特法第17条
規則9—0

第 8 参 考 资 料

第 8 目 次

1	給料表（令和4年4月1日適用）	8-1
2	級別標準職務表	8-32
3	級別資格基準表	8-36
4	学歴免許等資格区分表	8-42
5	経験年数換算表	8-43
6	免許所有職員等の経験年数の取扱い	8-44
7	修学年数調整表	8-45
8	初任給基準表	8-46
9	昇格時号俸対応表	8-50
10	降格時号俸対応表	8-59
11	昇給号俸数表	8-68
12	短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の 取扱い	8-69
13	給与支給関係早見表	8-71
14	諸手当算出の基礎及び支給方法早見表	8-73
15	主な手当の改正状況	
(1)	扶養手当	8-74
(2)	住居手当	8-76
(3)	通勤手当	8-77

(4) 宿日直手当	8-81
(5) (i) 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当	..	8-82
(ii) 定年前提任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当	8-86
(6) 寒冷地手当	8-88

行政職給料表

給料表コード 0 1

職 員 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	163,200	209,400	242,600	273,400	297,400	325,300	368,000	413,100	463,000	526,700
	2	164,300	211,100	244,100	275,000	299,500	327,500	370,600	415,500	466,200	529,600
	3	165,500	212,800	245,500	276,500	301,500	329,700	373,000	418,000	469,200	532,700
	4	166,600	214,400	246,900	278,200	303,400	331,700	375,400	420,400	472,200	535,900
	5	167,700	215,900	248,100	279,700	305,200	333,800	377,300	422,400	475,200	539,000
	6	168,900	217,700	249,700	281,400	307,100	335,800	379,900	424,500	478,300	541,300
	7	170,000	219,400	251,200	283,200	308,700	337,700	382,200	426,600	481,300	543,800
	8	171,000	221,100	252,600	285,000	310,700	339,600	384,700	428,800	484,400	546,200
	9	172,000	222,600	253,700	286,800	311,900	341,500	387,100	430,700	487,100	548,700
	10	173,400	224,100	255,100	288,700	314,100	343,500	389,700	432,800	490,200	550,500
	11	174,700	225,600	256,600	290,500	316,300	345,500	392,300	434,900	493,300	552,300
	12	176,000	227,100	257,900	292,300	318,400	347,600	395,000	436,900	496,400	554,200
	13	177,300	228,300	259,400	294,100	320,400	349,400	397,300	438,600	499,100	555,900
	14	178,800	229,800	260,500	295,700	322,400	351,500	399,600	440,400	501,400	557,300
	15	180,300	231,200	261,600	297,100	324,300	353,300	401,800	442,300	503,700	558,600
	16	181,900	232,600	262,900	298,800	326,200	355,200	404,100	444,200	506,000	559,700
	17	183,000	234,000	264,100	300,000	328,100	356,900	405,900	446,000	508,100	561,000
	18	184,400	235,600	265,400	302,000	330,100	358,900	407,900	447,800	509,500	562,000
	19	185,800	237,100	266,700	304,000	332,000	360,700	409,800	449,700	511,000	563,000
	20	187,200	238,500	268,000	305,900	333,900	362,600	411,600	451,400	512,400	563,900
	21	188,500	239,800	269,400	307,600	335,600	364,500	413,400	453,200	513,600	564,800
	22	190,900	241,300	270,900	309,500	337,700	366,500	415,200	454,700	515,000	
	23	193,100	242,800	272,500	311,400	339,700	368,400	417,000	456,100	516,500	
	24	195,300	244,200	274,000	313,200	341,600	370,300	418,800	457,600	518,000	
	25	197,500	245,300	275,700	314,900	343,000	372,200	420,400	459,000	519,100	
	26	199,200	246,800	277,400	316,900	344,900	374,100	422,000	460,300	520,300	
	27	200,700	248,100	279,000	318,900	346,800	376,000	423,500	461,600	521,500	
	28	202,300	249,300	280,600	320,800	348,700	377,900	425,000	462,800	522,700	
	29	203,800	250,400	282,100	322,600	350,300	379,500	426,500	463,900	523,700	
	30	205,200	251,400	283,700	324,600	352,300	381,300	427,800	464,600	524,600	
	31	206,600	252,300	285,000	326,600	354,100	383,100	429,100	465,400	525,500	
	32	208,000	253,200	286,700	328,600	355,900	384,700	430,300	466,100	526,400	
	33	209,400	254,100	287,800	329,800	357,700	386,400	431,500	466,800	527,200	
	34	210,700	255,000	289,400	331,800	359,500	387,800	432,800	467,600	528,100	
	35	212,000	255,800	290,800	333,700	361,200	389,200	434,100	468,300	528,800	
	36	213,400	256,600	292,500	335,700	362,900	390,600	435,400	468,900	529,300	
	37	214,700	257,300	293,900	337,700	364,400	392,000	436,600	469,400	530,000	
	38	215,900	258,500	295,500	339,600	365,700	393,300	437,400	470,000	530,600	
	39	217,100	259,700	297,100	341,500	367,000	394,500	438,200	470,600	531,400	
	40	218,200	260,800	298,700	343,400	368,400	395,500	439,000	471,200	532,000	

行政職給料表

給料表コード	0	1
--------	---	---

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	219,300	262,000	300,200	345,200	369,500	396,600	439,600	471,700	532,500	
	42	220,400	263,200	301,800	347,100	370,400	397,800	440,300	472,200		
	43	221,400	264,300	303,300	348,900	371,400	398,900	441,000	472,600		
	44	222,400	265,400	304,800	350,800	372,500	400,000	441,700	472,900		
	45	223,300	266,500	306,400	352,300	373,300	400,700	442,500	473,200		
	46	224,200	267,600	308,100	353,700	374,200	401,400	443,300			
	47	225,100	268,700	309,700	355,100	375,100	402,100	443,700			
	48	226,000	269,800	311,200	356,600	375,900	402,800	444,400			
	49	226,800	270,800	312,100	358,100	376,700	403,400	444,900			
	50	227,800	271,300	313,600	358,900	377,500	404,000	445,300			
	51	228,700	272,400	315,100	359,900	378,400	404,500	445,700			
	52	229,600	273,500	316,700	360,900	379,100	404,900	446,100			
	53	230,500	274,400	318,300	361,800	379,800	405,300	446,500			
	54	231,400	275,400	319,900	362,900	380,500	405,600	446,900			
	55	232,300	276,400	321,400	363,900	381,200	405,900	447,300			
	56	233,100	277,300	323,000	364,900	381,900	406,200	447,600			
	57	233,400	278,200	324,400	365,800	382,400	406,600	447,900			
	58	234,200	279,100	325,600	366,500	383,000	406,900	448,300			
	59	234,900	280,100	326,700	367,200	383,600	407,200	448,600			
	60	235,500	280,900	327,800	367,800	384,300	407,500	448,900			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	236,100	281,900	328,500	368,200	384,700	407,800	449,300			
	62	236,800	282,900	329,400	368,800	385,400	408,100				
	63	237,400	283,800	330,200	369,500	386,000	408,400				
	64	237,900	284,700	331,000	370,200	386,600	408,700				
	65	238,400	285,200	331,800	370,500	387,000	409,000				
	66	238,900	286,000	332,200	371,200	387,600	409,300				
	67	239,400	286,700	332,800	371,900	388,200	409,600				
	68	240,000	287,600	333,500	372,500	388,800	409,900				
	69	240,500	288,600	334,300	372,800	389,200	410,100				
	70	241,000	289,400	335,000	373,400	389,700	410,400				
	71	241,600	290,200	335,800	374,100	390,200	410,700				
	72	242,000	291,000	336,400	374,700	390,800	410,900				
	73	242,500	291,700	336,900	375,000	391,100	411,100				
	74	243,000	292,200	337,500	375,600	391,500	411,400				
	75	243,500	292,600	338,000	376,300	391,900	411,700				
	76	244,000	293,000	338,600	376,900	392,400	411,900				
	77	244,500	293,100	338,900	377,300	392,700	412,100				
	78	245,000	293,500	339,400	377,900	393,000	412,400				
	79	245,500	293,700	339,800	378,500	393,300	412,700				
	80	246,200	294,000	340,200	379,000	393,500	412,900				
	81	246,600	294,200	340,600	379,500	393,700	413,100				
	82	246,700	294,400	341,100	380,100	394,000	413,400				
	83	247,200	294,700	341,600	380,600	394,300	413,700				
	84	247,700	294,900	342,100	380,900	394,500	413,900				

行政職給料表

給料表コード 0 1

職員の分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	248,100	295,200	342,400	381,300	394,700	414,100				
	86	248,500	295,500	342,800	381,800	395,000					
	87	248,900	295,800	343,300	382,200	395,300					
	88	249,300	296,100	343,700	382,600	395,500					
	89	249,700	296,400	344,000	383,000	395,700					
	90	250,200	296,800	344,400	383,500	396,000					
	91	250,500	297,100	344,900	383,900	396,300					
	92	250,800	297,500	345,300	384,300	396,500					
	93	251,200	297,600	345,500	384,600	396,700					
	94		297,800	345,900	385,100						
	95		298,200	346,400	385,500						
	96		298,600	346,800	385,900						
	97		298,800	346,900	386,200						
	98		299,100	347,400	386,700						
	99		299,500	347,800	387,100						
	100		299,900	348,100	387,500						
	101		300,100	348,400	387,800						
	102		300,400	348,800							
	103		300,800	349,200							
	104		301,100	349,700							
	105		301,300	350,200							
	106		301,600	350,600							
	107		302,000	351,000							
	108		302,300	351,400							
	109		302,500	351,900							
	110		302,900	352,300							
	111		303,300	352,600							
	112		303,600	352,900							
	113		303,700	353,400							
	114		304,000								
	115		304,300								
	116		304,700								
	117		304,900								
	118		305,100								
	119		305,400								
	120		305,700								
	121		306,100								
	122		306,300								
	123		306,600								
	124		307,000								
	125		307,300								
定年 再任用 短時間 勤務員		190,000	217,700	258,000	277,500	292,800	318,400	360,500	394,000	445,500	526,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

給料表コード 0 2

職 員 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	189,400	205,500	229,500	267,100	304,600	328,700	354,200	387,200	427,900
	2	191,200	207,200	231,500	268,600	306,400	330,800	356,400	389,400	429,700
	3	193,200	209,000	233,300	270,000	308,100	332,800	358,600	391,300	431,600
	4	194,900	210,800	235,100	271,400	309,900	334,800	360,600	393,200	433,500
	5	196,200	212,800	237,100	272,900	311,400	336,800	362,500	395,000	434,900
	6	198,100	214,900	238,600	274,300	313,200	338,400	364,500	397,000	436,600
	7	200,000	217,200	240,100	275,500	315,100	339,900	366,500	398,800	438,200
	8	201,900	219,400	241,700	276,700	317,000	341,400	368,300	400,600	439,700
	9	203,500	221,300	243,600	277,700	318,700	342,900	370,000	402,300	441,100
	10	205,200	223,400	245,300	278,900	320,700	345,100	372,000	404,200	442,800
	11	206,900	225,500	247,000	280,100	322,700	347,300	374,000	406,200	444,400
	12	208,600	227,300	248,500	281,200	324,700	349,400	376,100	408,300	445,800
	13	210,300	229,200	250,200	282,300	326,600	351,200	377,900	409,900	446,700
	14	212,300	231,000	252,200	283,600	328,200	353,200	379,900	412,000	448,300
	15	214,500	232,700	253,900	284,600	329,700	355,100	381,900	414,000	450,200
	16	216,500	234,300	255,700	285,600	331,200	357,000	383,900	416,100	452,000
	17	218,600	236,200	257,000	286,300	332,800	358,900	385,500	417,800	453,500
	18	220,400	237,600	258,500	287,700	335,000	360,900	387,500	419,400	455,300
	19	222,300	239,000	260,100	289,100	337,100	362,800	389,400	421,000	457,100
	20	224,200	240,400	261,500	290,300	339,200	364,800	391,400	422,700	458,800
	21	226,100	242,000	262,900	291,400	340,900	366,600	393,100	424,100	460,400
	22	227,900	243,500	263,700	292,500	342,700	368,500	395,300	425,700	462,100
	23	229,500	245,200	264,500	293,600	344,500	370,300	397,300	427,100	463,800
	24	231,100	246,800	265,400	294,700	346,400	372,200	399,300	428,500	465,600
	25	233,000	248,400	266,300	295,600	348,300	373,900	400,800	429,700	467,100
	26	234,400	250,000	267,400	297,100	350,300	375,900	402,800	431,100	468,500
	27	235,700	251,600	268,500	298,700	352,300	377,900	404,800	432,600	470,000
	28	237,100	253,100	269,400	300,200	354,000	380,000	406,900	434,100	471,300
	29	238,800	254,100	270,200	301,900	355,800	381,800	408,500	435,500	472,500
	30	240,500	255,600	271,200	303,600	357,900	383,900	410,300	437,200	473,200
	31	242,100	257,100	272,300	305,300	359,700	385,900	411,900	438,800	473,900
	32	243,700	258,500	273,200	307,000	361,600	387,900	413,600	440,400	474,600
	33	245,200	259,800	273,700	308,300	363,000	389,700	415,200	441,800	475,100
	34	246,900	260,800	275,000	309,900	365,100	391,800	416,700	443,500	475,900
	35	248,500	261,700	276,000	311,600	367,000	393,900	418,200	445,200	476,600
	36	250,100	262,600	276,900	313,200	369,000	395,800	419,600	446,800	477,200
	37	251,100	263,600	277,600	314,800	370,900	397,500	420,900	448,200	477,600
	38	252,600	264,800	278,500	316,200	373,000	398,900	422,400	448,900	478,200
	39	254,100	265,900	279,300	317,700	374,900	400,200	423,900	449,700	478,700
	40	255,500	266,700	280,100	319,400	376,900	401,500	425,300	450,400	479,200
	41	256,700	267,600	280,900	320,400	378,900	402,600	426,800	450,800	479,700
	42	257,600	268,600	281,900	322,000	381,000	403,700	428,100	451,400	480,100
	43	258,500	269,600	282,800	323,600	383,000	404,700	429,300	452,100	480,500
	44	259,400	270,400	283,600	325,100	385,000	405,700	430,500	452,700	480,900
	45	260,200	271,000	284,400	326,600	386,700	406,900	431,500	453,500	481,200
	46	261,200	272,100	285,600	328,300	388,400	408,100	432,200	454,200	
	47	262,100	273,100	286,800	330,000	390,000	409,200	433,000	454,700	
	48	262,700	274,200	288,100	331,700	391,600	410,300	433,800	455,200	

公安職給料表

給料表コード 0 2

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	49	263,300	274,900	289,600	333,100	392,900	411,500	434,300	455,700	
	50	264,200	275,800	291,200	334,500	393,900	412,300	434,700	456,000	
	51	265,100	276,700	292,500	335,900	394,900	413,100	435,200	456,300	
	52	266,000	277,500	293,800	337,500	395,900	413,700	435,500	456,700	
	53	266,500	278,300	295,200	339,000	397,000	414,200	435,800	457,100	
	54	267,700	279,000	296,700	340,600	398,100	414,900	436,200	457,300	
	55	268,500	279,800	298,100	342,200	399,200	415,600	436,500	457,600	
	56	269,600	280,600	299,500	343,800	400,300	416,200	436,800	457,800	
	57	270,300	281,300	300,800	344,700	401,600	416,900	437,100	458,200	
	58	271,200	282,600	302,200	346,400	402,400	417,300	437,400	458,400	
	59	271,800	283,800	303,800	348,000	403,200	417,900	437,700	458,600	
	60	272,500	285,100	305,300	349,600	403,800	418,500	438,000	458,800	
	61	273,300	286,400	306,600	351,300	404,300	418,900	438,300	459,200	
	62	273,800	287,900	308,000	353,000	405,000	419,500	438,600		
	63	274,400	289,100	309,500	354,600	405,700	420,000	438,900		
	64	275,000	290,500	310,800	356,300	406,500	420,500	439,200		
	65	275,700	291,800	312,100	357,800	406,800	421,100	439,500		
	66	276,700	292,900	313,700	359,400	407,500	421,700	439,800		
	67	277,800	294,000	315,100	360,900	408,200	422,100	440,100		
	68	278,500	295,100	316,500	362,400	408,700	422,600	440,400		
	69	279,400	296,600	317,800	363,600	409,100	423,000	440,600		
	70	280,600	297,700	319,200	365,100	409,600	423,300	440,900		
	71	281,700	299,100	320,500	366,400	410,200	423,600	441,200		
	72	282,900	300,300	321,900	367,800	410,700	423,900	441,400		
	73	283,800	301,400	322,700	368,900	411,200	424,200	441,600		
	74	284,800	302,500	324,200	370,100	411,600	424,500	441,900		
	75	285,900	303,700	325,700	371,300	412,100	424,800	442,200		
	76	287,100	304,800	327,400	372,500	412,600	425,100	442,500		
	77	288,000	305,700	329,200	373,800	413,100	425,300	442,700		
	78	289,100	307,100	330,900	375,000	413,600	425,600	443,000		
	79	290,100	308,300	332,500	376,200	414,200	425,900	443,300		
	80	290,700	309,600	334,100	377,300	414,700	426,000	443,600		
	81	291,600	310,800	335,700	378,500	415,100	426,200	443,800		
	82	292,600	312,200	337,400	379,700	415,700	426,500	444,100		
	83	293,500	313,300	339,000	380,800	416,200	426,800	444,400		
	84	294,300	314,600	340,600	382,000	416,400	427,000	444,700		
	85	295,400	315,500	342,000	383,100	416,700	427,200	444,900		
	86	296,500	316,800	343,500	383,700	417,200	427,500			
	87	297,400	318,100	345,000	384,200	417,500	427,800			
	88	298,400	319,600	346,400	384,700	417,800	428,000			
	89	299,400	321,100	347,700	385,300	418,100	428,200			
	90	300,500	322,700	348,900	385,900	418,500	428,500			
	91	301,600	324,100	350,200	386,500	418,900	428,800			
	92	302,700	325,600	351,500	387,100	419,300	429,000			
	93	303,200	326,800	352,800	387,400	419,600	429,200			
	94	304,300	328,100	354,300	387,900	420,000				
	95	305,400	329,400	355,800	388,500	420,400				
	96	306,700	330,700	357,200	389,000	420,800				
	97	307,900	331,900	358,500	389,400	421,100				
	98	309,100	333,200	359,700	389,800	421,500				
	99	310,300	334,400	360,800	390,400	421,900				
	100	311,500	335,700	362,000	390,900	422,300				

公安職給料表

給料表コード 0 2

職員の分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101	312,600	337,100	363,100	391,300	422,600				
	102	313,600	338,000	364,300	391,800					
	103	314,600	339,000	365,400	392,500					
	104	315,600	340,100	366,500	393,000					
	105	316,400	341,200	367,700	393,300					
	106	317,000	342,300	368,200	393,700					
	107	317,600	343,300	368,800	394,200					
	108	318,200	344,300	369,400	394,500					
	109	318,700	345,500	370,000	394,800					
	110	319,200	346,500	370,500	395,300					
	111	319,600	347,500	371,000	395,800					
	112	320,100	348,400	371,500	396,300					
	113	320,900	349,300	371,900	396,600					
	114	321,700	350,300	372,300	397,100					
	115	322,400	351,300	372,900	397,600					
	116	323,000	352,300	373,400	398,100					
	117	323,600	353,300	373,800	398,400					
	118	324,400	353,700	374,300	398,900					
	119	325,100	354,300	374,900	399,400					
	120	325,900	354,900	375,400	399,900					
	121	326,500	355,200	375,500	400,300					
	122	326,800	355,600	376,100	400,800					
	123	327,300	356,100	376,600	401,200					
	124	327,800	356,500	377,000	401,700					
	125	328,100	356,900	377,500	402,100					
	126		357,300	378,100	402,600					
	127		357,800	378,600	403,000					
	128		358,200	379,100	403,500					
	129		358,600	379,400	403,900					
	130		359,000	379,900						
	131		359,400	380,400						
	132		359,800	380,900						
	133		360,000	381,200						
	134		360,500	381,700						
	135		360,900	382,100						
	136		361,200	382,500						
	137		361,500	382,800						
	138		361,900	383,300						
	139		362,400	383,800						
	140		362,900	384,300						
	141		363,200	384,600						
	142		363,800							
	143		364,300							
	144		364,800							
	145		365,100							
定年 前任用 短時間 勤務員		244,200	256,000	260,100	291,600	308,400	322,600	346,300	381,800	413,700

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,400	221,200	276,800	339,900	421,600
	2	179,900	222,900	279,100	341,900	423,400
	3	181,500	224,400	281,400	343,900	425,200
	4	183,000	225,900	283,500	346,000	426,800
	5	184,700	227,600	285,700	347,900	428,300
	6	186,600	228,900	287,900	349,600	429,800
	7	188,400	230,200	290,200	351,200	431,600
	8	190,300	231,500	292,300	352,700	433,400
	9	192,000	233,200	294,400	354,200	435,200
	10	194,100	234,900	296,700	356,200	437,000
	11	196,100	236,600	299,000	358,200	438,900
	12	198,100	238,200	301,000	360,100	440,700
	13	200,200	239,700	303,400	362,100	442,400
	14	202,300	241,700	305,200	364,000	444,300
	15	204,400	243,600	307,000	365,800	446,100
	16	206,500	245,500	308,700	367,400	448,000
	17	208,600	247,200	310,300	369,000	449,800
	18	210,800	249,700	312,500	370,800	451,600
	19	213,000	252,100	314,600	372,600	453,400
	20	215,000	254,500	316,900	374,400	455,200
	21	217,200	256,900	319,000	376,000	456,800
	22	218,800	259,400	321,200	377,900	458,500
	23	220,300	261,700	323,400	379,700	460,400
	24	221,800	263,900	325,700	381,400	462,100
	25	223,300	266,100	327,900	382,700	463,900
	26	224,500	268,300	330,100	384,500	465,500
	27	225,700	270,700	332,200	386,300	467,100
	28	227,000	272,800	334,200	388,200	468,600
	29	228,300	275,100	336,200	390,000	470,100
	30	229,900	277,500	337,700	391,800	471,400
	31	231,500	279,700	338,800	393,800	472,700
	32	232,900	281,800	341,100	395,700	474,000
	33	234,300	283,900	342,200	397,300	475,200
	34	236,000	286,100	344,200	399,000	475,900
	35	237,900	288,200	346,300	400,600	476,600
	36	239,300	290,200	348,200	402,300	477,300
	37	240,700	292,300	350,100	403,500	478,000
	38	242,200	294,000	352,000	404,900	
	39	243,700	295,800	353,900	406,300	
	40	245,300	297,500	355,800	407,800	
	41	246,700	298,900	357,700	409,400	
	42	248,000	300,800	359,600	410,800	
	43	249,200	302,700	361,500	412,100	
	44	250,300	304,700	363,500	413,500	

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	251,400	306,700	365,400	414,900	
	46	252,700	308,900	367,200	416,200	
	47	253,800	311,100	369,100	417,700	
	48	254,800	313,300	371,000	419,200	
	49	256,000	315,400	372,600	420,900	
	50	257,300	317,700	374,400	422,300	
	51	258,500	319,900	376,300	423,900	
	52	259,700	322,100	378,300	425,400	
	53	260,900	324,200	380,200	427,100	
	54	262,100	325,700	382,000	428,600	
	55	263,400	327,200	383,700	430,200	
	56	264,400	328,700	385,300	431,800	
	57	265,500	330,500	386,800	433,300	
	58	266,200	332,500	388,400	434,900	
	59	267,200	334,500	390,000	436,100	
	60	268,200	336,400	391,600	437,300	
	61	269,100	338,200	392,900	438,500	
	62	269,900	340,200	394,300	439,800	
	63	270,700	342,200	395,700	441,100	
	64	271,500	344,100	397,000	442,300	
	65	272,700	345,800	398,200	443,500	
	66	274,000	347,900	399,400	444,700	
	67	275,300	349,900	400,700	445,900	
	68	276,600	351,900	402,000	447,100	
	69	277,800	353,700	403,300	448,300	
	70	279,000	355,600	404,600	449,600	
	71	280,200	357,500	406,000	450,800	
	72	281,400	359,400	407,300	452,000	
	73	282,400	361,000	408,500	453,100	
	74	283,400	362,900	409,900	453,700	
	75	284,400	364,700	411,300	454,200	
	76	285,000	366,700	412,600	454,700	
	77	286,200	368,500	413,800	455,200	
	78	287,100	370,200	415,000	455,800	
	79	288,000	371,800	416,300	456,300	
	80	289,000	373,400	417,700	456,800	
	81	289,800	374,800	419,000	457,300	
	82	290,900	376,300	420,200	457,900	
	83	291,900	377,700	421,300	458,400	
	84	292,900	379,100	422,500	458,900	
	85	293,900	380,200	423,700	459,400	
	86	294,900	381,600	424,900		
87	295,900	383,000	426,100			
88	296,900	384,300	427,100			
89	298,000	385,500	428,200			
90	299,100	386,800	429,200			
91	300,200	387,900	430,200			
92	301,300	389,100	431,200			

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	301,800	390,300	432,100		
	94	302,800	391,400	432,900		
	95	303,900	392,700	433,700		
	96	305,100	393,900	434,500		
	97	306,100	395,300	435,400		
	98	307,200	396,300	435,800		
	99	308,300	397,300	436,200		
	100	309,200	398,300	436,600		
	101	310,000	399,200	437,000		
	102	311,100	400,200	437,300		
	103	312,100	401,300	437,600		
	104	313,100	402,400	437,800		
	105	313,700	403,100	438,100		
	106	314,600	404,000	438,400		
	107	315,400	404,900	438,700		
	108	316,200	405,800	438,900		
	109	317,000	406,700	439,100		
	110	317,400	407,600			
	111	317,800	408,400			
	112	318,300	409,200			
	113	318,800	409,800			
	114	319,200	410,500			
	115	319,700	411,200			
	116	320,100	411,900			
	117	320,500	412,500			
	118	321,100	413,000			
	119	321,500	413,400			
	120	322,000	413,800			
	121	322,500	414,100			
	122	322,900	414,400			
	123	323,400	414,700			
	124	323,900	414,900			
	125	324,500	415,100			
	126	324,800	415,400			
	127	325,100	415,700			
	128	325,400	415,900			
	129	325,600	416,100			
	130	325,900	416,400			
	131	326,200	416,700			
	132	326,500	416,900			
	133	326,700	417,100			
	134	326,900	417,400			
	135	327,100	417,700			
	136	327,400	417,900			
	137	327,700	418,100			
	138	327,900	418,400			
	139	328,200	418,700			
	140	328,500	418,900			

教 育 職 給 料 表

給料表コード	0	4
--------	---	---

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	328,700	419,100			
	142	328,900	419,400			
	143	329,200	419,700			
	144	329,400	419,900			
	145	329,700	420,100			
	146	329,900	420,400			
	147	330,200	420,700			
	148	330,500	420,900			
	149	330,700	421,100			
	150	330,900				
	151	331,200				
	152	331,500				
	153	331,700				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		236,700	277,200	306,100	334,500	419,400

- 備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,400	194,700	276,800	305,300	411,300
	2	179,900	196,800	279,100	307,900	412,800
	3	181,500	199,000	281,400	310,600	414,300
	4	183,000	201,200	283,500	313,100	415,700
	5	184,700	203,300	285,700	315,400	417,000
	6	186,600	205,400	287,900	317,500	418,400
	7	188,400	207,500	290,200	319,700	419,800
	8	190,300	209,600	292,300	321,800	421,300
	9	192,000	211,700	294,400	323,800	422,700
	10	194,100	214,200	296,700	326,000	424,100
	11	196,100	216,600	299,000	328,300	425,500
	12	198,100	218,800	301,000	330,600	426,800
	13	200,200	221,200	303,400	332,900	428,100
	14	202,300	222,900	305,200	334,700	429,500
	15	204,400	224,400	307,000	336,500	430,900
	16	206,500	225,900	308,700	338,200	432,300
	17	208,600	227,600	310,300	339,900	433,500
	18	210,800	228,900	312,500	341,900	434,900
	19	213,000	230,200	314,600	343,900	436,100
	20	215,000	231,500	316,900	346,000	437,400
	21	217,200	233,200	319,000	347,900	438,500
	22	218,800	234,900	321,200	349,600	439,700
	23	220,300	236,600	323,400	351,200	441,000
	24	221,800	238,200	325,700	352,700	442,300
	25	223,300	239,700	327,900	354,200	443,600
	26	224,400	241,700	330,100	356,000	444,800
	27	225,500	243,600	332,200	357,700	445,800
	28	226,800	245,500	334,200	359,400	446,900
	29	228,200	247,200	336,200	361,000	448,100
	30	229,800	249,700	337,700	362,700	448,900
	31	231,300	252,100	338,800	364,300	449,800
	32	232,800	254,500	341,100	365,800	450,700
	33	234,200	256,900	342,200	367,200	451,600
	34	235,700	259,400	344,200	368,600	452,100
	35	237,600	261,700	346,300	370,100	452,600
	36	238,800	263,900	348,200	371,800	453,100
	37	240,100	266,100	350,000	373,500	453,600
	38	241,500	268,300	351,700	375,000	454,100
	39	242,900	270,700	353,400	376,300	454,600
	40	244,400	272,800	355,000	377,700	455,100
	41	245,700	275,100	356,500	378,800	455,600
	42	247,000	277,500	358,200	380,300	
	43	248,200	279,700	359,800	381,700	
	44	249,500	281,800	361,400	383,200	

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	45	250,800	283,900	363,100	384,600	
	46	252,100	286,100	364,800	386,200	
	47	253,300	288,200	366,200	387,700	
	48	254,300	290,200	367,600	389,200	
	49	255,600	292,300	368,800	390,500	
	50	256,900	294,000	370,300	392,000	
	51	258,100	295,800	371,900	393,500	
	52	259,100	297,500	373,400	394,800	
	53	260,300	298,900	374,800	396,000	
	54	261,700	300,800	376,300	397,300	
	55	262,700	302,700	377,800	398,400	
	56	263,700	304,700	379,300	399,500	
	57	264,700	306,700	380,700	400,700	
	58	265,700	308,900	382,100	401,900	
	59	266,700	311,100	383,400	403,100	
	60	267,700	313,300	384,700	404,300	
	61	268,600	315,400	385,600	405,400	
	62	269,300	317,700	386,800	406,400	
	63	270,000	319,900	387,900	407,800	
	64	270,700	322,100	389,000	409,000	
	65	271,300	324,200	389,800	410,200	
	66	272,600	325,700	390,900	411,300	
	67	273,600	327,200	391,900	412,400	
	68	274,800	328,700	393,000	413,500	
	69	276,100	330,500	394,100	414,500	
	70	277,500	332,500	395,100	415,700	
	71	278,700	334,500	396,200	416,900	
	72	280,000	336,400	397,300	418,100	
	73	280,400	338,200	398,300	418,700	
	74	281,500	340,200	399,400	419,500	
	75	282,600	342,200	400,500	420,200	
	76	283,800	344,100	401,500	420,800	
77	284,700	345,800	402,400	421,100		
78	285,500	347,600	403,300	421,500		
79	286,600	349,300	404,300	421,900		
80	287,400	351,000	405,300	422,300		
81	288,200	352,900	406,100	422,600		
82	289,100	354,500	407,000	423,000		
83	289,900	355,900	407,700	423,400		
84	290,700	357,500	408,500	423,700		
85	291,600	358,700	409,200	424,000		
86	292,400	360,300	410,000	424,400		
87	293,100	361,800	410,700	424,800		
88	293,900	363,300	411,400	425,100		
89	294,800	364,600	412,000	425,400		
90	295,700	366,000	412,700	425,700		
91	296,600	367,300	413,200	426,000		
92	297,300	368,700	413,900	426,200		

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	297,600	370,100	414,300	426,400	
	94	298,300	371,400	414,700	426,700	
	95	299,000	372,600	415,000	427,000	
	96	299,700	373,700	415,300	427,200	
	97	300,400	374,700	415,500	427,400	
	98	301,200	375,700	415,800	427,700	
	99	302,000	376,700	416,100	428,000	
	100	302,700	377,600	416,300	428,200	
	101	303,500	378,500	416,500	428,400	
	102	303,900	379,500	416,800		
	103	304,300	380,400	417,100		
	104	304,700	381,300	417,300		
	105	304,900	382,100	417,500		
	106	305,200	383,000	417,800		
	107	305,500	383,900	418,100		
	108	305,700	384,800	418,300		
	109	305,900	385,600	418,500		
	110	306,100	386,600	418,800		
	111	306,400	387,500	419,100		
	112	306,700	388,400	419,300		
	113	307,000	389,000	419,500		
	114	307,200	389,900	419,800		
	115	307,400	390,800	420,100		
	116	307,700	391,700	420,300		
	117	308,000	392,600	420,600		
	118	308,100	393,300			
	119	308,400	394,100			
	120	308,700	394,900			
	121	308,800	395,500			
	122	309,000	396,300			
	123	309,300	397,000			
	124	309,600	397,700			
	125	309,800	398,300			
	126		399,000			
	127		399,500			
	128		400,100			
	129		400,800			
	130		401,400			
	131		401,900			
	132		402,400			
	133		402,700			
	134		403,000			
	135		403,300			
	136		403,600			
	137		403,900			
	138		404,200			
	139		404,500			
	140		404,800			

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		405,100			
	142		405,400			
	143		405,700			
	144		406,000			
	145		406,300			
	146		406,600			
	147		406,900			
	148		407,100			
	149		407,300			
	150		407,600			
	151		407,900			
	152		408,100			
	153		408,300			
	154		408,600			
	155		408,900			
	156		409,100			
	157		409,300			
	158		409,600			
	159		409,900			
	160		410,100			
	161		410,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		227,700	273,900	301,100	327,700	409,400

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,600	211,500	293,600	341,200	394,200
	2	164,700	214,700	296,000	343,300	397,000
	3	165,900	217,400	298,300	345,200	399,600
	4	167,000	219,900	300,700	347,000	402,300
	5	168,100	222,400	302,800	348,700	404,400
	6	169,500	224,100	304,700	350,200	407,100
	7	170,800	225,800	306,500	351,600	409,900
	8	172,100	227,700	308,200	352,800	412,600
	9	173,100	229,700	309,900	354,300	415,100
	10	174,800	231,900	312,200	356,200	417,700
	11	176,400	234,300	314,400	358,200	420,400
	12	178,100	236,200	316,800	359,900	423,100
	13	179,500	238,300	318,700	361,700	425,700
	14	181,400	240,700	321,000	363,600	428,400
	15	183,400	243,200	323,400	365,200	431,200
	16	185,400	245,500	325,700	366,700	433,900
	17	187,100	247,700	327,900	368,200	436,500
	18	189,200	250,200	330,100	370,100	439,000
	19	191,400	252,800	332,000	371,800	441,500
	20	193,400	255,300	333,900	373,700	443,900
	21	195,300	257,700	335,900	375,200	446,300
	22	197,400	260,100	337,400	377,100	448,900
	23	199,400	262,300	338,300	378,800	451,600
	24	201,300	264,500	340,400	380,600	453,900
	25	203,100	266,800	341,600	382,000	456,100
	26	205,300	269,100	343,300	383,700	458,400
	27	207,400	271,300	345,100	385,600	460,900
	28	209,600	273,400	346,700	387,500	463,300
	29	211,700	275,800	348,400	389,200	465,900
	30	212,700	277,900	350,000	391,000	468,400
	31	214,000	279,800	351,400	392,900	470,900
	32	215,400	281,600	352,700	394,800	473,300
	33	217,100	283,300	353,900	396,300	475,600
	34	218,800	285,300	355,300	398,100	478,100
	35	220,600	287,300	356,600	399,700	480,500
	36	222,200	289,200	357,900	401,400	483,000
	37	223,700	290,900	359,100	402,600	485,400
	38	225,600	292,000	360,300	404,000	487,900
	39	227,500	293,100	361,500	405,400	490,300
	40	229,300	294,200	362,700	406,800	492,900
	41	231,000	295,200	363,400	408,200	495,200
	42	232,600	295,900	364,500	409,500	497,400
	43	234,300	296,400	365,800	411,000	499,600
	44	235,800	296,900	366,900	412,500	501,800

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	237,300	297,400	368,000	413,700	503,400
	46	238,800	298,300	369,200	414,900	504,900
	47	240,300	299,300	370,400	416,500	506,600
	48	241,700	300,200	371,500	418,000	508,100
	49	243,200	301,200	372,500	419,300	509,800
	50	244,900	302,200	373,800	420,800	511,200
	51	246,500	303,100	375,100	422,200	512,600
	52	247,900	304,200	376,300	423,600	514,100
	53	249,100	304,900	377,000	425,000	515,200
	54	250,700	305,800	378,000	426,400	516,400
	55	252,300	306,800	379,000	427,800	517,600
	56	253,700	307,600	379,800	429,200	518,800
	57	254,900	308,000	380,500	430,300	519,700
	58	256,100	308,700	381,200	431,600	520,800
	59	257,000	309,600	381,900	433,000	521,800
	60	257,900	310,300	382,600	434,300	522,800
	61	258,800	311,000	383,200	435,200	523,900
	62	259,700	312,000	383,900	436,100	524,800
	63	260,500	312,900	384,700	437,100	525,500
	64	261,300	313,800	385,500	438,000	526,200
	65	262,100	314,600	386,100	438,900	527,000
	66	262,900	315,500	386,900	439,700	527,800
	67	263,600	316,400	387,600	440,300	528,600
	68	264,200	317,300	388,300	441,100	529,400
	69	264,800	318,200	388,900	441,500	530,100
	70	265,800	319,200	389,600	442,100	530,900
	71	267,000	320,200	390,300	442,600	531,700
	72	268,000	321,200	391,000	443,100	532,500
	73	269,200	321,700	391,700	443,600	533,200
	74	270,400	322,800	392,400		
	75	271,400	323,900	393,000		
	76	272,400	324,900	393,700		
	77	273,200	326,000	394,400		
	78	274,300	327,000	395,000		
	79	275,500	327,900	395,600		
	80	276,600	328,800	396,200		
	81	277,500	329,700	396,800		
	82	278,500	330,500	397,400		
	83	279,600	331,200	398,000		
	84	280,500	331,900	398,600		
	85	281,400	332,400	399,100		
	86	282,300	332,900	399,600		
	87	283,200	333,400	400,100		
	88	283,900	333,800	400,800		
	89	284,700	334,100	401,200		
	90	285,800	334,600	401,700		
	91	286,800	335,100	402,200		
	92	287,900	335,600	402,900		

研 究 職 給 料 表

給料表コード	0	6
--------	---	---

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	288,800	335,900	403,300		
	94	289,700	336,300	403,800		
	95	290,700	336,700	404,300		
	96	291,600	337,100	405,000		
	97	291,900	337,600	405,400		
	98	292,800	338,100			
	99	293,600	338,600			
	100	294,500	339,100			
	101	295,400	339,600			
	102	295,900	340,100			
	103	296,600	340,600			
	104	297,300	341,100			
	105	297,800	341,500			
	106	298,300	341,900			
	107	298,800	342,400			
	108	299,200	342,800			
	109	299,400	343,300			
	110	299,800	343,700			
	111	300,100	344,200			
	112	300,300	344,600			
	113	300,600	345,100			
	114	300,900	345,500			
	115	301,200	346,000			
	116	301,500	346,400			
	117	301,800	346,900			
	118	302,100	347,300			
	119	302,300	347,700			
	120	302,600	348,100			
	121	302,900	348,500			
定 年 再 用 短 時 勤 務 員		220,000	261,500	286,500	329,300	388,300

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

給料表コード	0	7
--------	---	---

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	266,500	349,000	409,700	477,900
	2	269,100	352,000	412,400	480,300
	3	271,500	354,800	414,900	482,500
	4	273,900	357,700	417,600	484,800
	5	276,000	360,200	419,900	487,000
	6	279,500	363,300	422,000	489,100
	7	283,000	366,300	423,300	491,300
	8	286,500	369,100	426,100	493,400
	9	290,100	371,200	427,500	495,300
	10	293,600	373,700	430,200	497,400
	11	297,200	376,400	432,700	499,500
	12	300,800	379,000	435,100	501,600
	13	304,300	381,700	437,400	503,700
	14	308,200	385,100	440,000	505,500
	15	312,100	388,100	441,900	507,700
	16	315,800	391,400	444,000	509,800
	17	319,400	394,500	446,000	511,800
	18	322,900	397,100	448,200	513,800
	19	326,400	399,600	450,400	515,800
	20	330,000	402,100	452,600	517,600
	21	333,600	404,600	454,000	519,400
	22	337,400	406,700	456,400	521,300
	23	340,700	407,900	458,700	523,100
	24	344,100	410,300	460,900	524,900
	25	347,400	411,600	462,900	526,500
	26	349,900	413,800	465,300	528,300
	27	352,400	415,900	467,500	530,100
	28	354,700	417,900	469,800	531,900
	29	356,800	420,100	471,900	533,500
	30	358,500	422,200	474,100	535,400
	31	360,200	423,800	476,400	537,200
	32	362,000	425,500	478,500	539,000
	33	364,000	427,400	480,400	540,600
	34	366,200	428,900	482,500	542,400
	35	368,300	430,700	484,600	544,100
	36	370,300	432,500	486,600	545,800
	37	372,200	434,400	488,700	547,400
	38	374,400	436,400	490,400	549,100
	39	376,500	438,300	492,200	550,500
	40	378,500	440,200	494,100	552,100
	41	380,600	442,000	495,700	553,600
	42	381,300	443,700	497,500	555,000
	43	381,600	445,400	499,300	556,400
	44	383,100	447,200	500,900	557,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	383,500	449,000	502,300	558,900
	46	384,800	450,900	504,000	559,900
	47	386,100	452,600	505,800	560,900
	48	387,400	454,300	507,600	561,900
	49	388,200	455,900	509,100	562,900
	50	389,000	457,600	510,400	563,900
	51	389,800	459,300	511,700	564,800
	52	390,300	461,000	513,000	565,700

医 療 職 給 料 表

給料表コード	0	7
--------	---	---

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	53	391,100	462,900	514,000	566,500
	54	391,900	464,100	515,300	567,400
	55	392,600	465,400	516,600	568,300
	56	393,300	466,600	517,900	569,200
	57	394,100	467,600	518,900	570,100
	58	395,000	468,600	519,700	571,000
	59	395,700	469,500	520,600	571,900
	60	396,300	470,300	521,400	572,600
	61	396,800	471,100	522,300	573,500
	62	397,300	471,800	523,100	574,400
	63	397,700	472,500	524,000	575,300
	64	398,100	473,100	524,800	576,200
	65	398,400	473,800	525,700	577,100
	66		474,500	526,600	
	67		475,100	527,300	
	68		475,700	528,200	
	69		476,000	529,100	
	70		476,600	529,900	
	71		477,300	530,800	
	72		478,100	531,700	
	73		478,500	532,500	
	74		479,100	533,400	
	75		479,800	534,300	
	76		480,500	535,100	
	77		480,900	535,900	
	78		481,500	536,800	
	79		482,100	537,700	
	80		482,600	538,600	
	81		483,200	539,400	
	82		483,700	540,300	
	83		484,200	541,200	
	84		484,700	542,100	
	85		485,100	542,900	
	86		485,700	543,800	
	87		486,100	544,700	
	88		486,600	545,600	
	89		487,100	546,400	
	90		487,700		
	91		488,300		
	92		488,700		
	93		489,200		
	94		489,800		
	95		490,400		
	96		490,900		
	97		491,400		
定年 前任 短時間 勤務 職員		299,300	342,000	397,000	470,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	168,300	204,200	237,700	260,600	289,400	325,300	368,000
	2	169,800	205,800	239,000	261,700	291,200	327,500	370,600
	3	171,200	207,300	240,300	262,900	293,200	329,700	373,000
	4	172,600	208,700	241,500	264,000	295,100	331,700	375,400
	5	173,900	210,300	242,700	265,200	296,900	333,800	377,300
	6	175,700	211,400	244,000	266,400	298,900	335,800	379,900
	7	177,400	212,600	245,100	267,400	300,700	337,700	382,200
	8	179,000	213,800	246,200	268,500	302,600	339,600	384,700
	9	180,600	215,300	247,200	269,600	304,400	341,500	387,100
	10	182,300	216,800	248,200	270,300	306,100	343,500	389,700
	11	184,000	218,300	249,500	271,000	307,300	345,500	392,300
	12	186,000	219,800	250,600	271,800	309,500	347,600	395,000
	13	187,300	221,300	251,900	272,800	310,900	349,400	397,300
	14	189,100	222,700	253,100	273,900	312,800	351,500	399,600
	15	191,100	224,200	254,300	274,900	314,800	353,300	401,800
	16	192,900	225,700	255,500	276,000	316,600	355,200	404,100
	17	194,800	227,000	256,300	277,200	318,500	356,900	405,900
	18	196,000	228,300	257,500	278,700	320,400	358,900	407,900
	19	197,500	229,800	258,600	280,300	322,300	360,700	409,800
	20	198,900	231,100	259,700	281,900	324,100	362,600	411,600
	21	200,200	232,200	261,000	283,400	325,900	364,500	413,400
	22	201,700	233,300	261,800	285,000	327,800	366,500	415,200
	23	203,100	234,400	262,600	286,600	329,600	368,400	417,000
	24	204,400	235,500	263,400	288,200	331,500	370,300	418,800
	25	206,000	236,600	264,300	289,900	333,200	372,200	420,400
	26	207,000	237,800	265,300	291,400	335,100	374,100	422,000
	27	208,100	239,000	266,300	292,900	337,100	376,000	423,500
	28	209,200	240,100	267,300	294,700	338,900	377,900	425,000
	29	210,400	241,200	268,500	295,800	340,200	379,500	426,500
	30	211,500	242,500	270,000	297,300	342,000	381,300	427,800
	31	212,600	243,900	271,500	298,800	343,700	383,100	429,100
	32	213,800	245,000	272,900	300,300	345,500	384,700	430,300
	33	215,200	246,100	274,100	301,800	347,200	386,400	431,500
	34	216,500	247,400	275,700	303,400	349,000	387,800	432,800
	35	217,800	248,100	277,200	305,100	350,900	389,200	434,100
	36	219,000	249,400	278,700	306,700	352,700	390,600	435,400
	37	220,000	250,900	279,700	308,000	354,300	392,000	436,600
	38	221,000	251,800	281,200	309,600	356,000	393,300	437,400
	39	222,000	252,800	282,700	311,100	357,600	394,500	438,200
	40	223,000	253,800	284,000	312,600	359,200	395,500	439,000
	41	223,900	254,700	284,900	314,200	360,400	396,600	439,600
	42	224,700	255,400	286,500	315,800	361,500	397,800	440,300
	43	225,500	256,300	287,900	317,400	362,700	398,900	441,000
	44	226,400	257,100	289,300	318,900	363,900	400,000	441,700

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	227,300	258,000	290,600	319,800	365,000	400,700	442,500
	46	228,200	259,200	292,200	321,200	365,800	401,400	443,300
	47	229,100	260,400	293,700	322,800	366,800	402,100	443,700
	48	230,000	261,500	295,100	324,400	367,900	402,800	444,400
	49	230,700	262,800	296,300	325,800	368,900	403,400	444,900
	50	231,700	264,100	297,800	327,100	369,900	404,000	445,300
	51	232,600	265,200	299,100	328,300	370,900	404,500	445,700
	52	233,400	266,300	300,600	329,500	371,800	404,900	446,100
	53	233,700	267,000	301,900	330,500	372,600	405,300	446,500
	54	234,500	268,300	303,300	331,500	373,400	405,600	446,900
	55	235,100	269,400	304,700	332,500	374,300	405,900	447,300
	56	235,800	270,700	306,000	333,400	375,100	406,200	447,600
	57	236,400	271,200	307,000	333,900	375,600	406,600	447,900
	58	237,000	272,200	308,300	334,800	376,400	406,900	448,300
	59	237,500	273,300	309,500	335,700	377,200	407,200	448,600
	60	238,000	274,400	310,900	336,600	378,100	407,500	448,900
	61	238,600	275,200	312,200	337,300	378,500	407,800	449,300
	62	239,100	276,200	313,400	337,600	379,200	408,100	
	63	239,600	277,100	314,600	338,100	379,900	408,400	
	64	240,200	278,000	315,800	338,700	380,500	408,700	
	65	240,700	278,800	317,100	339,300	380,900	409,000	
	66	241,200	279,800	317,900	340,000	381,500	409,300	
	67	241,800	280,700	318,600	340,700	382,200	409,600	
	68	242,300	281,600	319,300	341,300	382,800	409,900	
	69	242,800	282,500	319,900	342,000	383,200	410,100	
	70	243,300	283,500	320,600	342,500	383,700	410,400	
	71	243,800	284,600	321,300	343,100	384,200	410,700	
	72	244,300	285,600	322,000	343,700	384,700	410,900	
	73	244,600	286,200	322,600	344,000	385,300	411,100	
	74	245,300	286,800	322,800	344,600	385,800	411,400	
	75	245,700	287,300	323,300	345,100	386,400	411,700	
	76	246,400	288,100	323,800	345,600	387,000	411,900	
	77	246,600	288,900	324,400	346,100	387,500	412,100	
	78	246,800	289,500	324,900	346,600	388,000	412,400	
	79	247,200	290,100	325,400	347,100	388,500	412,700	
	80	247,400	290,600	325,800	347,500	389,000	412,900	
	81	247,500	291,100	326,400	347,800	389,300	413,100	
	82	247,900	291,600	326,900	348,100	389,800	413,400	
	83	248,300	292,000	327,300	348,500	390,200	413,700	
	84	248,400	292,200	327,800	348,800	390,600	413,900	
	85	248,600	292,400	328,300	349,400	391,000	414,100	
	86		292,600	328,700	349,700	391,500		
	87		292,900	328,900	350,000	391,900		
	88		293,100	329,200	350,300	392,300		
	89		293,500	329,600	350,700	392,700		
	90		293,700	330,000	351,000	393,200		
	91		293,900	330,400	351,400	393,600		
	92		294,100	330,800	351,700	394,000		

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		294,500	331,100	352,100	394,400		
	94		294,700	331,300	352,400			
	95		294,900	331,700	352,700			
	96		295,200	332,000	353,000			
	97		295,500	332,200	353,300			
	98		295,700	332,500	353,700			
	99		295,900	332,800	354,100			
	100		296,200	333,100	354,500			
	101		296,500	333,300	355,000			
	102		296,700	333,600	355,400			
	103		296,900	334,000	355,800			
	104		297,200	334,200	356,200			
	105		297,500	334,300	356,700			
	106			334,600				
	107			335,000				
	108			335,300				
	109			335,500				
	110			335,900				
	111			336,300				
	112			336,700				
	113			336,900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		191,000	217,800	246,200	259,700	285,100	318,400	360,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,700	212,500	255,300	274,300	295,800	335,100
	2	186,200	214,400	256,700	275,200	297,300	337,100
	3	187,700	216,400	258,200	276,000	298,900	339,100
	4	189,100	218,300	259,700	276,800	300,500	341,100
	5	190,700	220,300	260,900	277,300	301,900	343,100
	6	192,200	222,100	261,700	278,200	303,600	345,200
	7	193,600	223,900	262,500	278,900	305,200	347,200
	8	195,100	225,600	263,200	279,800	306,800	349,200
	9	196,400	227,300	263,900	280,700	308,400	350,800
	10	198,100	228,700	264,600	281,300	309,800	352,800
	11	199,700	230,000	265,400	282,200	310,700	354,700
	12	201,300	231,000	266,100	283,100	312,500	356,700
	13	202,600	232,400	266,900	284,000	313,500	358,600
	14	204,600	233,400	267,800	284,900	315,100	360,600
	15	206,700	234,400	268,600	285,800	316,700	362,600
	16	208,700	235,300	269,500	286,700	318,400	364,700
	17	210,700	236,400	270,000	287,700	319,900	366,600
	18	212,700	237,800	270,800	288,800	321,400	368,600
	19	214,900	239,200	271,600	289,800	322,900	370,700
	20	216,900	240,300	272,400	290,900	324,300	372,700
	21	218,800	241,500	273,200	292,200	325,700	374,400
	22	220,500	243,100	273,900	293,600	327,100	376,500
	23	222,200	244,800	274,600	294,800	328,600	378,700
	24	223,900	246,200	275,400	296,000	330,000	380,700
	25	225,200	247,400	276,200	297,100	331,400	382,600
	26	226,600	248,700	276,900	298,500	332,800	384,200
	27	227,600	250,100	277,700	299,900	334,200	386,000
	28	228,700	251,400	278,500	301,500	335,600	387,800
	29	229,800	252,800	279,500	302,200	336,800	389,500
	30	230,600	253,800	280,600	303,500	338,300	391,200
	31	231,400	254,600	282,000	305,000	339,700	393,200
	32	232,100	255,300	283,200	306,200	341,200	394,900
	33	233,200	256,100	284,400	307,400	342,700	396,600
	34	234,400	257,000	285,700	308,800	344,200	398,300
	35	235,500	257,900	286,800	310,200	345,700	400,100
	36	236,500	258,700	288,000	311,600	347,200	401,800
	37	237,500	259,400	289,400	312,900	348,800	403,400
	38	238,800	260,400	290,500	314,200	350,500	405,100
	39	240,100	261,200	291,700	315,600	352,000	407,000
	40	241,300	262,100	293,000	317,100	353,500	408,800
	41	242,100	262,500	293,700	318,600	354,700	410,300
	42	243,100	263,300	294,900	320,000	356,200	411,800
	43	244,200	264,100	296,100	321,400	357,700	413,300
	44	245,200	264,800	297,300	322,700	359,100	414,600

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	246,200	265,500	298,400	323,500	360,500	415,700
	46	247,200	266,300	299,700	324,900	361,500	416,800
	47	248,100	266,900	301,000	326,300	362,900	417,900
	48	248,900	267,600	302,300	327,800	364,300	419,100
	49	249,700	268,300	303,400	328,900	365,600	420,400
	50	250,600	269,100	304,600	330,200	367,000	421,600
	51	251,500	269,800	305,800	331,500	368,300	422,800
	52	252,400	270,700	307,000	332,800	369,600	423,900
	53	253,000	271,700	308,500	334,100	371,100	425,100
	54	253,900	272,700	309,800	335,400	372,300	426,100
	55	254,800	273,900	311,100	336,800	373,400	427,200
	56	255,600	275,100	312,300	338,100	374,600	428,300
	57	256,300	276,300	313,100	339,000	375,700	429,400
	58	257,200	277,700	314,300	340,300	376,600	429,900
	59	257,800	279,000	315,500	341,500	377,600	430,500
	60	258,600	280,300	316,900	342,800	378,600	430,900
	61	259,300	281,500	318,000	343,800	379,200	431,500
	62	260,000	282,700	319,300	344,700	380,000	432,000
	63	260,700	283,900	320,500	345,800	380,800	432,400
	64	261,400	285,200	321,800	347,000	381,600	432,900
	65	262,000	285,900	323,000	348,100	382,300	433,400
	66	262,800	287,100	324,300	349,300	383,000	433,800
	67	263,300	288,400	325,500	350,600	383,800	434,100
	68	263,900	289,400	326,700	351,600	384,500	434,400
	69	264,500	290,400	327,400	352,600	385,100	434,900
	70	265,100	291,800	328,500	353,600	385,700	
	71	265,900	293,100	329,600	354,700	386,400	
	72	266,700	294,300	330,500	355,800	387,000	
	73	267,900	295,300	331,600	356,600	387,700	
	74	269,000	296,600	332,300	357,700	388,200	
	75	270,000	297,800	333,400	358,800	388,800	
	76	271,000	299,000	334,500	359,800	389,300	
	77	271,900	300,300	335,700	360,500	389,700	
	78	272,800	301,500	336,900	361,300	390,300	
	79	273,800	302,700	338,000	362,100	390,800	
	80	274,900	303,900	339,100	362,800	391,100	
	81	275,700	304,400	340,200	363,400	391,400	
	82	276,300	305,600	341,300	364,000	391,900	
	83	277,200	306,700	342,300	364,600	392,400	
	84	277,900	307,900	343,400	365,100	392,700	
	85	278,600	309,000	344,300	365,700	393,000	
	86	279,300	310,200	345,300	366,200	393,500	
87	280,000	311,400	346,200	366,800	394,000		
88	280,700	312,500	347,200	367,300	394,400		
89	281,500	313,600	348,100	367,700	394,700		
90	282,300	314,800	348,900	368,100	395,100		
91	283,100	316,000	349,800	368,700	395,600		
92	283,900	317,100	350,600	369,200	396,000		

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	284,700	317,900	351,200	369,500	396,400	
	94	285,700	318,600	351,800	370,000	396,800	
	95	286,600	319,300	352,500	370,400	397,300	
	96	287,500	319,900	353,100	370,700	397,700	
	97	288,100	320,500	353,500	371,300	398,100	
	98	288,800	320,800	353,900	371,800	398,500	
	99	289,400	321,500	354,400	372,300	399,000	
	100	290,300	322,000	354,800	372,800	399,400	
	101	291,100	322,400	355,300	373,400	399,800	
	102	291,900	323,000	355,700	373,900		
	103	292,700	323,600	356,200	374,400		
	104	293,600	324,100	356,600	374,800		
	105	294,100	324,500	356,900	375,400		
	106	294,600	325,000	357,400	375,900		
	107	295,100	325,500	357,800	376,400		
	108	295,500	326,000	358,100	376,900		
	109	295,700	326,400	358,600	377,500		
	110	296,000	326,800	359,100	378,000		
	111	296,200	327,100	359,600	378,500		
	112	296,500	327,400	360,100	379,000		
	113	296,800	327,700	360,600	379,600		
	114	297,000	328,100	361,100			
	115	297,300	328,500	361,600			
	116	297,500	328,800	362,000			
	117	297,800	329,000	362,400			
	118	298,100	329,300	362,800			
	119	298,400	329,700	363,300			
	120	298,700	329,900	363,900			
	121	299,000	330,100	364,300			
	122	299,400	330,400	364,800			
	123	299,700	330,700	365,300			
	124	300,100	331,000	365,800			
	125	300,300	331,200	366,100			
	126	300,500	331,500				
	127	300,800	331,900				
	128	301,200	332,100				
	129	301,400	332,200				
	130	301,700	332,500				
	131	302,100	332,900				
	132	302,500	333,100				
	133	302,700	333,400				
	134	303,000	333,800				
	135	303,400	334,200				
	136	303,700	334,600				
	137	303,900	334,900				
	138	304,200	335,400				
	139	304,600	335,800				
	140	304,900	336,200				

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	305,100	336,500				
	142	305,500	336,900				
	143	305,900	337,200				
	144	306,200	337,600				
	145	306,300	337,900				
	146	306,600	338,300				
	147	307,000	338,700				
	148	307,400	339,100				
	149	307,600	339,400				
	150	307,800	339,800				
	151	308,100	340,200				
	152	308,400	340,600				
	153	308,800	340,900				
	154	309,000					
	155	309,200					
	156	309,500					
	157	309,800					
	158	310,100					
	159	310,400					
	160	310,700					
	161	311,100					
	162	311,400					
	163	311,700					
	164	312,000					
	165	312,400					
	166	312,700					
	167	313,000					
	168	313,300					
	169	313,700					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		237,700	258,100	265,400	275,600	292,000	329,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,100	201,600	221,400	262,000	287,500
	2	149,100	202,600	222,500	263,200	289,300
	3	150,100	203,600	223,400	264,200	290,900
	4	151,100	204,400	224,300	265,300	292,500
	5	152,200	205,100	225,300	266,000	294,000
	6	153,300	206,600	226,600	267,000	295,400
	7	154,500	207,900	227,800	267,900	296,200
	8	155,500	209,000	229,000	268,800	298,000
	9	156,400	210,300	230,300	269,400	298,900
	10	157,500	211,000	231,900	270,100	300,600
	11	158,600	211,800	233,400	270,900	302,300
	12	159,700	212,500	234,600	271,700	303,900
	13	160,600	213,600	235,700	272,400	305,200
	14	161,700	214,600	236,900	273,300	306,700
	15	162,900	215,500	238,100	274,100	308,100
	16	164,000	216,300	239,000	274,900	309,400
	17	165,100	217,200	239,600	275,500	310,900
	18	166,500	218,200	240,000	276,600	312,400
	19	167,800	219,100	240,400	277,500	314,000
	20	169,100	220,000	240,900	278,400	315,600
	21	170,200	220,700	241,400	279,200	316,600
	22	171,400	221,500	242,800	279,900	318,000
	23	172,600	222,300	244,000	280,600	319,300
	24	173,800	222,900	244,900	281,300	320,700
	25	174,900	223,600	246,000	281,800	321,900
	26	176,400	224,100	247,200	282,500	323,200
	27	177,900	224,500	248,400	283,300	324,600
	28	179,400	225,000	249,700	284,000	326,000
	29	180,800	225,600	250,400	284,800	327,500
	30	182,100	226,600	251,500	285,700	328,700
	31	183,700	227,500	252,700	286,500	330,000
	32	185,200	228,200	253,800	287,300	331,200
	33	186,700	228,700	254,900	288,000	332,200
	34	188,400	229,700	255,800	288,900	333,100
	35	190,100	230,700	256,700	289,800	334,200
	36	191,800	231,700	257,700	290,800	335,400
	37	193,500	232,200	259,000	291,400	336,500
	38	194,600	233,300	259,500	292,200	337,500
	39	196,000	234,400	260,400	293,000	338,500
	40	197,100	235,400	261,300	293,800	339,500

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	198,100	236,100	262,200	294,400	340,400
	42	199,500	237,100	263,100	295,400	341,300
	43	200,700	238,000	264,000	296,400	342,200
	44	202,000	238,800	265,100	297,300	343,100
	45	203,500	239,600	265,500	298,000	344,000
	46	204,500	240,400	266,500	298,900	345,000
	47	205,400	241,100	267,500	299,800	346,000
	48	206,500	241,700	268,500	300,600	346,900
	49	207,600	242,500	269,400	301,200	347,800
	50	208,600	243,200	270,200	301,800	348,700
	51	209,500	244,100	270,900	302,400	349,700
	52	210,500	245,000	271,800	303,100	350,500
	53	211,600	245,900	272,300	303,700	351,300
	54	212,600	246,800	273,400	304,500	352,100
	55	213,500	247,300	274,000	305,200	352,900
	56	214,500	248,100	274,800	305,900	353,600
	57	215,400	248,800	275,400	306,600	354,300
	58	216,000	249,600	276,300	307,300	355,100
	59	216,700	250,300	277,200	308,000	355,900
	60	217,500	250,900	278,100	308,600	356,500
	61	218,300	251,500	279,000	309,200	357,200
	62	218,800	252,300	280,000	309,900	357,900
	63	219,300	253,100	280,800	310,600	358,600
	64	219,800	253,700	281,800	311,200	359,300
	65	220,300	254,300	282,600	311,700	359,900
	66	220,900	254,800	283,400	312,200	360,400
	67	221,500	255,200	284,200	312,800	360,900
	68	222,000	255,700	284,900	313,400	361,400
	69	222,300	256,400	285,500	314,000	361,800
	70	222,600	256,900	286,300	314,400	
	71	222,900	257,300	287,100	314,900	
	72	223,200	257,600	287,800	315,400	
	73	223,400	257,800	288,500	315,700	
	74	223,800	258,100	289,200	316,200	
	75	224,100	258,500	289,900	316,700	
	76	224,500	258,900	290,700	317,100	
	77	224,700	259,200	291,200	317,300	
	78	225,200	259,600	291,700	317,600	
	79	225,500	260,000	292,000	317,900	
	80	225,800	260,400	292,400	318,200	

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	226,100	260,700	292,900	318,500	
	82	226,400	261,000	293,300	318,800	
	83	226,700	261,300	293,800	319,100	
	84	227,000	261,500	294,300	319,400	
	85	227,300	261,700	294,600	319,600	
	86	227,600	261,900	295,100	320,000	
	87	227,900	262,200	295,700	320,300	
	88	228,300	262,500	296,200	320,600	
	89	228,500	262,800	296,500	320,800	
	90	228,900	262,900	297,000	321,100	
	91	229,300	263,200	297,500	321,400	
	92	229,700	263,400	297,800	321,700	
	93	229,800	263,700	298,200	321,900	
	94	230,000	264,000	298,700	322,200	
	95	230,400	264,300	299,200	322,500	
	96	230,800	264,500	299,700	322,700	
	97	230,900	264,700	300,000	322,900	
	98	231,200	265,000	300,400	323,200	
	99	231,400	265,200	300,900	323,500	
	100	231,700	265,500	301,400	323,700	
	101	232,000	265,800	301,800	323,900	
	102	232,200	266,000	302,200		
	103	232,500	266,300	302,500		
	104	232,800	266,600	302,800		
	105	233,100	266,800	303,100		
	106	233,600	267,000	303,500		
	107	233,900	267,300	303,900		
	108	234,200	267,500	304,300		
	109	234,400	267,800	304,600		
	110	234,800	268,100	305,000		
	111	235,200	268,400	305,400		
	112	235,500	268,600	305,700		
	113	235,700	268,800	305,900		
	114	236,300	269,100	306,200		
	115	236,800	269,300	306,600		
	116	237,300	269,500	306,800		
	117	237,600	269,800	307,000		
	118	238,000	270,100	307,300		
	119	238,400	270,400	307,600		
	120	238,600	270,700	307,800		

技 能 職 等 給 料 表

給料表コード	1	0
--------	---	---

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	121	239,000	270,900	308,000		
	122		271,100	308,300		
	123		271,400	308,600		
	124		271,700	308,800		
	125		271,900	309,000		
	126		272,100	309,300		
	127		272,400	309,600		
	128		272,700	309,800		
	129		272,900	310,000		
	130		273,100	310,300		
	131		273,400	310,600		
	132		273,700	310,800		
	133		273,900	311,000		
	134		274,100			
	135		274,400			
	136		274,700			
	137		274,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		195,900	207,100	225,700	246,600	277,500

特定任期付職員の給料表

号俸	給料月額
	円
1	382,600
2	429,900
3	480,200
4	542,700
5	619,200
6	722,900
7	844,700

第1号任期付研究員の給料表

号俸	給料月額
	円
1	404,700
2	464,100
3	525,600
4	607,100
5	705,800
6	805,400

第2号任期付研究員の給料表

号俸	給料月額
	円
1	338,200
2	373,500
3	400,800

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務(規則)
行政職 給料表	1級	主事又は技師の職務	
	2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務 2 警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務	
	3級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務 3 警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の主任の職務 5 中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 企画員の職務 2 専門検査員の職務 3 教務主任の職務 4 副主任指導員の職務 5 事務長(給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表(以下この表において「職務表」という。)中行政職給料表三級の項第五項に規定するものを除く。)の職務
	4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務 3 困難な業務を行う警察本部、市警察部又は警察署の係長の職務 4 困難な業務を行う中学校、小学校又は義務教育学校の事務長の職務	1 主任専門検査員の職務 2 所長代理の職務 3 主任指導員の職務 4 困難な業務を行う企画員の職務 5 困難な業務を行う専門検査員の職務 6 困難な業務を行う教務主任の職務 7 困難な業務を行う副主任指導員の職務 8 困難な業務を行う事務長(職務表中行政職給料表四級の項第四項に規定するものを除く。)の職務 9 困難な業務を行う主査又は技術主査の職務
	5級	1 本庁又は委員会等の事務局の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐、室長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務 3 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 4 市警察部の課長補佐の職務 5 警察署の課長の職務 6 高等学校又は特別支援学校の事務室長の職務	1 1 上席専門検査員の職務 2 副監査専門監の職務 3 規模の小さい地方機関の長の職務 4 地方機関の副園長、副校長又は部長の職務 5 上席指導員の職務 6 困難な業務を行う主幹又は技術主幹の職務 7 困難な業務を行う主任専門検査員の職務 8 困難な業務を行う所長代理の職務 9 困難な業務を行う主任指導員の職務 10 警察本部又は市警察部の次長の職務 11 警察本部の心理専門官、術科指導官又は交通事故分析官の職務 12 警察本部又は警察署の少年健全育成官の職務 13 警察学校の科長の職務 14 警察署の課長代理の職務 15 警備派出所の所長の職務 16 警備派出所の副所長の職務 17 高等学校、特別支援学校、中学校、小学校又は義務教育学校の総括主幹の職務
	6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の専門監の職務 4 地方機関の専門監の職務 5 警察本部又は市警察部の課長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の副参事又は技術副参事の職務 2 総括専門検査員の職務 3 極めて困難な業務を行う地方機関の部長又は局長の職務 4 特に困難な業務を行う地方機関の副所長、技術副所長、副校長又は部長の職務 5 困難な業務を行う地方機関の部長又は支所長の職務 6 地方機関の副参事又は技術副参事の職務 7 警察本部の監察官、管理官、デジタル化推進調査官、会計調査官、施設調査官、相談調査官、情報管理調査官、給与調査官、採用調査官、教養調査官、上席術科指導官又は少年健全育成指導官の職務 8 宮城県警察組織規則(昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号)(以下この表において「警察組織規則」という。)第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長、所長又は工場長の職務 9 宮城県警察交通管制センターの交通管制官の職務 10 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 11 警察本部の副参事又は技術副参事の職務 12 警察署の会計官の職務 13 警察署の副参事の職務 14 高等学校又は特別支援学校の事務部長の職務 15 海洋総合実習船の船長の職務
	7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中行政職給料表七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	8級	1 本庁の副部長若しくは副局長又は委員会等の事務局の副事務局長若しくは副教育長の職務 2 特に困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 危機管理監又はデジタル政策推進監の職務 2 本庁又は委員会等の事務局の参事又は技術参事の職務 3 監査監の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の副所長又は副館長の職務 5 警察本部の参事の職務
	9級	1 本庁の部長又は局長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 極めて困難な業務を行う地方機関の長の職務	1 本庁又は委員会等の事務局の理事又は技監の職務 2 教育監の職務
	10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務(規則)
公安職給料表	1級	1 巡査の行う職務	
	2級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	
	3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1 交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 2 交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 3 交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務	1 警察署の課長(職務表中公安職給料表五級の項第三項に規定するものを除く。)の職務 2 規模の小さい警察署の課長代理の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 4 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務 5 高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の班長の職務
	5級	1 警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 市警察部の課長補佐の職務 3 警察署の課長の職務 4 困難な業務を行う係長の職務	1 警察本部、市警察部又は警察署の次長の職務 2 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の副隊長の職務 3 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、 <u>組織窃盗対策官、捜査支援分析官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官</u> の職務 5 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 6 宮城県警察交通機動隊又は宮城県警察高速道路交通警察隊の分駐隊長の職務 7 警察学校の科長の職務 8 警察署の課長代理の職務 9 警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 10 宮城県警察交通反則通告センターの通告補佐官の職務 11 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の所長の職務 12 特に高度の知識又は経験を必要とする交番その他の派出所又は駐在所の副所長の職務
	6級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐、隊長補佐又は所長補佐の職務 2 困難な業務を行う市警察部の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う警察署の課長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表六級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	7級	1 警察本部又は市警察部の課長の職務 2 警察署の長の職務	1 宮城県警察機動警ら隊、宮城県警察鉄道警察隊、宮城県警察機動捜査隊、宮城県警察交通機動隊、宮城県警察高速道路交通警察隊又は宮城県警察機動隊の隊長の職務 2 宮城県警察科学捜査研究所の所長の職務 3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官、警備指導官の職務 4 警察本部又は市警察部の管理官の職務 5 警察学校の副校長の職務 6 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の隊長、室長又は所長の職務 7 特に困難な業務を行う警察組織規則第三条第四項に掲げる組織の副隊長、副室長又は副所長の職務 8 宮城県警察交通反則通告センターの通告官の職務 9 警察署の副署長の職務 10 警察署の刑事官の職務
	8級	1 困難な業務を行う警察本部又は市警察部の課長の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務	職務内容及び責任の程度が、職務表中公安職給料表八級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの
	9級	1 警察本部又は市警察部の部長の職務 2 特に規模の大きい警察署の長の職務	1 組織犯罪対策局長の職務 2 サイバーセキュリティ統括官の職務 3 警察本部の参事官の職務

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務(規則)
教育職給料表 (一)	1級	高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	教育職給料表(一)級別資格基準表の学歴免許等区分において「短大卒」が適用される高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭(職務表中教育職給料表(一)二級の項第一項に規定するものを除く。)の職務
	2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務	1 高等学校又は特別支援学校の講師(任用の期限を付さない講師に限る。)の職務 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)(以下この表において「地方教育行政法」という。)第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
教育職給料表 (二)	1級	中学校、小学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	
	2級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	1 中学校、小学校又は義務教育学校の講師(任用の期限を付さない講師に限る。)の職務 2 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主幹の職務 3 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主任主査の職務 4 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主査の職務 5 地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の主事の職務
	特2級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち困難な業務を行う地方機関の主幹の職務
	3級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の次長の職務
	4級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	地方教育行政法第十八条第四項の規定により教員をもつて充てられた指導主事のうち地方機関の副参事の職務
研究職給料表	1級	1 技師の職務 2 警察本部の主任の職務	
	2級	1 副主任研究員の職務 2 研究員の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う技師の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う警察本部の主任の職務	
	3級	1 総括研究員の職務 2 上席主任研究員の職務 3 主任研究員の職務 4 高度の知識経験を必要とする研究を行う副主任研究員の職務 5 警察本部の上席研究官の職務 6 警察本部の研究官の職務	1 技術副参事の職務 2 地方機関の総括次長の職務 3 高度の知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務 4 警察本部の科長の職務 5 宮城県警察科学捜査研究所の副所長の職務
	4級	1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関等の部長の職務 3 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う総括研究員の職務 4 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う警察本部の上席研究官の職務	1 困難な研究を行う試験研究機関の副所長、副部長又は技術副所長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う技術副参事の職務
	5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 困難な研究を行う試験研究機関の長の職務	1 本庁の技術参事の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 研究連携推進監の職務 4 研究管理監の職務 5 東北歴史博物館又は美術館の副館長の職務

給料表	職務の級	標準的な職務 (条例)	給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務(規則)
医療職給料表(一)	1級	医師又は歯科医師の職務	
	2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術主任主査の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
	3級	1 地方機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術補佐又は技術補佐の職務	1 保健医療監の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技術副参事の職務 3 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う総括技術次長又は技術次長の職務
	4級	1 規模の大きい地方機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技監の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う副部長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う技術参事の職務
医療職給料表(二)	1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)の職務	
	2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等の職務	
	3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 3 特に困難な業務を行う栄養士等の職務	
	4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	
	5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	1 地方機関の総括次長の職務 2 特に困難な業務を行う技術主査の職務
	6級	1 地方機関の長の職務 2 地方機関の技術副所長の職務 3 地方機関の部長の職務 4 地方機関の専門監の職務	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務
	7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	<u>職務内容及び責任の程度が、職務表中医療職給料表(二)七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの</u>
医療職給料表(三)	1級	准看護師の職務	
	2級	保健師又は看護師の職務	
	3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 <u>警察本部の係長の職務</u>	
	4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務 3 <u>困難な業務を行う警察本部の係長の職務</u>	
	5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務 5 <u>警察本部の課長補佐の職務</u>	<u>1 特に困難な業務を行う技術主査の職務</u> <u>2 警察本部の健康管理専門官の職務</u>
	6級	<u>1 地方機関の技術副所長の職務</u> <u>2 警察本部の課長の職務</u>	1 本庁の技術副参事の職務 2 地方機関の支所長の職務 3 地方機関の技術副参事の職務 <u>4 警察本部の技術副参事の職務</u>
備考			
<p>1 この表中「本庁」とは、部制条例(昭和三十五年宮城県条例第四十一号)により設けられた部及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(以下この表において「法」という。)第五百八条第一項の規定により設けられた課室並びに法第七十一条第五項の規定により設けられた出納局及び出納局の下に設けられた課室をいう。</p> <p>2 この表中「委員会等の事務局」とは、法第三百三十八条第一項に規定する事務局並びに法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の事務局をいう。</p> <p>3 この表中「地方機関」とは、法第五十五条第一項に規定する地方事務所、法第五十六条第一項に規定する行政機関(警察署を除く。)、法第五十八条第一項の規定により設けられた内部組織のうち本庁に属さないもの、法第二百四十四条第一項に規定する公の施設、地方教育行政法第十七条第二項に規定する内部組織のうち委員会等の事務局に属さないもの及び同法第三十条に規定する教育機関をいう。</p> <p>4 この表中「警察本部」とは、県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年宮城県条例第三十一号)により設けられた部及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十四条第一項に規定する警察学校をいう。</p> <p>5 この表中「市警察部」とは、警察法第五十二条第一項に規定する市警察部をいう。</p> <p>6 この表中「警察署」とは、警察法第五十三条第一項に規定する警察署をいう。</p>			

級 別 資 格 基 準 表

下表の職務の級欄に定める上段の数値は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数値は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

1 行政職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級									
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
採 用 試 験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	別に	別に	別に	別に	別に
			0	3	7	11	13	定める	定める	定める	定める	定める
	短期大学卒業程度	短大卒		4.5	4	4	2	別に	別に	別に	別に	別に
			0	5	9	13	15	定める	定める	定める	定める	定める
	高等学校卒業程度	高校卒		7	4	4	2	別に	別に	別に	別に	別に
			0	7	11	15	17	定める	定める	定める	定める	定める
	そ の 他	中学卒		8	4	4	2	別に	別に	別に	別に	別に
			3	11	15	19	21	定める	定める	定める	定める	定める

2 公安職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級								
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
採 用 試 験	警察官A	高校卒		2	3	5	6	2	別に	別に	別に
	警察官B		0	2	5	10	16	18	定める	定める	定める
	そ の 他	中学卒		2	3	5	6	2	別に	別に	別に
			4	6	9	14	20	22	定める	定める	定める

3 教育職給料表(一)

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大学卒	-----	0	7	別に 定める	別に 定める
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	別に 定める
副 校 長	大学卒	-----	0	7	別に 定める	
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	
教 頭	大学卒	-----	0	7	別に 定める	
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	
主 幹 教 諭	大学卒	-----	0	7		
	短大卒	-----	0	10		
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	-----	0			
	短大卒	-----	0	2.5		
助 教 諭 養護助教諭 講 師	大学卒	-----	0	別に 定める		
	短大卒	-----	0	別に 定める		
実 習 助 手 寄宿舎指導員	高校卒	-----	0	別に 定める		

4 教育職給料表(二)

職 種	学 歴 免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
校 長	大学卒	-----	0	7	別に 定める	別に 定める
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	別に 定める
副 校 長	大学卒	-----	0	7	別に 定める	
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	
教 頭	大学卒	-----	0	7	別に 定める	
	短大卒	-----	0	10	別に 定める	
主 幹 教 諭	大学卒	-----	0	7		
	短大卒	-----	0	10		
教 諭 養護教諭 栄養教諭	大学卒	-----	0			
	短大卒	-----	0			
助 教 諭 養護助教諭 講 師	大学卒	-----	0	別に 定める		
	短大卒	-----	0	別に 定める		
	高校卒	-----	0	別に 定める		

5 研究職給料表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級				
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
採 用 試 験	大学卒業程度	大学卒	----- 0	1 ----- 1	1 別に ----- 定める	別に ----- 定める	別に ----- 定める
	短期大学卒業程度	短大卒	----- 0	2.5 ----- 2.5	2.5 別に ----- 定める	別に ----- 定める	別に ----- 定める
	高等学校卒業程度	高校卒	----- 0	5 ----- 5	5 別に ----- 定める	別に ----- 定める	別に ----- 定める
そ の 他		中学卒	----- 3	6 ----- 9	6 別に ----- 定める	別に ----- 定める	別に ----- 定める

6 医療職給料表(一)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
医 師 歯科医師	大学 6 卒	----- 0	別に定める	別に定める	別に定める

7 医療職給料表(二)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
獣 医 師	大学6卒	-----	-----	2	3	別に定	別に定	別に定
		0	2	5	-----	める	める	める
薬 剤 師	大学6卒	-----	-----	2	3	別に定	別に定	別に定
		0	2	5	-----	める	める	める
栄 養 士	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
診 療 放 射 線 技 師	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短大卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
臨 床 検 査 技 師	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
衛 生 検 査 技 師	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
臨 床 工 学 技 師	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
視 能 訓 練 士	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
言 語 聴 覚 士	大学卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
義 肢 装 具 士	短大3卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
歯 科 衛 生 士	短大卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
歯 科 技 工 士	短大卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短大3卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
は き ゆ う 師	短大2卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
柔 道 整 復 師	高校卒	-----	-----	5	3	別に定	別に定	別に定
		0	5	8	-----	める	める	める
そ の 他	短大卒	-----	別に定	別に定				
		0	める	める				
	高校卒	-----	別に定	別に定				
	0	める	める					
	中学卒	-----	別に定	別に定				
	4	める	める					

8 医療職給料表(三)

職 種	学歴免許等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
保 健 師	大 学 卒			5	別に定	別に定	別に定
		-----	0	5	める	める	める
助 産 師	短 大 卒			7	別に定	別に定	別に定
看 護 師		-----	0	7	める	める	める
准 看 護 師	准看護師養成所卒	-----	0	別に定			
				める			

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基礎学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修学年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経 験 年 数 換 算 表

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員と均衡を著しく失する場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、 $\frac{80}{100}$ 以下)
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下)

免許所有職員等の経験年数の取扱い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給料表	職員	免許取得前の経歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表(二)	歯科衛生士	口く衛生業務の補助に従事した経歴	8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、10割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯科技工士	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療エックス線技師	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛生検査技師	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨床工学技士	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義肢装具士	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係のある業務に従事した経歴（医療職給料表(二)初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視能訓練士	視能訓練の業務に従事した経歴	
言語聴覚士	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴		
医療職給料表(三)	看護師並びに看護師の免許を有する保健師及び助産師	准看護師の業務に従事した経歴（医療職給料表(三)初任給基準表の備考第3項の適用を受ける者にあつては、准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴）	

(注) 免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16年)	短 大 卒 (14年)	高 校 卒 (12年)	中 学 卒 (9年)
博 士 課 程 修 了	21 年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修 士 課 程 修 了	18 年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専 門 職 学 位 課 程 修 了	18 年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大 学 6 卒	18 年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大 学 専 攻 科 卒	17 年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大 学 4 卒	16 年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短 大 3 卒	15 年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短 大 2 卒	14 年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短 大 1 卒	13 年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高 校 専 攻 科 卒	13 年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高 校 3 卒	12 年	- 4年	- 2年		+ 3年
高 校 2 卒	11 年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中 学 卒	9 年	- 7年	- 5年	- 3年	

初 任 給 基 準 表

1 行政職給料表

試 験 の 区 分		学歴免許等	初任給
採用 試験	大 学 卒 業 程 度		1 - 2 9
	短 期 大 学 卒 業 程 度		1 - 1 9
	高 等 学 校 卒 業 程 度		1 - 9
そ の 他		高 校 卒	1 - 5

2 公安職給料表

試験の区分		初任給
採用 試験	警察官A	1 - 2 5
	警察官B	1 - 7

3 教育職給料表(一)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭	博 士 課 程 修 了	2 - 3 3
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2 - 1 7
	大 学 卒	2 - 5
	短 大 卒	1 - 1 5
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	大 学 卒	1 - 2 5
	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5

4 教育職給料表(二)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
教 諭 養 護 教 諭	博 士 課 程 修 了	2 - 4 5
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2 - 2 9
栄 養 教 諭	大 学 卒	2 - 1 7
	短 大 卒	2 - 7
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師	大 学 卒	1 - 2 5
	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5

5 研究職給料表

試 験 の 区 分		学 歴 免 許 等	初任給
採 用 試 験	大 学 卒 業 程 度		1 - 2 9
	短 期 大 学 卒 業 程 度		1 - 1 9
	高 等 学 校 卒 業 程 度		1 - 9
そ の 他		高 校 卒	1 - 5

6 医療職給料表(一)

職 種	学 歴 免 許 等	初任給
医 師 歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 - 1 7

7 医療職給料表(二)

職 種	学歴免許等	初任給
獣 医 師	大 学 6 卒	2 - 1 9
	大 学 卒	2 - 5
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 - 1 9
	大 学 卒	2 - 5
栄 養 士	大 学 卒	2 - 5
	短 大 卒	1 - 1 5
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 - 1 5
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 - 5
	短 大 卒	1 - 1 5
臨 床 工 学 技 師	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	2 - 5
	短 大 3 卒	1 - 2 1
義 肢 装 具 士	短 大 3 卒	1 - 2 1
歯 科 衛 生 士	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 専 攻 科 卒	1 - 1 1
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師 は り 師 き ゆ う 師 柔 道 整 復 師	短 大 3 卒	1 - 2 1
	短 大 2 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5
そ の 他	短 大 卒	1 - 1 5
	高 校 卒	1 - 5

8 医療職給料表(三)

職 種	学歴免許等	初任給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 - 1 5
	短 大 3 卒	2 - 9
看 護 師	短 大 3 卒	2 - 9
	短 大 2 卒	2 - 5
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 - 5

教育職(一)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	25	22	22	6
47	26	23	23	7
48	26	24	24	8
49	27	25	25	9
50	27	26	26	10
51	28	27	27	11

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
52	28	28	28	12
53	29	29	29	13
54	29	30	30	14
55	30	31	31	15
56	30	32	32	16
57	31	33	33	17
58	31	34	34	18
59	32	35	35	19
60	32	36	36	20
61	33	37	37	21
62	33	38	38	22
63	34	39	39	23
64	34	40	40	24
65	35	41	41	25
66	35	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	37	46	46	27
71	38	47	47	28
72	38	48	48	28
73	39	49	49	29
74	39	50	50	29
75	40	51	51	30
76	40	52	52	30
77	41	53	53	31
78	41	54	54	31
79	42	55	55	32
80	42	56	56	32
81	43	57	57	33
82	43	58	58	33
83	44	59	59	34
84	44	60	60	34
85	45	61	61	35
86	45	62	61	
87	46	63	62	
88	46	64	62	
89	47	65	63	
90	47	66	63	
91	48	67	64	
92	48	68	64	
93	49	69	65	
94	49	70	66	
95	50	71	67	
96	50	72	68	
97	51	73	69	
98	51	74	69	
99	52	75	69	
100	52	76	70	
101	53	77	70	
102	53	78	70	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
103	54	79	71	
104	54	80	71	
105	55	81	71	
106	55	81	72	
107	56	82	72	
108	56	82	72	
109	57	83	73	
110	57	83		
111	57	84		
112	57	84		
113	58	85		
114	58	85		
115	58	86		
116	58	86		
117	59	87		
118	59	87		
119	59	88		
120	59	88		
121	60	89		
122	60	89		
123	60	89		
124	60	89		
125	61	89		
126	61	90		
127	61	90		
128	61	90		
129	61	90		
130	61	90		
131	62	91		
132	62	91		
133	62	91		
134	62	91		
135	62	91		
136	62	92		
137	63	92		
138	63	92		
139	63	92		
140	63	92		
141	63	93		
142	63	93		
143	64	94		
144	64	94		
145	64	95		
146	64	95		
147	64	95		
148	64	95		
149	65	95		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

教育職(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	37	10	38	1
47	38	11	39	1
48	38	12	40	1
49	39	13	41	1
50	39	14	42	1
51	40	15	43	1
52	40	16	44	1
53	41	17	45	1
54	41	18	46	1

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
55	42	19	47	1
56	42	20	48	1
57	43	21	49	1
58	43	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20
78	53	42	70	20
79	53	43	71	20
80	54	44	72	20
81	54	45	73	21
82	54	46	73	21
83	55	47	74	21
84	55	48	74	21
85	55	49	75	21
86	56	50	75	22
87	56	51	76	22
88	56	52	76	22
89	57	53	77	22
90	57	54	78	22
91	58	55	79	23
92	58	56	80	23
93	59	57	80	23
94	59	58	80	23
95	60	59	80	23
96	60	60	81	23
97	61	61	81	24
98	61	62	81	24
99	61	63	81	24
100	61	64	82	24
101	62	65	82	25
102	62	66	82	
103	62	67	82	
104	62	68	83	
105	63	69	83	
106	63	70	83	
107	63	71	83	
108	63	72	84	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	特2級	3級	4級
109	64	73	84	
110	64	74	84	
111	64	75	84	
112	64	76	84	
113	65	77	85	
114	65	77	85	
115	65	78	86	
116	65	78	86	
117	66	79	87	
118	66	79		
119	66	80		
120	66	80		
121	67	81		
122	67	82		
123	67	83		
124	67	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

研究職

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	17	10	26	19
43	18	11	27	20
44	18	12	28	20
45	19	13	29	21
46	19	14	29	21
47	20	15	30	22
48	20	16	30	22
49	21	17	31	23
50	22	17	31	23
51	23	17	32	24
52	24	18	32	24
53	25	18	33	25
54	25	18	34	25
55	26	19	35	26
56	26	19	36	26
57	27	19	37	26
58	27	20	37	26
59	28	20	37	27
60	28	20	38	27
61	29	21	38	27

昇格した日の前日に 受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
62	29	21	38	28
63	29	22	39	28
64	30	22	39	28
65	30	23	39	29
66	30	23	40	29
67	31	24	40	29
68	31	24	40	30
69	31	25	41	30
70	32	25	41	30
71	32	25	42	31
72	32	26	42	31
73	33	26	42	31
74	33	26	42	
75	34	27	43	
76	34	27	43	
77	35	27	43	
78	35	28	44	
79	36	28	44	
80	36	28	44	
81	37	29	45	
82	37	30	45	
83	38	31	45	
84	38	32	46	
85	39	33	46	
86	39	33	46	
87	40	33	47	
88	40	33	47	
89	41	34	47	
90	41	34	48	
91	42	34	48	
92	42	34	48	
93	43	35	49	
94	43	35	49	
95	44	35	50	
96	44	35	50	
97	45	36	51	
98	46	36		
99	47	36		
100	48	36		
101	49	37		
102	50	37		
103	51	37		
104	52	38		
105	53	38		
106	53	38		
107	53	38		
108	54	38		
109	54	39		
110	54	39		
111	55	39		
112	55	39		
113	55	39		
114	56	40		
115	56	40		
116	56	40		
117	57	40		
118	57	40		
119	58	41		
120	58	41		
121	59	41		

医療職(一)

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

医療職(二)

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	2	2
15	1	1	3	1	3	3
16	1	1	4	1	4	4
17	1	1	5	1	5	5
18	1	2	6	2	6	6
19	1	3	7	3	7	7
20	1	4	8	4	8	8
21	1	5	9	5	9	9
22	2	6	10	6	10	10
23	3	7	11	7	11	11
24	4	8	12	8	12	12
25	5	9	13	9	13	13
26	6	10	14	10	14	14
27	7	11	15	11	15	15
28	8	12	16	12	16	16
29	9	13	17	13	17	17
30	10	14	18	14	18	18
31	11	15	19	15	19	19
32	12	16	20	16	20	20
33	13	17	21	17	21	21
34	14	18	22	18	22	21
35	15	19	23	19	23	22
36	16	20	24	20	24	22
37	17	21	25	21	25	23
38	18	22	26	22	26	23
39	19	23	27	23	27	24
40	20	24	28	24	28	24
41	21	25	29	25	29	25
42	22	26	30	26	30	25
43	23	27	31	27	31	26
44	24	28	32	28	32	26
45	25	29	33	29	33	27
46	25	30	34	30	34	27
47	26	31	35	31	35	28
48	26	32	36	32	36	28
49	27	33	37	33	37	29
50	27	34	38	33	37	29
51	28	35	39	34	38	29
52	28	36	40	34	38	29
53	29	37	41	35	39	30
54	29	38	42	35	39	30
55	30	39	43	36	40	30
56	30	40	44	36	40	30
57	31	41	45	37	41	31

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	31	42	46	37	41	31
59	32	43	47	38	41	31
60	32	44	48	38	42	31
61	33	45	49	39	42	31
62	33	46	50	39	42	31
63	34	47	51	40	43	31
64	34	48	52	40	43	31
65	35	49	53	41	43	31
66	35	50	54	41	44	31
67	36	51	55	41	44	31
68	36	52	56	42	44	31
69	37	53	57	42	44	31
70	37	53	58	42	45	31
71	38	54	59	43	45	31
72	38	54	60	43	45	31
73	39	55	61	43	45	31
74	39	55	61	44	46	31
75	40	56	62	44	46	31
76	40	56	62	44	46	31
77	41	57	63	45	46	31
78	41	57	63	45	47	32
79	41	57	64	45	47	32
80	42	58	64	45	47	32
81	42	58	65	46	47	32
82	42	58	65	46	48	32
83	43	59	66	46	48	32
84	43	59	66	46	48	32
85	43	59	67	47	48	33
86		60	67	47	49	
87		60	68	47	49	
88		60	68	47	49	
89		60	69	47	49	
90		60	70	48	50	
91		61	71	48	50	
92		61	72	48	50	
93		61	73	48	51	
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

技能

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	

昇格した日の前日に受けていた号俵	昇格後の号俵			
	2級	3級	4級	5級
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

教育職給料表(-)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	46	49	49	66
26	48	50	50	68
27	50	51	51	70
28	52	52	52	72
29	54	53	53	74
30	56	54	54	76
31	58	55	55	78
32	60	56	56	80
33	62	57	57	82
34	64	58	58	84
35	66	59	59	85
36	68	60	60	85
37	70	61	61	85
38	72	62	62	
39	74	63	63	
40	76	64	64	
41	78	65	65	
42	80	66	66	
43	82	67	67	
44	84	68	68	
45	86	69	69	
46	88	70	70	
47	90	71	71	
48	92	72	72	
49	94	73	73	
50	96	74	74	
51	98	75	75	

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
52	100	76	76	
53	102	77	77	
54	104	78	78	
55	106	79	79	
56	108	80	80	
57	112	81	81	
58	116	82	82	
59	120	83	83	
60	124	84	84	
61	130	85	86	
62	136	86	88	
63	142	87	90	
64	148	88	92	
65	150	89	93	
66	152	90	94	
67	153	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	109	
74	153	98	109	
75	153	99	109	
76	153	100	109	
77	153	101	109	
78	153	102	109	
79	153	103	109	
80	153	104	109	
81	153	106	109	
82	153	108	109	
83	153	110	109	
84	153	112	109	
85	153	114	109	
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

教育職給料表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	101
26	34	62	34	101
27	35	63	35	101
28	36	64	36	101
29	37	65	37	101
30	38	66	38	101
31	39	67	39	101
32	40	68	40	101
33	41	69	41	101
34	42	70	42	101
35	43	71	43	101
36	44	72	44	101
37	46	73	45	101
38	48	74	46	101
39	50	75	47	101
40	52	76	48	101
41	54	77	49	101
42	56	78	50	
43	58	79	51	
44	60	80	52	
45	62	81	53	
46	64	82	54	
47	66	83	55	
48	68	84	56	
49	70	85	57	
50	72	86	58	
51	74	87	59	
52	76	88	60	
53	79	89	61	
54	82	90	62	

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
55	85	91	63	
56	88	92	64	
57	90	93	65	
58	92	94	66	
59	94	95	67	
60	96	96	68	
61	100	97	69	
62	104	98	70	
63	108	99	71	
64	112	100	72	
65	116	101	73	
66	120	102	74	
67	124	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	
100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161		
103	125	161		
104	125	161		
105	125	161		
106	125	161		
107	125	161		
108	125	161		

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	1級	2級	特2級	3級
109	125	161		
110	125	161		
111	125	161		
112	125	161		
113	125	161		
114	125	161		
115	125	161		
116	125	161		
117	125	161		
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

研究職給料表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸				降格した日の前日に受けていた号俸	降 格 後 の 号 俸			
	1 級	2 級	3 級	4 級		1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21	62	121	121	97	73
2	26	34	18	22	63	121	121	97	73
3	27	35	19	23	64	121	121	97	73
4	28	36	20	24	65	121	121	97	73
5	29	37	21	25	66	121	121	97	73
6	30	38	22	26	67	121	121	97	73
7	31	39	23	27	68	121	121	97	73
8	32	40	24	28	69	121	121	97	73
9	33	41	25	29	70	121	121	97	73
10	34	42	26	30	71	121	121	97	73
11	35	43	27	31	72	121	121	97	73
12	36	44	28	32	73	121	121	97	73
13	37	45	29	33	74	121	121		
14	38	46	30	34	75	121	121		
15	39	47	31	35	76	121	121		
16	40	48	32	36	77	121	121		
17	42	51	33	38	78	121	121		
18	44	54	34	40	79	121	121		
19	46	57	35	42	80	121	121		
20	48	60	36	44	81	121	121		
21	49	62	37	46	82	121	121		
22	50	64	38	48	83	121	121		
23	51	66	39	50	84	121	121		
24	52	68	40	52	85	121	121		
25	54	71	41	54	86	121	121		
26	56	74	42	58	87	121	121		
27	58	77	43	61	88	121	121		
28	60	80	44	64	89	121	121		
29	63	81	46	67	90	121	121		
30	66	82	48	70	91	121	121		
31	69	83	50	73	92	121	121		
32	72	84	52	73	93	121	121		
33	74	88	53	73	94	121	121		
34	76	92	54	73	95	121	121		
35	78	96	55	73	96	121	121		
36	80	100	56	73	97	121	121		
37	82	103	59	73	98	121			
38	84	108	62	73	99	121			
39	86	113	65	73	100	121			
40	88	118	68	73	101	121			
41	90	121	70	73	102	121			
42	92	121	74	73	103	121			
43	94	121	77	73	104	121			
44	96	121	80	73	105	121			
45	97	121	83	73	106	121			
46	98	121	86	73	107	121			
47	99	121	89	73	108	121			
48	100	121	92	73	109	121			
49	101	121	94	73	110	121			
50	102	121	96	73	111	121			
51	103	121	97	73	112	121			
52	104	121	97	73	113	121			
53	107	121	97	73	114	121			
54	110	121	97	73	115	121			
55	113	121	97	73	116	121			
56	116	121	97	73	117	121			
57	118	121	97	73	118	121			
58	120	121	97	73	119	121			
59	121	121	97	73	120	121			
60	121	121	97	73	121	121			
61	121	121	97	73					

令和4年通知第238号(教育職給料表(一)(二)3級から2級に降格する場合)

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸	
	教育職給料表(一)2級	教育職給料表(二)2級		教育職給料表(一)3級	教育職給料表(二)3級
1	53	49	55	114	103
2	54	50	56	116	104
3	55	51	57	118	105
4	56	52	58	127	106
5	57	53	59	136	107
6	58	54	60	145	108
7	59	55	61	149	110
8	60	56	62	149	112
9	61	57	63	149	114
10	62	58	64	149	116
11	63	59	65	149	117
12	64	60	66	149	118
13	65	61	67	149	119
14	66	62	68	149	120
15	67	63	69	149	122
16	68	64	70	149	124
17	69	65	71	149	126
18	70	66	72	149	128
19	71	67	73	149	130
20	72	68	74	149	140
21	73	69	75	149	150
22	74	70	76	149	160
23	75	71	77	149	161
24	76	72	78	149	161
25	77	73	79	149	161
26	78	74	80	149	161
27	79	75	81	149	161
28	80	76	82	149	161
29	81	77	83	149	161
30	82	78	84	149	161
31	83	79	85	149	161
32	84	80	86		161
33	85	81	87		161
34	86	82	88		161
35	87	83	89		161
36	88	84	90		161
37	89	85	91		161
38	90	86	92		161
39	91	87	93		161
40	92	88	94		161
41	93	89	95		161
42	94	90	96		161
43	95	91	97		161
44	96	92	98		161
45	97	93	99		161
46	98	94	100		161
47	99	95	101		161
48	100	96			
49	102	97			
50	104	98			
51	106	99			
52	108	100			
53	110	101			
54	112	102			

※4級から2級に降格させた場合における号俸は、4級から3級、3級から2級に順次降格させたものと
し、4級から3級への降格については降格時号俸対応表を、3級から2級への降格については上記表を
適用し決定する。

医療職給料表(-)降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸			降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降 格 後 の 号 俸		
	1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級
1	21	17	25	50	65	92	89
2	22	18	26	51	65	97	89
3	23	19	27	52	65	97	89
4	24	20	28	53	65	97	89
5	25	21	29	54	65	97	89
6	26	22	30	55	65	97	89
7	27	23	31	56	65	97	89
8	28	24	32	57	65	97	89
9	29	25	33	58	65	97	89
10	30	26	34	59	65	97	89
11	31	27	35	60	65	97	89
12	32	28	36	61	65	97	89
13	33	29	37	62	65	97	89
14	34	30	38	63	65	97	89
15	35	31	39	64	65	97	89
16	36	32	40	65	65	97	89
17	37	33	41	66	65	97	
18	38	34	42	67	65	97	
19	39	35	43	68	65	97	
20	40	36	44	69	65	97	
21	41	37	45	70	65	97	
22	42	38	46	71	65	97	
23	43	39	47	72	65	97	
24	44	40	48	73	65	97	
25	47	41	49	74	65	97	
26	51	42	50	75	65	97	
27	55	43	51	76	65	97	
28	59	44	52	77	65	97	
29	62	45	53	78	65	97	
30	64	46	54	79	65	97	
31	65	47	55	80	65	97	
32	65	48	56	81	65	97	
33	65	49	57	82	65	97	
34	65	50	58	83	65	97	
35	65	51	59	84	65	97	
36	65	52	60	85	65	97	
37	65	54	62	86	65	97	
38	65	56	64	87	65	97	
39	65	58	66	88	65	97	
40	65	60	68	89	65	97	
41	65	62	70	90	65		
42	65	64	74	91	65		
43	65	66	78	92	65		
44	65	68	82	93	65		
45	65	71	86	94	65		
46	65	74	88	95	65		
47	65	77	89	96	65		
48	65	82	89	97	65		
49	65	87	89				

医療職給料表(二)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸						降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	17	13	17	13	13	58	85	82	70	105	93	85
2	22	18	14	18	14	14	59	85	85	71	105	93	85
3	23	19	15	19	15	15	60	85	90	72	105	93	85
4	24	20	16	20	16	16	61	85	95	74	105	93	85
5	25	21	17	21	17	17	62	85	100	76	105	93	
6	26	22	18	22	18	18	63	85	105	78	105	93	
7	27	23	19	23	19	19	64	85	105	80	105	93	
8	28	24	20	24	20	20	65	85	105	82	105	93	
9	29	25	21	25	21	21	66	85	105	84	105	93	
10	30	26	22	26	22	22	67	85	105	86	105	93	
11	31	27	23	27	23	23	68	85	105	88	105	93	
12	32	28	24	28	24	24	69	85	105	89	105	93	
13	33	29	25	29	25	25	70	85	105	90	105	93	
14	34	30	26	30	26	26	71	85	105	91	105	93	
15	35	31	27	31	27	27	72	85	105	92	105	93	
16	36	32	28	32	28	28	73	85	105	94	105	93	
17	37	33	29	33	29	29	74	85	105	113	105	93	
18	38	34	30	34	30	30	75	85	105	113	105	93	
19	39	35	31	35	31	31	76	85	105	113	105	93	
20	40	36	32	36	32	32	77	85	105	113	105	93	
21	41	37	33	37	33	34	78	85	105	113	105	93	
22	42	38	34	38	34	36	79	85	105	113	105	93	
23	43	39	35	39	35	38	80	85	105	113	105	93	
24	44	40	36	40	36	40	81	85	105	113	105	93	
25	46	41	37	41	37	42	82	85	105	113	105	93	
26	48	42	38	42	38	44	83	85	105	113	105	93	
27	50	43	39	43	39	46	84	85	105	113	105	93	
28	52	44	40	44	40	48	85	85	105	113	105	93	
29	54	45	41	45	41	52	86	85	105	113	105		
30	56	46	42	46	42	56	87	85	105	113	105		
31	58	47	43	47	43	77	88	85	105	113	105		
32	60	48	44	48	44	84	89	85	105	113	105		
33	62	49	45	50	45	85	90	85	105	113	105		
34	64	50	46	52	46	85	91	85	105	113	105		
35	66	51	47	54	47	85	92	85	105	113	105		
36	68	52	48	56	48	85	93	85	105	113	105		
37	70	53	49	58	50	85	94	85	105	113			
38	72	54	50	60	52	85	95	85	105	113			
39	74	55	51	62	54	85	96	85	105	113			
40	76	56	52	64	56	85	97	85	105	113			
41	79	57	53	67	59	85	98	85	105	113			
42	82	58	54	70	62	85	99	85	105	113			
43	85	59	55	73	65	85	100	85	105	113			
44	85	60	56	76	69	85	101	85	105	113			
45	85	61	57	80	73	85	102	85	105	113			
46	85	62	58	84	77	85	103	85	105	113			
47	85	63	59	89	81	85	104	85	105	113			
48	85	64	60	94	85	85	105	85	105	113			
49	85	65	61	99	89	85	106		105				
50	85	66	62	104	92	85	107		105				
51	85	67	63	105	93	85	108		105				
52	85	68	64	105	93	85	109		105				
53	85	70	65	105	93	85	110		105				
54	85	72	66	105	93	85	111		105				
55	85	74	67	105	93	85	112		105				
56	85	76	68	105	93	85	113		105				
57	85	79	69	105	93	85							

医療職給料表(三)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	18	26	14	18	22
3	19	27	15	19	23
4	20	28	16	20	24
5	21	29	17	21	25
6	22	30	18	22	26
7	23	31	19	23	27
8	24	32	20	24	28
9	25	33	21	25	29
10	26	34	22	26	30
11	27	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	58	65	53	57	78
42	60	66	54	58	84
43	62	67	55	59	90
44	64	68	56	60	96
45	65	69	57	61	98
46	66	70	58	62	100
47	67	71	59	63	101
48	68	72	60	64	101
49	69	73	61	65	101
50	70	74	62	66	101
51	71	75	63	67	101
52	72	76	64	68	101
53	73	77	65	70	101
54	74	78	66	72	101
55	75	79	67	74	101
56	76	80	68	76	101
57	77	81	69	77	101

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
58	78	82	70	78	101
59	79	83	71	79	101
60	80	84	72	80	101
61	81	85	73	82	101
62	82	86	74	84	101
63	83	87	75	86	101
64	84	88	76	88	101
65	86	89	77	90	101
66	88	90	78	92	101
67	90	91	79	94	101
68	92	92	80	98	101
69	93	93	81	102	101
70	94	94	82	106	
71	95	95	83	110	
72	96	96	84	112	
73	97	97	85	113	
74	98	98	86	113	
75	99	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	113	107	93	113	
82	118	110	94	113	
83	123	113	95	113	
84	128	116	96	113	
85	131	120	98	113	
86	134	124	100	113	
87	137	128	102	113	
88	140	132	104	113	
89	144	135	105	113	
90	148	140	106	113	
91	152	145	107	113	
92	156	150	110	113	
93	159	153	113	113	
94	162	153	116	113	
95	165	153	119	113	
96	168	153	122	113	
97	169	153	125	113	
98	169	153	125	113	
99	169	153	125	113	
100	169	153	125	113	
101	169	153	125	113	
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8 以上	6	4 (行政職給 料表の適用 を受ける職 員でその職 務の級が7 級以上であ るもの又は 第35条各職 に掲げる職 員にあつて は、3)	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号俸数は給与条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

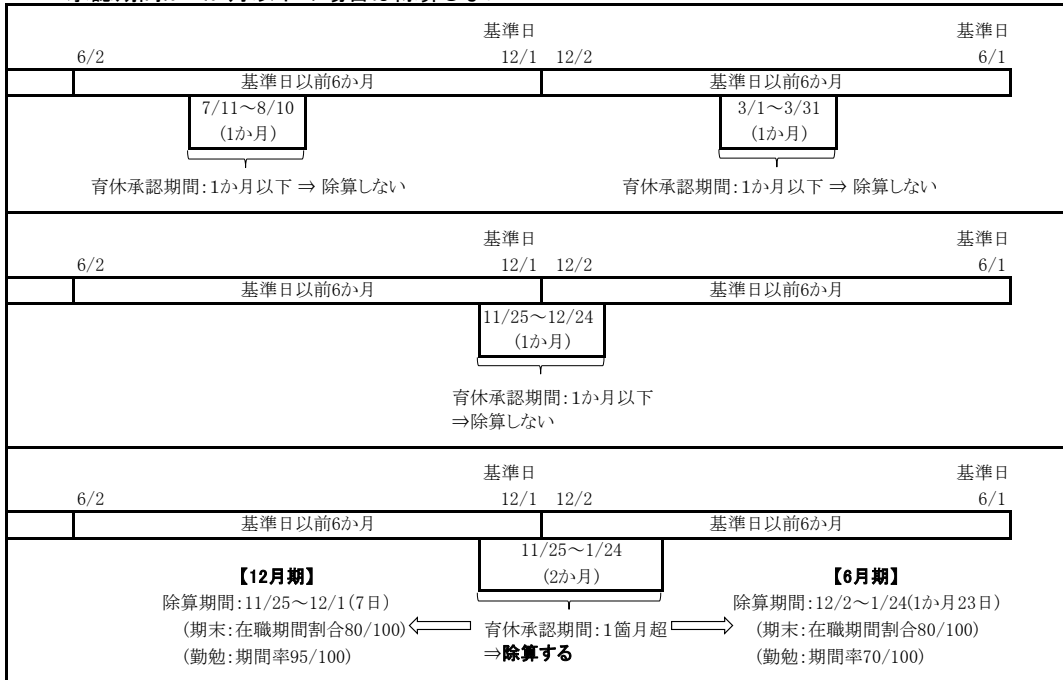
短期間の育児休業を取得した職員に対する期末・勤勉手当の取扱い

1 基本的な考え方

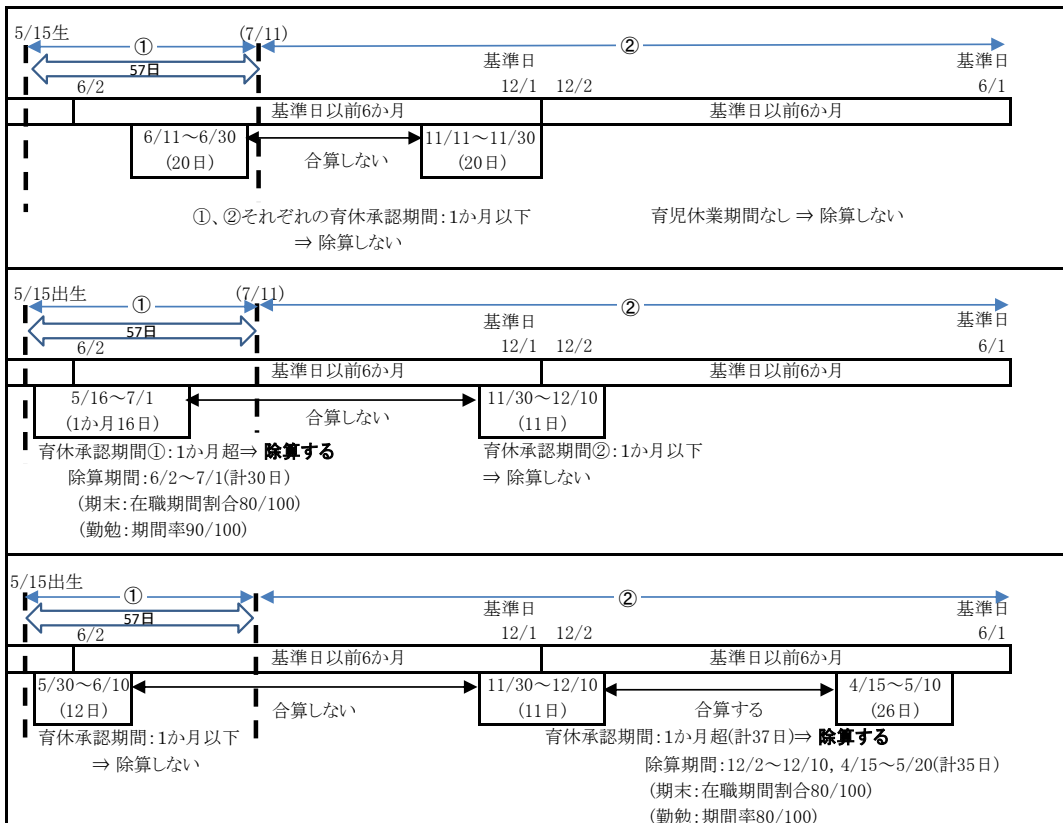
基準日前6か月以内の期間において育児休業をしている職員について、当該育児休業の承認に係る期間(以下「育休承認期間」という。)の全部が子の出生の日から57日以内に収まっている育児休業(①)であって、当該期間(2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業(②)と、当該育休承認期間の全部又は一部が子の出生の日から57日を超える期間にかかっている育児休業(③)であって、当該期間(2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業(④)をしている職員については、基準日前6か月以内における当該育休承認期間を除算しない。

2 具体例

- 基準日前6か月以内の期間に1回取得(①、②いずれも適用可)
⇒ 承認期間が1か月以下の場合を除算しない



- 基準日前6か月以内の期間に2回取得
⇒ ①と②を合算せず、それぞれで1か月以下の場合を除算しない(①、②の育児休業を複数取得している場合は、それぞれで合算する)



※小枠内の○○/○○~○○/○○の表記は育児休業承認期間を表す。

給 与 支 給

事由 給与種目	給 与 期 間 中 に					病 休		休			
	要 件 発 生	要 件 変 更	要 件 消 滅			休 職 復 職 停 職 専 従 許 可 育 児 休 業	給 与 全 期 日 数	公 務 傷 病 等	私 傷 病	公 務 災 害 通 勤 災 害	病 結 核 教 特 法 第 14 条
			離 職	死 亡	そ の 他						
	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
給 料 月 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
給 料 の 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
教 職 調 整 額	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
地 域 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
扶 養 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
通 勤 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	／	×	×	×	×	
単 身 赴 任 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
住 居 手 当	翌 月 から	翌 月 から	当 月 まで	当 月 まで	当 月 まで	日 割	○	○	100/100	100/100	
初 任 給 調 整 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
期 末 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100	
勤 勉 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	100/100	100/100 勤務日数 0 → 0	
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
特 地 勤 務 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
へ き 地 手 当 等	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	○	100/100	100/100	
管 理 職 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	／	
特 殊 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
宿 日 直 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
時 間 外 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
休 日 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
夜 間 勤 務 手 当	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
寒 冷 地 手 当	／	／	／	／	／	日 割 (※4)	○	○	100/100	100/100	
産 業 教 育 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	日 割	日 割	日 割	当 月 まで	日 割	日 割	○	×	100/100	×	
根 拠 条 例、規 則 等	条 例 第 7 条		条 例 第 7 条	条 例 第 7 条		規 則 7-0 第 5 条			条 例 第 23 条 第 1 号	教 特 法 第 14 条	

(注1) 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある職員には、当該基準日
(注2) 給料及び管理職手当の月額合計額に対する地域手当とする。
(注3) 給料の月額に対する特勤手当等・へき地手当等とする。
(注4) 基準日において支給対象である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に休職等となった場合等の

関 係 早 見 表

性		職			専 従 許 可	育 児 休 業	懲 戒		減 額 (勤務しない場 合、部分休業、 介護休暇、介護 時間、修学部分 休業、高齢者部 分休業)	根拠条例・規則等
		気	刑 事 事 件	分限条例第2条			停 職	減 給		
左記以外	そ の 他	規則7— 46 第1条 第1号		規則7— 46 第1条 第2号	許 可	休 業			停 職	減 給
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	条例第7条、 規則7—0第5条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	規則7—0第5条の3
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給	減 額	給与条例給料表備考、 規則7—65第1条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注2)	規則7—53第13条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—38第14条の2、 第15条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条
80/100	80/100	60/100 以内	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—0第7条、 規則7—61第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—41第9条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—14第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 しない	規則7—15第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—78第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—62第8条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額 (注3)	規則7—39第9条
/	/	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—18第3条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—2第42条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—17第5条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	規則7—0第8条
80/100	80/100	×	70/100 以内	100/100 以内	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—1第6条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—36第5条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—40第4条
×	×	×	×	×	×	×	×	減 給 しない	減 額	規則7—44第5条
条例第23 条第2号	条例第23 条第3号	条例第23 条第4号	条例第23 条第5号 規則7— 46	条例第23 条第5号 規則7— 46	地公法 第55条 の2	育児休 業法第 4条	懲戒条 例第5 条	懲戒条 例第4 条	条例第17条等	

に係る期末手当・勤勉手当を支給する（育児休業条例第7条）。

手当額は、日割計算により計算した額となる。詳細については「11 寒冷地手当(3)日割計算による支給」を参照のこと。

諸手当算出の基礎及び支給方法早見表

種 別	根 拠 条 例 等	算 出 の 基 礎								支 給 方 法			特定管理職員 (管理職手当 受給職員)	等 短時間勤務職員 定年前再任用 職員	備 考
		給料 月額	給料の 調整額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	教職 調整額	管理職 勤務年 調整額	監督 年齢	別に 定める	給料に 準ずる	次の支 給に支 給する			
管理職手当	給与条例第9条 規則7—18	×	×	/	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
初任給調整手当	給与条例第9条の2 規則7—41	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	
扶養手当	給与条例第10条、第11条 規則7—0第6条 規則7—99	×	×	×	/	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
地域手当	給与条例第11条の2 ～第11条の5 規則7—53	○	○	○	○	/	○	○	×	○	×	×	○	△	定年前再任用 短時間勤務職員 等の場合、異動 保障等を除く。
住居手当	給与条例第11条の6 規則7—0第7条 規則7—61	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	
通勤手当	給与条例第11条の7 規則7—38	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	○	
単身赴任手当	給与条例第11条の8 規則7—0第7条 規則7—106	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	
特地勤務手当等	給与条例第12条の2 給与条例第12条の3 規則7—62	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	
へき地手当等	給与条例第21条の4 給与条例第21条の5 規則7—39	○	○	×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×	
時間外勤務手当 (注)	給与条例第14条、第17条 規則7—0第8条 平成22年通知第367号	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	これらの算 出の基礎に おける地域 手当は、給 料及び管理 職手当の月 額の合計額 に対するも のとする。
休日勤務手当 (注)	給与条例第15条、第17条 規則7—0第8条 規則7—70	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
夜間勤務手当 (注)	給与条例第16条、第17条 規則7—0第8条	○	○	○	×	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
宿日直手当	給与条例第18条 規則7—17	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
管理職員特別 勤務手当	給与条例第18条の2 規則7—109	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	
期 末 手 当	給与条例第19条 規則7—14	○	○	(加算額)	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
勤 勉 手 当	給与条例第20条 規則7—15	○	○	(加算額)	×	○	○	○	×	×	×	○	○	○	
寒 冷 地 手 当	給与条例第21条 規則7—1	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	
義務教育等 教員特別手当	給与条例第21条の2 規則7—78	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
産業教育手当	給与条例第21条の3 規則7—36	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	△	○	特定管理職員 のうち、 校長を除く。
定時制通信 教育手当	給与条例第21条の6 規則7—40	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○	
農林漁業普及 指導手当	給与条例第21条の7 規則7—44	○	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	○	
特殊勤務手当	給与条例第12条 規則7—2	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	
給料の調整額	給与条例第8条 規則7—16	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	○	
教職調整額	給与条例給料表備考 規則7—65	○	/	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	

(注) 時間外勤務手当等の算出の基礎には、表のほか、初任給調整手当、給料の月額に対する特地勤務手当等・へき地勤務手当等、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当が含まれる。

主な手当の改正状況

(1) 扶養手当 (月 額)

扶養親族の別 適用 年月日	配 偶 者 (A)	扶 養 親 族 (子) 1人目 (B)	配偶者を欠 く扶養親族 (子) 1人 目 (C)	扶 養 親 族 (子) (D)	左記以外の 扶養親族 (E)	備 考
昭和 24. 1. 1	円 600	円 600	円 400	円 400	円 400	B欄の扶養親族は、子に限る
41. 9. 1	1,000	600	400	400	400	B欄の扶養親族は、子に限る
44. 6. 1	1,700	600	1,200	400	400	B欄及びC欄の扶養親族は、子に限る
46. 5. 1	2,200	600	1,400	600	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
47. 1. 1	2,200	600	1,400	600	400	児童手当の対象となる子を除く。
47. 4. 1	2,400	800	1,600	800	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
48. 4. 1	3,500	1,000	2,500	1,000	400	B欄、C欄及びD欄の扶養親族は、子に限る
49. 1. 1	5,000	1,500	3,500	1,500	400	子の限定を解除
50. 7. 1	6,000	2,000	4,000	2,000	400	B欄の扶養親族は、子に限る
51. 4. 1	7,000	2,200	4,500	2,200	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
52. 4. 1	8,000	2,300	5,000	2,300	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
53. 4. 1	9,000	2,700	5,500	2,700	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
54. 4. 1	10,000	3,000	6,500	3,000	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
55. 4. 1	11,000	3,500	7,500	3,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
56. 4. 1	12,000	3,500	8,000	3,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
58. 4. 1	12,300	3,800	8,300	3,800	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
59. 4. 1	13,200	4,200	8,900	4,200	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
60. 7. 1	14,000	4,500	9,500	4,500	1,000	B欄の扶養親族は、子に限る
61. 4. 1	15,000	4,500	10,000	4,500	1,000	児童手当の支給対象となる第2子についても減額措置 (61. 6. 1)
63. 4. 1	16,000	4,500	10,500	4,500	1,000	
平成 3. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	児童手当との調整措置を廃止 (4. 1. 1)
4. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	1,000	子等の支給対象年齢の上限を22歳まで引き上げ
5. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に1,000円加算
6. 4. 1	16,000	5,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に2,000円加算

適用 年月日	扶養親族の別 配偶者	扶養親族で ない配偶者 が居る場合 の1人目	配偶者を欠 く扶養親族 の1人目	扶養親族 (2人まで)	扶養親族 (3人目か ら1人につ き)	備 考
平成 7. 4. 1	円 16,000	円 -	円 11,000	円 5,500	円 2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 2,500円加算
8. 4. 1	16,000	-	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 3,000円加算
9. 4. 1	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 4,000円加算
10. 4. 1	16,000	6,500	11,000	5,500	2,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
12. 4. 1	16,000	6,500	11,000	6,000	3,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
15. 1. 1	14,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
15. 12. 1	13,500	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
17. 12. 1	13,000	6,500	11,000	6,000	5,000	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
19. 4. 1	13,000	6,500	11,000	6,000		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
21. 4. 1	13,000	6,500	11,000	6,500		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算

	扶養親族の別 級区分	配 偶 者	子 (1人に付き)	父 母 等 (1人に付き)	備 考
30. 4. 1	行政職給料表 7 級以下	円 10,000	円 8,000	円 6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	10,000	8,000	6,500	
	行政職給料表 9 級以上	10,000	8,000	6,500	
31. 4. 1	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	6,500	10,000	6,500	
	行政職給料表 9 級以上	6,500	10,000	6,500	
令和 2. 4. 1	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	3,500	10,000	3,500	
3. 4. 1~	行政職給料表 7 級以下	6,500	10,000	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に 5,000円加算
	行政職給料表 8 級	3,500	10,000	3,500	
	行政職給料表 9 級以上	0	10,000	0	

(注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。
行政職給料表 8 級相当・・・公安職給料表 9 級及び研究職給料表 5 級
行政職給料表 9 級以上相当・・・医療職給料表 (一) 4 級

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成30年度は子10,000円、父母等9,000円、令和元年度以降はその年度の表に掲げる子又父母等の額とする。

主な手当の改正状況

(2) 住居手当(月額)

適用 年月日	借 家 ・ 借 間				自 宅		備 考
	控 除 額	控除額控除 後の全額 支 給 額	2 分 の 1 加 算 限 度 額	最 高 支 給 限 度 額	新 築 入 後 5 年 まで	そ の 他	
昭和 45. 5. 1	円 3,000	円 —	円 3,000	円 3,000	円 —	円 —	新設
48. 4. 1	4,000	3,000	2,000	5,000	—	—	
49. 4. 1	4,000	6,000	2,000	8,000	2,500	1,000	自宅居住者に対する支給 範囲の拡大
50. 7. 1	5,000	6,000	3,000	9,000	2,500	1,000	
51. 4. 1	5,000	7,000	3,500	10,500	2,500	1,000	
52. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000	
54. 5. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000	
56. 4. 1	9,000	7,500	6,500	14,000	2,500	1,000	
58. 4. 1	9,000	7,500	6,800	14,300	2,500	1,000	
59. 4. 1	9,000	7,500	7,200	14,700	2,500	1,000	
60. 7. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000	
62. 4. 1	11,000	9,500	8,500	18,000	2,500	1,000	
63. 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000	
平成 2. 4. 1	11,000	10,000	13,000	23,000	2,500	1,000	
4. 4. 1	12,000	11,000	15,000	26,000	2,500	1,000	
5. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500		自宅については、 平成6年1月1日適用
8. 1. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	3,000		
22. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	—		自宅居住者に対する手当 の廃止

主な手当の改正状況

(3) 通勤手当(月額)

適用 年月日	交通機関			交通用具				備考
	全額 支給額	2分の 1加算 限度額	最高 支給 限度額	原動機付 自転車等 ①	自転車等 ②	①, ②のうち 交通 不便者	自動車	
昭和 33.4.1	円 -	円 -	円 600	100				円 1 新設 2 交通機関の算出基礎3箇 月定期券代 控除額 100円
36.10.1	-	-	750	200				
38.10.1	-	-	900	350	300	350又は300	350	
39.9.1	-	-	900	450	400	450又は400	450	交通機関の算出基礎控除額の 廃止
40.9.1	1,100	500	1,600	500	450	500又は450	500	
41.9.1	1,600	800	2,400	580	500	580又は500	580	
43.5.1	2,400	1,200	3,600	700	600	700又は600	700	交通機関と交通用具との併給 制度新設
44.6.1	2,800	1,400	4,200	900	700	900又は700	900	交通機関の算出基礎1箇月定 期券代に改正
45.5.1	2,800	1,400	4,200	900		10km以上 1,400	最低 6km未満 900 最高10km以上 1,400	自動車は距離段階別定額
47.4.1	5,000	3,000	8,000	10km未満 1,000 10km以上15km未満 1,500 15km以上 1,800	1,000 1,500 1,800	10km以上 1,800	" 4km未満 1,000 " 26km以上 5,000	
48.4.1	5,000	3,000	8,000	" " "	1,100 1,800 2,000	10km以上15km 未満 2,000 15km以上 2,500	" 1,100 " 5,000	
49.4.1	8,000	3,000	11,000	" " "	1,300 2,300 2,500	" 2,500 " 3,600	" 1,300 " 30km以上 8,000	
50.7.1	10,000	3,500	13,500	" " "	1,600 2,800 3,100	" 3,100 " 4,200	" 1,600 " 8,000	
51.4.1	12,500	3,500	16,000	" " "	1,700 3,000 3,300	" 3,300 " 4,600	" 1,600 " 8,000	
52.4.1	14,000	4,000	18,000	" " "	2,000 3,400 3,800	" 3,800 " 5,300	" 2,000 " 10,000	
53.4.1	15,000	4,000	19,000	5km未満 2,000 5km以上10km未満 2,200 10km以上15km未満 3,600 15km以上 4,100	2,000 2,200 3,600 4,100	15km未満 4,100 15km以上20km 未満 5,600 20km以上 7,100	" 2,000 " 40km以上 11,000	
54.4.1	15,000	5,000	20,000	" " " "	2,000 2,200 3,600 4,100	" 4,100 " 5,600 " 7,100	" 2,000 " 13,000	
55.4.1	16,000	5,000	21,000	" " " "	2,000 2,200 3,600 4,500	" 4,500 " 6,100 " 7,800	" 2,000 " 15,500	

通勤方法の別 適用 年月日	交通機関			交通用具				備考
	全額 支給額	2分の 1加算 限度額	最高 支給 限度額	原動機付 自転車等 ①	自転車等 ②	①, ②のうち 交通 不便 者	自動車	
56.4.1	17,000	5,000	22,000	〃	2,000	〃 4,500	〃	
				〃	2,200	〃 6,100	〃 2,000	
				〃	3,600	〃	〃	
				〃	4,500	〃 7,800	〃 17,000	
58.4.1	17,600	5,300	22,900	〃	2,000	〃 4,700	〃	
				〃	2,400	〃 6,400	〃 2,000	
				〃	3,600	〃	〃	
				〃	4,700	〃 8,200	〃 18,100	
59.4.1	18,300	5,700	24,000	〃	2,000	〃 5,000	〃	
				〃	2,600	〃 6,800	〃 2,000	
				〃	3,600	〃	〃	
				〃	5,000	〃 8,700	〃 19,500	
60.7.1	20,000	6,500	26,500	〃	2,000	〃 5,500	〃	
				〃	2,700	〃 7,500	〃 2,000	
				〃	3,600	〃	〃	
				〃	5,500	〃 9,600	〃 21,000	
61.4.1	20,000	6,500	26,500	〃	2,000	〃 5,500	〃	
				〃	2,700	〃 7,500	〃 2,000	
				〃	3,600	〃	〃 46km以上	
				〃	5,500	〃 9,600	〃 22,500	
62.4.1	21,000	7,500	28,500	〃	2,000	〃 6,000	〃	
				〃	3,800	〃 8,100	〃 2,000	
				〃	5,000	〃	〃	
				〃	6,000	〃 10,400	〃 24,500	

通勤方法の別 適用 年月日	交通機関			交通用具		備考
	全額 支給額	2分の1加算 限度額	最高 支給 限度額	普通自動車以外	普通自動車等	
平成 元. 4. 1	30,000	7,500	37,500	5km未満 2,000 5km以上10km未満 4,100 10km以上15km未満 6,200 15km以上20km未満 8,300 20km以上25km未満 10,400 25km以上30km未満 12,500 30km以上 14,600	最低 4km未満 2,200 最高60km以上 31,000	交通不便者の区分廃止
3. 4. 1	40,000	7,500	47,500	" 2,000 " 4,100 " 6,200 " 8,300 " 10,400 " 12,500 30km以上35km未満 14,600 35km以上40km未満 16,700 40km以上 18,800	" 2,200 " 32,000	
4. 4. 1	40,000	7,500	47,500	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	
8. 1. 1	45,000	20,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	
11. 4. 1	45,000	20,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 " 20,900	" 2,200 " 33,000	高速自動車国道等の利用者には通行料金の1/2を運賃等相当額に算入
16. 4. 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,100 " 6,500 " 8,900 " 11,300 " 13,700 " 16,100 " 18,500 40km以上45km未満 20,900 45km以上50km未満 21,800 50km以上55km未満 22,700 55km以上60km未満 23,600 60km以上 24,500	" 2,200 " 33,000	6箇月定期券等(交通機関等利用者)の価額を導入
27. 1. 1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	最高70km以上 49,700	

通勤方法の別 適用 年月日	交 通 機 関			交 通 用 具		備 考
	全 額 支給額	2分の 1加算 限度額	最 高 支 給 限度額	普 通 自 動 車 以 外	普 通 自 動 車 等	
31.4.1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,100 最高80km以上 52,500	
令和 6.4.1	55,000	10,000	65,000	" 2,000 " 4,200 " 7,100 " 10,000 " 12,900 " 15,800 " 18,700 " 21,600 " 24,400 " 26,200 " 28,000 " 29,800 " 31,600	" 2,100 " <u>54,000</u>	

主な手当の改正状況

(4) 宿 日 直 手 当 (勤務1回に対する額)

業務の別 適用年月日	一 般 管 理	特 殊 業 務 を 伴 う も の				備 考
		ダ ム 管 理 等	研 修 施 設 等	警 察 署 等	病 院 等 (医 師)	
昭和 28. 1. 1	円 360	円 -	円 -	円 -	円 -	
29. 7. 5	240	-	-	-	-	
36. 4. 1	260	-	-	-	-	
37. 4. 1	310	-	-	-	-	
38. 1. 1	360	-	-	-	-	
39. 9. 1	420	-	-	-	-	
42. 8. 1	510	-	-	-	-	
46. 1. 1	620	-	-	1,200	-	
48. 9. 1	1,000	-	-	2,000	-	
49. 4. 1	1,000	-	1,500	2,000	-	
49. 9. 1	1,300	-	2,000	2,600	-	
51. 4. 1	1,800	-	2,400	3,200	-	
52. 12. 24	1,800	-	2,400	3,200	10,000 (6,000)	()内は、管理職手当を支給される医師
57. 4. 1	1,800	2,000	2,400	3,200	10,000 (6,000)	"
62. 1. 1	2,300	2,800	3,300	4,200	12,000 (7,200)	"
平成 4. 1. 1	2,900	3,600	4,100	5,100	13,000 (7,800)	"
5. 1. 1	3,200	4,000	4,500	5,600	14,000 (8,400)	"
7. 1. 1	3,300	4,200	4,800	6,000	15,000 (9,000)	"
8. 1. 1	3,400	4,300	5,100	6,400	16,000 (9,600)	"
9. 1. 1	3,600	4,500	5,300	6,600	17,000 (10,200)	"
10. 1. 1	3,800	4,700	5,500	6,800	18,000 (10,800)	"
11. 1. 1	4,000	4,900	5,700	7,000	19,000 (11,400)	"
12. 1. 1	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000 (12,000)	"
20. 5. 1	4,200	5,100	5,900	7,200	20,000	
30. 4. 1	4,400	5,300	6,100	7,400	21,000	

主な手当の改正状況

(5) (i) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る期末手当及び勤勉手当（支給割合）

手当・支給 期の別 適用年月日	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備 考
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	
昭和 27.11.1	0.50	0.50	—	1.00	—	0.50	—	0.50	0.50	1.00	—	1.50	新設（期末手当は、臨時手当年末手当を統一）
29.1.1	0.50	0.75	—	1.25	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.25	—	2.00	
30.12.25	0.50	1.00	—	1.50	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.50	—	2.25	
31.12.15	0.50	1.15	—	1.65	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.65	—	2.40	
32.12.13	0.50	1.30	—	1.80	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.80	—	2.55	
33.4.1	0.50	1.40	—	1.90	0.25	0.50	—	0.75	0.75	1.90	—	2.65	
34.6.15	0.65	1.40	—	2.05	0.25	0.50	—	0.75	0.90	1.90	—	2.80	
35.6.15	0.75	1.40	—	2.15	0.25	0.50	—	0.75	1.00	1.90	—	2.90	
35.10.1	0.75	1.50	—	2.25	0.25	0.50	—	0.75	1.00	2.00	—	3.00	
36.10.1	0.95	1.70	—	2.65	0.25	0.50	—	0.75	1.20	2.20	—	3.40	
37.10.1	1.00	1.90	—	2.90	0.30	0.30	0.20	0.80	1.30	2.20	0.20	3.70	
38.10.1	1.00	2.00	—	3.00	0.30	0.30	0.30	0.90	1.30	2.30	0.30	3.90	
39.9.1	1.10	2.10	—	3.20	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.40	0.40	4.20	
40.9.1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.40	1.00	1.40	2.50	0.40	4.30	
42.8.1	1.10	2.20	—	3.30	0.30	0.30	0.50	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	
44.4.1	0.90	1.90	0.50	3.30	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.50	0.50	4.40	支給期別の割振の変更
44.6.1	0.90	2.00	0.50	3.40	0.50	0.60	—	1.10	1.40	2.60	0.50	4.50	
45.5.1	1.00	2.00	0.50	3.50	0.60	0.60	—	1.20	1.60	2.60	0.50	4.70	
46.5.1	1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.60	0.50	4.80	管理監督の地位にある一部の者に対する加算措置
48.12	1.10	2.30 [+0.3]	0.20 [-0.3]	3.60	0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.90	0.20	4.80	期末手当は48年度の特例措置
49.4.27	4/27 [0.3]			4.00					4/27 [0.3]			5.20	4/27に係るものは49年度の期末手当の特例措置(49.4.30支給)
49.9.1	6月 1.10	2.10	0.50		0.60	0.60	—	1.20	1.70	2.70	0.50		
(50年度)	1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	—	1.20	2.00	2.70	0.50	5.20	50年度の支給割合は49年12月の条例改正で措置(49.9.1適用)
51.4.1	1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.60	0.50	5.00	
53.4.1	1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	—	1.10	1.90	2.50	0.50	4.90	
平成 元.4.1	1.50	1.90	0.50	3.90	0.60	0.60	—	1.20	2.10	2.50	0.50	5.10	
2.4.1	1.60	2.00	0.55	4.15	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.60	0.55	5.35	係長以上の職員に対して加算措置

適用 年月日	区分	手 当 ・ 支 給 期 別				勤 勉 手 当				合 計				備 考
		6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	6 月	1 2 月	3 月	計	
3.4.1		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.70	0.55	5.45	
5.4.1		1.60	2.00	0.50	4.10	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.60	0.50	5.30	下段は支給割合特例措置
		1.60	2.10	0.40		0.60	0.60	—		2.20	2.70	0.40		
6.4.1		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.50	0.50	5.20	下段は支給割合特例措置
		1.60	2.00	0.40		0.60	0.60	—		2.20	2.60	0.40		
9.4.1		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	—	1.20	2.20	2.50	0.55	5.25	
11.4.1		1.45	1.75	0.55	3.75	0.60	0.60	—	1.20	2.05	2.35	0.55	4.95	下段は支給割合特例措置
		1.60	1.90	0.25		0.60	0.60	—		2.20	2.50	0.25		
12.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.75	0.55	3.75	0.60	0.60	—	1.20	2.05	2.35	0.55	4.95	特定幹部職員の期末手当を勤勉手当に振替え
	特定幹部職員	1.25	1.55	0.55	3.35	0.80	0.80	—	1.60	2.05	2.35	0.55	4.95	
(12年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.75	0.35 (0.25)	3.55 (3.45)	0.60	0.60	—	1.20	2.05	2.35	0.35 (0.25)	4.75 (4.65)	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.55	0.35 (0.25)	3.15 (3.05)	0.80	0.80	—	1.60	2.05	2.35	0.35 (0.25)	4.75 (4.65)	
13.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.60	0.55	3.60	0.60	0.55	—	1.15	2.05	2.15	0.55	4.75	
	特定幹部職員	1.25	1.40	0.55	3.20	0.80	0.75	—	1.55	2.05	2.15	0.55	4.75	
(13年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.60	0.50 (0.25)	3.55 (3.30)	0.60	0.55	—	1.15	2.05	2.15	0.50 (0.25)	4.70 (4.45)	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.40	0.50 (0.25)	3.15 (2.90)	0.80	0.75	—	1.55	2.05	2.15	0.50 (0.25)	4.70 (4.45)	
14.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.55	0.55	3.55	0.60	0.55	—	1.15	2.05	2.10	0.55	4.70	
	特定幹部職員	1.25	1.35	0.55	3.15	0.80	0.75	—	1.55	2.05	2.10	0.55	4.70	
(14年度)	特定幹部職員以外の職員	1.45	1.55	0.50	3.50	0.60	0.55	—	1.15	2.05	2.10	0.50	4.65	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.25	1.35	0.50	3.10	0.80	0.75	—	1.55	2.05	2.10	0.50	4.65	
15.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.55	1.70	—	3.25	0.70	0.70	—	1.40	2.25	2.40	—	4.65	
	特定幹部職員	1.35	1.50	—	2.85	0.90	0.90	—	1.80	2.25	2.40	—	4.65	
(15年度)	特定幹部職員以外の職員	1.55	1.45	—	3.00	0.70	0.70	—	1.40	2.25	2.15	—	4.40	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.35	1.25	—	2.60	0.90	0.90	—	1.80	2.25	2.15	—	4.40	
16.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	—	3.00	0.70	0.70	—	1.40	2.10	2.30	—	4.40	
	特定幹部職員	1.20	1.40	—	2.60	0.90	0.90	—	1.80	2.10	2.30	—	4.40	
(17年度)	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	—	3.00	0.70	0.75	—	1.45	2.10	2.35	—	4.45	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.20	1.40	—	2.60	0.90	0.95	—	1.85	2.10	2.35	—	4.45	
18.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.60	—	3.00	0.725	0.725	—	1.45	2.125	2.325	—	4.45	
	特定幹部職員	1.20	1.40	—	2.60	0.925	0.925	—	1.85	2.125	2.325	—	4.45	
(21年度)	特定幹部職員以外の職員	1.40	1.35	—	2.75	0.725	0.675	—	1.40	2.125	2.025	—	4.15	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.20	1.15	—	2.35	0.925	0.875	—	1.80	2.125	2.025	—	4.15	
22.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.25	1.50	—	2.75	0.70	0.70	—	1.40	1.95	2.20	—	4.15	
	特定幹部職員	1.05	1.30	—	2.35	0.90	0.90	—	1.80	1.95	2.20	—	4.15	
(22年度)	特定幹部職員以外の職員	1.25	1.35	—	2.60	0.70	0.65	—	1.35	1.95	2.00	—	3.95	支給割合特例措置
	特定幹部職員	1.05	1.15	—	2.20	0.90	0.85	—	1.75	1.95	2.00	—	3.95	
23.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.675	0.675	—	1.35	1.90	2.05	—	3.95	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	0.875	0.875	—	1.75	1.90	2.05	—	3.95	
26.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.675	0.725	—	1.40	1.90	2.10	—	4.00	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	0.875	0.925	—	1.80	1.90	2.10	—	4.00	
27.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.70	0.70	—	1.40	1.925	2.075	—	4.00	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	0.90	0.90	—	1.80	1.925	2.075	—	4.00	
27.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.70	0.90	—	1.60	1.925	2.275	—	4.20	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	0.90	1.10	—	2.00	1.925	2.275	—	4.20	

適用 年月日	区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備考
		6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	
28.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.80	0.80	—	1.60	2.025	2.175	—	4.20	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.00	1.00	—	2.00	2.025	2.175	—	4.20	
28.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.80	0.90	—	1.70	2.025	2.275	—	4.30	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.00	1.10	—	2.10	2.025	2.275	—	4.30	
29.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.85	0.85	—	1.70	2.075	2.225	—	4.30	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.05	1.05	—	2.10	2.075	2.225	—	4.30	
29.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.85	0.95	—	1.80	2.075	2.325	—	4.40	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.05	1.15	—	2.20	2.075	2.325	—	4.40	
30.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.90	0.90	—	1.80	2.125	2.275	—	4.40	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.10	1.10	—	2.20	2.125	2.275	—	4.40	
30.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.225	1.375	—	2.60	0.90	0.95	—	1.85	2.125	2.325	—	4.45	
	特定幹部職員	1.025	1.175	—	2.20	1.10	1.15	—	2.25	2.125	2.325	—	4.45	
31.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	—	2.60	0.925	0.925	—	1.85	2.225	2.225	—	4.45	
	特定幹部職員	1.10	1.10	—	2.20	1.125	1.125	—	2.25	2.225	2.225	—	4.45	
令和 元.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	—	2.60	0.925	0.975	—	1.90	2.225	2.275	—	4.50	
	特定幹部職員	1.10	1.10	—	2.20	1.125	1.175	—	2.30	2.225	2.275	—	4.50	
2.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.30	—	2.60	0.95	0.95	—	1.90	2.25	2.25	—	4.50	
	特定幹部職員	1.10	1.10	—	2.20	1.15	1.15	—	2.30	2.25	2.25	—	4.50	
2.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.30	1.25	—	2.55	0.95	0.95	—	1.90	2.25	2.20	—	4.45	
	特定幹部職員	1.10	1.05	—	2.15	1.15	1.15	—	2.30	2.25	2.20	—	4.45	
3.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.275	1.275	—	2.55	0.95	0.95	—	1.90	2.225	2.225	—	4.45	
	特定幹部職員	1.075	1.075	—	2.15	1.15	1.15	—	2.30	2.225	2.225	—	4.45	
3.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.275	1.125	—	2.40	0.95	0.95	—	1.90	2.225	2.075	—	4.30	
	特定幹部職員	1.075	0.925	—	2.00	1.15	1.15	—	2.30	2.225	2.075	—	4.30	
4.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	—	2.40	0.95	0.95	—	1.90	2.15	2.15	—	4.30	
	特定幹部職員	1.00	1.00	—	2.00	1.15	1.15	—	2.30	2.15	2.15	—	4.30	
4.12.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	—	2.40	0.95	1.05	—	2.00	2.15	2.25	—	4.40	
	特定幹部職員	1.00	1.00	—	2.00	1.15	1.25	—	2.40	2.15	2.25	—	4.40	
5.4.1	特定幹部職員以外の職員	1.20	1.20	—	2.40	1.00	1.00	—	2.00	2.20	2.20	—	4.40	
	特定幹部職員	1.00	1.00	—	2.00	1.20	1.20	—	2.40	2.20	2.20	—	4.40	
5.12.1	特定幹部職員以外の職員	<u>1.20</u>	<u>1.25</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>	<u>1.00</u>	<u>1.05</u>	<u>—</u>	<u>2.05</u>	<u>2.20</u>	<u>2.30</u>	<u>—</u>	<u>4.50</u>	
	特定幹部職員	<u>1.00</u>	<u>1.05</u>	<u>—</u>	<u>2.05</u>	<u>1.20</u>	<u>1.25</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>	<u>2.20</u>	<u>2.30</u>	<u>—</u>	<u>4.50</u>	
6.4.1	特定幹部職員以外の職員	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	<u>—</u>	<u>2.05</u>	<u>2.25</u>	<u>2.25</u>	<u>—</u>	<u>4.50</u>	
	特定幹部職員	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	<u>—</u>	<u>2.05</u>	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>	<u>2.25</u>	<u>2.25</u>	<u>—</u>	<u>4.50</u>	

※ () は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成12年宮城県条例第15号）による削減措置後の支給割合（平成12年度～平成13年度まで削減）

(5) (ii) 定年前再任用短時間勤務職員に係る期末手当及び勤勉手当（支給割合）

適用 年月日	手当・支給 期の別 区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備 考
		6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	
13.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.30 (0.15)	1.90 (1.75)	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.30 (0.15)	1.70 (1.55)	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.30 (0.15)	2.50 (2.35)	
(14年度)	特定幹部職員以外の職員	0.70	0.90	0.25	1.85	0.30	0.30	—	0.60	1.00	1.20	0.25	2.45	支給割合 特例措置
	特定幹部職員	0.60	0.80	0.25	1.65	0.40	0.40	—	0.80	1.00	1.20	0.25	2.45	
15.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.90	—	1.75	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.25	—	2.45	
	特定幹部職員	0.75	0.80	—	1.55	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.25	—	2.45	
(15年度)	特定幹部職員以外の職員	0.85	0.75	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.20	1.10	—	2.30	
	特定幹部職員	0.75	0.65	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.20	1.10	—	2.30	
16.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.20	—	2.30	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.20	—	2.30	
(17年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
18.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.85	—	1.60	0.35	0.40	—	0.75	1.10	1.25	—	2.35	
	特定幹部職員	0.65	0.75	—	1.40	0.45	0.50	—	0.95	1.10	1.25	—	2.35	
(21年度)	特定幹部職員以外の職員	0.75	0.75	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.10	1.10	—	2.20	
	特定幹部職員	0.65	0.65	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.10	1.10	—	2.20	
22.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.85	—	1.50	0.35	0.35	—	0.70	1.00	1.20	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.75	—	1.30	0.45	0.45	—	0.90	1.00	1.20	—	2.20	
(22年度)	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.35	0.30	—	0.65	1.00	1.10	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.45	0.40	—	0.85	1.00	1.10	—	2.10	
23.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.325	—	0.65	0.975	1.125	—	2.10	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.425	—	0.85	0.975	1.125	—	2.10	
27.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.325	0.425	—	0.75	0.975	1.225	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.425	0.525	—	0.95	0.975	1.225	—	2.20	
28.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.375	0.375	—	0.75	1.025	1.175	—	2.20	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.475	0.475	—	0.95	1.025	1.175	—	2.20	
28.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.375	0.425	—	0.80	1.025	1.225	—	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.475	0.525	—	1.00	1.025	1.225	—	2.25	
29.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.40	0.40	—	0.80	1.05	1.20	—	2.25	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.50	0.50	—	1.00	1.05	1.20	—	2.25	
29.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.40	0.45	—	0.85	1.05	1.25	—	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.50	0.55	—	1.05	1.05	1.25	—	2.30	
30.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.425	0.425	—	0.85	1.075	1.225	—	2.30	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.525	0.525	—	1.05	1.075	1.225	—	2.30	
30.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.65	0.80	—	1.45	0.425	0.475	—	0.90	1.075	1.275	—	2.35	
	特定幹部職員	0.55	0.70	—	1.25	0.525	0.575	—	1.10	1.075	1.275	—	2.35	
31.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.725	0.725	—	1.45	0.45	0.45	—	0.90	1.175	1.175	—	2.35	
	特定幹部職員	0.625	0.625	—	1.25	0.55	0.55	—	1.10	1.175	1.175	—	2.35	

通用 年月日	手当・支給 期の別 区分	期 末 手 当				勤 勉 手 当				合 計				備考
		6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計	
令和 3.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.725	0.625	—	1.35	0.45	0.45	—	0.90	1.175	1.075	—	2.25	
	特定幹部職員	0.625	0.525	—	1.15	0.55	0.55	—	1.10	1.175	1.075	—	2.25	
4.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	—	1.35	0.45	0.45	—	0.90	1.125	1.125	—	2.25	
	特定幹部職員	0.575	0.575	—	1.15	0.55	0.55	—	1.10	1.125	1.125	—	2.25	
4.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	—	1.35	0.45	0.50	—	0.95	1.125	1.175	—	2.3	
	特定幹部職員	0.575	0.575	—	1.15	0.55	0.60	—	1.15	1.125	1.175	—	2.3	
5.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.675	—	1.35	0.475	0.475	—	0.95	1.15	1.15	—	2.3	
	特定幹部職員	0.575	0.575	—	1.15	0.575	0.575	—	1.15	1.15	1.15	—	2.3	
5.12.1	特定幹部職員以外の職員	0.675	0.70	—	1.375	0.475	0.50	—	0.975	1.15	1.20	—	2.35	
	特定幹部職員	0.575	0.60	—	1.175	0.575	0.60	—	1.175	1.15	1.20	—	2.35	
6.4.1	特定幹部職員以外の職員	0.6875	0.6875	—	1.375	0.4875	0.4875	—	0.975	1.175	1.175	—	2.35	
	特定幹部職員	0.5875	0.5875	—	1.175	0.5875	0.5875	—	1.175	1.175	1.175	—	2.35	

※ () は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成12年宮城県条例第15号）による削減措置後の支給割合（平成13年度のみ削減）

主な手当の改正状況

(6) 寒冷地手当

年	級地 基準額 加算額	5級地(札幌市)				5級地(鳴子町)				4級地(気仙沼市外6町村)				3級地(左記以外の県内の地域)			
		定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分			定 率 分	定 額 分		
			世 帯 区 分				世 帯 区 分				世 帯 区 分				世 帯 区 分		
			世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他		世帯主	準世帯主	その他
昭和 26	基準額	80/100	—円	—円	—円	60/100	—円	—円	—円	60/100	—円	—円	—円	45/100	—円	—円	—円
	加算額	—	14,100	14,100	4,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	18,300	18,300	6,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	19,500	19,500	6,500	—	4,000	4,000	1,300	—	1,800	1,800	600	—	—	—	—
32 (8月)	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	21,450	21,450	7,150	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—
35	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	23,555	15,730	7,855	—	5,000	5,000	1,700	—	2,500	2,500	850	—	—	—	—
36	基準額	80/100	—	—	—	60/100	—	—	—	60/100	—	—	—	45/100	—	—	—
	加算額	—	23,555	15,730	7,855	—	7,500	5,000	2,500	—	3,750	2,500	1,250	—	—	—	—
39	基準額	85/100	—	—	—	85/100	—	—	—	65/100	—	—	—	50/100	—	—	—
	加算額	—	25,000	16,670	8,340	—	8,600	5,740	2,870	—	4,300	2,870	1,440	—	—	—	—
43	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	27,300	18,200	9,100	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—
47	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	11,000	7,350	3,700	—	5,500	3,700	1,850	—	—	—	—
50	基準額	45/100	26,800	17,870	8,980	45/100	26,800	17,870	8,980	35/100	20,100	13,400	6,700	25/100	16,750	11,170	5,580
	加算額	—	30,800	20,530	10,270	—	17,000	11,350	5,700	—	8,500	5,700	2,850	—	—	—	—
55	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000
	加算額	—	81,600	54,400	27,200	—	26,100	17,400	8,700	—	13,000	8,600	4,300	—	—	—	—
平成 元	基準額	30/100	63,100	42,000	21,000	30/100	63,100	42,000	21,000	23/100	49,100	32,800	16,400	17/100	36,100	24,000	12,000
	加算額	—	51,600	34,400	17,200	—	16,500	11,000	5,500	—	8,200	5,500	2,700	—	—	—	—

年	級地	5 級地 (札幌市)				5 級地 (鳴子町)				4 級地 (気仙沼市外6町村)				3 級地 (左記以外の県内の地域)			
		世帯主の場合で扶養親族数				世帯主の場合で扶養親族数				世帯主の場合で扶養親族数				世帯主の場合で扶養親族数			
		3人以上	1～2人	無	その他	3人以上	1～2人	無	その他	3人以上	1～2人	無	その他	3人以上	1～2人	無	その他
平成 9	基準額	163,700	136,500	82,900	59,200	163,700	136,500	82,900	59,200	129,600	108,000	65,000	45,800	97,800	81,500	49,100	34,200
	加算額	51,600		34,400	17,200	16,500		11,000	5,500	8,200		5,500	2,700	—	—	—	—

年	地域の 区分	1 級地			2 級地			3 級地			4 級地		
		世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他
		有	無		有	無		有	無		有	無	
平成 17	支給 月額	26,380	14,580	10,340	23,360	13,060	8,800	22,540	12,860	8,600	17,800	10,200	7,360

年	地域の 区分	宮城県内			宮城県外 (人事委員会規則で定める地域※1)		
		世帯主で扶養親族の有無		その他	世帯主で扶養親族の有無		その他
		有	無		有	無	
平成 27	支給 月額	17,800	10,200	7,360	(人事委員会規則で定める額※2)		

※1) 国家公務員の寒冷地に関する法律別表に掲げる地域(宮城県内の地域を除く。)(平成28年4月施行)

※2) 世帯等区分に応じ、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる額(平成28年4月施行)

○ 毎年11月から翌年3月までの間、支給となる。

第 9 参考資料（會計年度任用職員關係）

第 9 目 次

1	会計年度任用職員級別標準職務表	9-1
2	級別資格基準表	9-2
3	学歴免許等資格区分表	9-6
4	経験年数換算表	9-7
5	免許所有職員等の経験年数の取扱い	9-8
6	修学年数調整表	9-9
7	初任給基準表	9-10
8	上位級決定時号俸対応表	9-13
9	号俸決定上限表	9-41

会 計 年 度 任 用 職 員 級 別 標 準 職 務 表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1級	定型的な事務又は技術の職務
	2級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務
備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第2条第2項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。		

級 別 資 格 基 準 表

1 行政職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
大 学 卒	0	3	7	11	13
短 大 卒	0	5	9	13	15
高 校 卒	0	7	11	15	17
中 学 卒	3	11	15	19	21

2 公安職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
高 校 卒	0	2	5	10	16	18
中 学 卒	4	6	9	14	20	22

3 教育職給料表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒	0	2.5
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舍指導員に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

4 教育職給料表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

5 研究職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
	1 級	2 級	3 級
大 学 卒	0	1	別に定める
短 大 卒	0	2.5	別に定める
高 校 卒	0	5	別に定める
中 学 卒	3	9	別に定める

6 医療職給料表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大 学 6 卒	0	別に定める

7 医療職給料表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1級	2級	3級	4級	5級
獣医師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
薬剤師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
	大 学 卒		0	5	8	別に定める
栄養士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
診療放射線技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
診療エックス線技師に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
衛生検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床工学技士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
視能訓練士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
言語聴覚士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
義肢装具士に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
歯科衛生士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	9	別に定める	別に定める
歯科技工士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
その他	短 大 卒	0	別に定める	別に定める		
	高 校 卒	0	別に定める	別に定める		
	中 学 卒	4	別に定める	別に定める		

8 医療職給料表（三）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務 看護師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
准看護師に相当する職務	准 看 護 師 養 成 所 卒	0	別に定める			

学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安大学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安大学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

経 験 年 数 換 算 表

経	歴	換 算 率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は 100/100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100 以下）
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100 以下）

免 許 所 有 職 員 等 の 経 験 年 数 の 取 扱 い

免許取得後の経験年数として取り扱うことのできる免許取得前の経歴

給 料 表	職 員	経 歴	経験年数として取り扱うことができる年数
医療職給料表（二）	歯科衛生士に相当する職務	口くう衛生業務の補助に従事した経歴	8割以下の年数（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下の年数で事務局長の承認を得たもの）
	歯科技工士に相当する職務	歯科技工に関する業務に従事した経歴	
	あん摩マッサージ指圧師に相当する職務、はり師に相当する職務、きゅう師に相当する職務及び柔道整復師に相当する職務	それぞれあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゅう又は柔道整復に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療放射線技師に相当する職務	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	診療エックス線技師に相当する職務	診療エックス線業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	臨床検査技師に相当する職務	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴	
	衛生検査技師に相当する職務	衛生検査の業務に従事した経歴	
	臨床工学技士に相当する職務	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴	
	理学療法士に相当する職務及び作業療法士に相当する職務	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴	
	義肢装具士に相当する職務	義肢及び装具の製作及び適合等に直接関係ある業務に従事した経歴（医療職給料表（二）初任給基準表の備考第2項の規定の適用を受ける者にあつては、事務局長の承認を得たものに限る。）	
	視能訓練士に相当する職務	視能訓練の業務に従事した経歴	
言語聴覚士に相当する職務	言語訓練、聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴		
医療職給料表（三）	看護師並びに看護師の免許を有する保健師に相当する職務及び助産師に相当する職務	准看護師の業務に従事した経歴	

（注）免許取得の時期が遅延した者の取扱い

免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって当該免許を取得した時とみなすことができる。

修 学 年 数 調 整 表

学 歴 区 分	修 学 年 数	基 準 学 歴 区 分			
		大 学 卒 (16 年)	短 大 卒 (14 年)	高 校 卒 (12 年)	中 学 卒 (9 年)
博 士 課 程 修 了	21 年	+5 年	+7 年	+9 年	+12 年
修 士 課 程 修 了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
専 門 職 学 位 課 程 修 了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大 学 6 卒	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大 学 専 攻 科 卒	17 年	+1 年	+3 年	+5 年	+8 年
大 学 4 卒	16 年		+2 年	+4 年	+7 年
短 大 3 卒	15 年	-1 年	+1 年	+3 年	+6 年
短 大 2 卒	14 年	-2 年		+2 年	+5 年
短 大 1 卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高 校 専 攻 科 卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高 校 3 卒	12 年	-4 年	-2 年		+3 年
高 校 2 卒	11 年	-5 年	-3 年	-1 年	+2 年
中 学 卒	9 年	-7 年	-5 年	-3 年	

初 任 給 基 準 表

1 行政職給料表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
一般		1 級 1 号俸

2 公安職給料表

学 歴 免 許 等	初 任 給
	1 級 1 号俸

3 教育職給料表（一）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	2 級 1 号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 1 号俸
	大学卒	2 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舍指導員に相当する職務	大学卒	1 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
	高校卒	1 級 1 号俸

4 教育職給料表（二）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	博士課程修了	2 級 13 号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了	2 級 13 号俸
	大学卒	2 級 13 号俸
	短大卒	2 級 1 号俸
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大学卒	1 級 1 号俸
	短大卒	1 級 1 号俸
	高校卒	1 級 1 号俸

5 研究職給料表

学 歴 免 許 等	初 任 給
	1 級 1 号俸

6 医療職給料表（一）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大学6卒	1級1号俸

7 医療職給料表（二）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
獣医師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
	大学卒	2級1号俸
薬剤師に相当する職務	大学6卒	2級1号俸
	大学卒	2級1号俸
栄養士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級1号俸
診療放射線技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
診療エックス線技師に相当する職務	短大卒	1級1号俸
臨床検査技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
衛生検査技師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級1号俸
臨床工学技士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
視能訓練士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
言語聴覚士に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級1号俸
義肢装具士に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
歯科衛生士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
	高校専攻科卒	1級1号俸
歯科技工士に相当する職務	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短大3卒	1級1号俸
	短大2卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸
その他	短大卒	1級1号俸
	高校卒	1級1号俸

8 医療職給料表（三）

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	2級1号俸
看護師に相当する職務	短大3卒	2級1号俸
	短大2卒	2級1号俸
准看護師に相当する職務	准看護師養成所卒	1級1号俸

上 位 級 決 定 時 号 俸 対 応 表

1 行政職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	17
27	1	11	11	17
28	1	12	12	17
29	1	13	13	17
30	1	14	14	17
31	1	15	15	17
32	1	16	16	17
33	1	17	17	17
34	2	18	18	17
35	3	19	19	17
36	4	20	20	17
37	5	21	21	17
38	6	22	22	17
39	7	23	23	17

40	8	24	24	17
41	9	25	25	17
42	10	26	26	17
43	11	27	27	17
44	12	28	28	17
45	13	29	29	17
46	14	30	30	17
47	15	31	31	17
48	16	32	32	17
49	17	33	33	17
50	18	34	34	17
51	19	35	35	17
52	20	36	36	17
53	21	37	37	17
54	21	37	38	17
55	22	38	39	17
56	22	38	40	17
57	23	39	41	17
58	23	39	42	17
59	24	40	43	17
60	24	40	44	17
61	25	41	45	17
62	25	42	45	17
63	26	43	45	17
64	26	44	46	17
65	27	45	46	17
66	27	45	46	17
67	28	46	47	17
68	28	46	47	17
69	29	47	47	17
70	29	47	48	17
71	29	48	48	17
72	30	48	48	17
73	30	49	49	17
74	30	49	49	17
75	31	49	49	17
76	31	49	50	17
77	31	49	50	17
78	32	50	50	17
79	32	50	51	17
80	32	50	51	17
81	33	50	51	17
82	33	50	52	17
83	33	51	52	17

84	34	51	52	17
85	34	51	53	17
86	34	51	53	17
87	35	51	53	17
88	35	52	53	17
89	35	52	54	17
90	36	52	54	17
91	36	52	54	17
92	36	52	54	17
93	37	53	55	17
94		53	55	17
95		53	55	17
96		53	55	17
97		53	55	17
98		54	55	17
99		54	55	17
100		54	56	17
101		54	56	17
102		54	56	
103		55	56	
104		55	56	
105		55	56	
106		55	56	
107		55	57	
108		56	57	
109		56	57	
110		56	57	
111		56	57	
112		56	57	
113		56	57	
114		56		
115		56		
116		56		
117		57		
118		57		
119		57		
120		57		
121		57		
122		57		
123		57		
124		57		
125		57		

2 公安職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2
11	3	1	1	1	3
12	4	1	1	1	4
13	5	1	1	1	5
14	6	2	1	1	6
15	7	3	1	1	7
16	8	4	1	1	8
17	9	5	1	1	9
18	10	6	2	1	10
19	11	7	3	1	11
20	12	8	4	1	12
21	13	9	5	1	13
22	14	10	6	1	14
23	15	11	7	1	15
24	16	12	8	1	16
25	17	13	9	1	17
26	18	14	10	2	17
27	19	15	11	3	17
28	20	16	12	4	17
29	21	17	13	5	17
30	22	18	14	6	17
31	23	19	15	7	17
32	24	20	16	8	17
33	25	21	17	9	17
34	26	22	18	10	17
35	27	23	19	11	17
36	28	24	20	12	17
37	29	25	21	13	17
38	30	26	22	14	17
39	31	27	23	15	17
40	32	28	24	16	17

41	33	29	25	17	17
42	34	30	26	18	17
43	35	31	27	19	17
44	36	32	28	20	17
45	37	33	29	21	17
46	38	34	30	22	17
47	39	35	31	23	17
48	40	36	32	24	17
49	41	37	33	25	17
50	42	38	34	26	17
51	43	39	35	27	17
52	44	40	36	28	17
53	45	41	37	29	17
54	46	42	38	30	17
55	47	43	39	31	17
56	48	44	40	32	17
57	49	45	41	33	17
58	50	46	42	34	17
59	51	47	43	35	17
60	52	48	44	36	17
61	53	49	45	37	17
62	54	50	46	38	17
63	55	51	47	39	17
64	56	52	48	40	17
65	57	53	49	41	17
66	58	54	50	42	17
67	59	55	51	43	17
68	60	56	52	44	17
69	61	57	53	45	17
70	62	58	53	45	17
71	63	59	54	46	17
72	64	60	54	46	17
73	65	61	55	47	17
74	66	62	55	47	17
75	67	63	56	48	17
76	68	64	56	48	17
77	69	65	57	49	17
78	69	66	58	50	17
79	70	67	59	51	17
80	70	68	60	52	17
81	71	69	61	53	17
82	71	70	62	54	17
83	72	71	63	55	17

84	72	72	64	56	17
85	73	73	65	57	17
86	74	74	66	57	17
87	75	75	67	58	17
88	76	76	68	58	17
89	77	77	69	59	17
90	78	78	70	59	17
91	79	79	71	60	17
92	80	80	72	60	17
93	81	81	73	61	17
94	82	82	74	61	17
95	83	83	75	61	17
96	84	84	76	62	17
97	85	85	77	62	17
98	86	86	78	62	17
99	87	87	79	63	17
100	88	88	80	63	17
101	89	89	81	63	17
102	90	89	82	64	
103	91	90	83	64	
104	92	90	84	64	
105	93	91	85	65	
106	93	91	86	66	
107	93	92	87	67	
108	94	92	88	68	
109	94	93	89	68	
110	94	94	89	68	
111	95	95	90	68	
112	95	96	90	68	
113	95	97	91	68	
114	96	98	91	68	
115	96	99	92	68	
116	96	100	92	68	
117	97	101	93	69	
118	97	101	93	69	
119	98	101	94	69	
120	98	102	94	69	
121	99	102	95	69	
122	99	102	95	69	
123	100	103	96	69	
124	100	103	96	69	
125	101	103	96	69	
126		104	96	69	

127		104	96	70	
128		104	96	70	
129		105	96	71	
130		105	96		
131		105	96		
132		106	96		
133		106	97		
134		106	97		
135		107	97		
136		107	97		
137		107	97		
138		108	98		
139		108	99		
140		108	100		
141		109	100		
142		109			
143		110			
144		110			
145		111			

3 教育職給料表（一）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19

40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	25
47	26
48	26
49	27
50	27
51	28
52	28
53	29
54	29
55	30
56	30
57	31
58	31
59	32
60	32
61	33
62	33
63	33
64	33
65	33
66	33
67	33
68	33
69	33
70	33
71	33
72	33
73	33
74	33
75	33
76	33
77	33
78	33
79	33
80	33
81	33
82	33

83	33
84	33
85	33
86	33
87	33
88	33
89	33
90	33
91	33
92	33
93	33
94	33
95	33
96	33
97	33
98	33
99	33
100	33
101	33
102	33
103	33
104	33
105	33
106	33
107	33
108	33
109	33
110	33
111	33
112	33
113	33
114	33
115	33
116	33
117	33
118	33
119	33
120	33
121	33
122	33
123	33
124	33
125	33

126	33
127	33
128	33
129	33
130	33
131	33
132	33
133	33
134	33
135	33
136	33
137	33
138	33
139	33
140	33
141	33
142	33
143	33
144	33
145	33
146	33
147	33
148	33
149	33
150	33
151	33
152	33
153	33

4 教育職給料表（二）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31

40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	37
47	38
48	38
49	39
50	39
51	40
52	40
53	41
54	41
55	42
56	42
57	43
58	43
59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55

83	56
84	56
85	57
86	58
87	59
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62
95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68
125	68

126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	

5 研究職給料表上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の号俸	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	2	1
27	3	1
28	4	1
29	5	1
30	6	1
31	7	1
32	8	1
33	9	1
34	10	2
35	11	3
36	12	4
37	13	5
38	14	6
39	15	7
40	16	8

41	17	9
42	17	10
43	18	11
44	18	12
45	19	13
46	19	13
47	20	13
48	20	13
49	21	13
50	22	13
51	23	13
52	24	13
53	25	13
54	25	13
55	26	13
56	26	13
57	27	13
58	27	13
59	28	13
60	28	13
61	29	13
62	29	13
63	29	13
64	30	13
65	30	13
66	30	13
67	31	13
68	31	13
69	31	13
70	32	13
71	32	13
72	32	13
73	33	13
74	33	13
75	34	13
76	34	13
77	35	13
78	35	13
79	36	13
80	36	13
81	37	13
82	37	13
83	38	13

84	38	13
85	39	13
86	39	13
87	40	13
88	40	13
89	41	13
90	41	13
91	42	13
92	42	13
93	43	13
94	43	13
95	44	13
96	44	13
97	45	13
98	46	13
99	47	13
100	48	13
101	49	13
102	50	13
103	51	13
104	52	13
105	53	13
106	53	13
107	53	13
108	54	13
109	54	13
110	54	13
111	55	13
112	55	13
113	55	13
114	56	13
115	56	13
116	56	13
117	57	13
118	57	13
119	58	13
120	58	13
121	59	13

6 医療職給料表（一）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上位級の 号俸
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	13
35	13
36	13
37	13
38	13
39	13

40	13
41	13
42	13
43	13
44	13
45	13
46	13
47	13
48	13
49	13
50	13
51	13
52	13
53	13
54	13
55	13
56	13
57	13
58	13
59	13
60	13
61	13
62	13
63	13
64	13
65	13
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	

83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	

7 医療職給料表（二）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	2
19	1	3	7	3
20	1	4	8	4
21	1	5	9	5
22	2	6	10	6
23	3	7	11	7
24	4	8	12	8
25	5	9	13	9
26	6	10	14	10
27	7	11	15	11
28	8	12	16	12
29	9	13	17	13
30	10	14	18	13
31	11	15	19	13
32	12	16	20	13
33	13	17	21	13
34	14	18	22	13
35	15	19	23	13
36	16	20	24	13
37	17	21	25	13
38	18	22	26	13
39	19	23	27	13
40	20	24	28	13

41	21	25	29	13
42	22	26	30	13
43	23	27	31	13
44	24	28	32	13
45	25	29	33	13
46	25	30	34	13
47	26	31	35	13
48	26	32	36	13
49	27	33	37	13
50	27	34	38	13
51	28	35	39	13
52	28	36	40	13
53	29	37	41	13
54	29	38	42	13
55	30	39	43	13
56	30	40	44	13
57	31	41	45	13
58	31	42	46	13
59	32	43	47	13
60	32	44	48	13
61	33	45	49	13
62	33	46	50	13
63	34	47	51	13
64	34	48	52	13
65	35	49	53	13
66	35	50	54	13
67	36	51	55	13
68	36	52	56	13
69	37	53	57	13
70	37	53	58	13
71	38	54	59	13
72	38	54	60	13
73	39	55	61	13
74	39	55	61	13
75	40	56	62	13
76	40	56	62	13
77	41	57	63	13
78	41	57	63	13
79	41	57	64	13
80	42	58	64	13
81	42	58	65	13
82	42	58	65	13
83	43	59	66	13

84	43	59	66	13
85	43	59	67	13
86		60	67	13
87		60	68	13
88		60	68	13
89		60	69	13
90		60	70	13
91		61	71	13
92		61	72	13
93		61	73	13
94		61	73	13
95		61	74	13
96		62	74	13
97		62	74	13
98		62	74	13
99		62	74	13
100		62	74	13
101		63	74	13
102		63	74	13
103		63	74	13
104		63	74	13
105		63	74	13
106			74	
107			74	
108			74	
109			74	
110			74	
111			74	
112			74	
113			74	

8 医療職給料表（三）上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に 受けていた号俸	上 位 級 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	13
31	15	7	19	13
32	16	8	20	13
33	17	9	21	13
34	18	10	22	13
35	19	11	23	13
36	20	12	24	13
37	21	13	25	13
38	22	14	26	13
39	23	15	27	13
40	24	16	28	13

41	25	17	29	13
42	26	18	30	13
43	27	19	31	13
44	28	20	32	13
45	29	21	33	13
46	30	22	34	13
47	31	23	35	13
48	32	24	36	13
49	33	25	37	13
50	34	26	38	13
51	35	27	39	13
52	36	28	40	13
53	37	29	41	13
54	38	30	42	13
55	39	31	43	13
56	40	32	44	13
57	41	33	45	13
58	41	34	46	13
59	42	35	47	13
60	42	36	48	13
61	43	37	49	13
62	43	38	50	13
63	44	39	51	13
64	44	40	52	13
65	45	41	53	13
66	46	42	54	13
67	47	43	55	13
68	48	44	56	13
69	49	45	57	13
70	50	46	58	13
71	51	47	59	13
72	52	48	60	13
73	53	49	61	13
74	54	50	62	13
75	55	51	63	13
76	56	52	64	13
77	57	53	65	13
78	58	54	66	13
79	59	55	67	13
80	60	56	68	13
81	61	57	69	13
82	62	58	70	13
83	63	59	71	13

84	64	60	72	13
85	65	61	73	13
86	65	62	74	13
87	66	63	75	13
88	66	64	76	13
89	67	65	77	13
90	67	66	78	13
91	68	67	79	13
92	68	68	80	13
93	69	69	81	13
94	70	70	82	13
95	71	71	83	13
96	72	72	84	13
97	73	73	85	13
98	74	74	85	13
99	75	75	86	13
100	76	76	86	13
101	77	77	87	13
102	77	78	87	13
103	78	79	88	13
104	78	80	88	13
105	79	81	89	13
106	79	81	90	13
107	80	81	91	13
108	80	82	92	13
109	81	82	92	13
110	81	82	92	13
111	81	83	93	13
112	81	83	93	13
113	81	83	93	13
114	82	84	94	
115	82	84	94	
116	82	84	94	
117	82	85	95	
118	82	85	95	
119	83	85	95	
120	83	85	96	
121	83	86	96	
122	83	86	96	
123	83	86	97	
124	84	86	97	
125	84	87	97	
126	84	87		

127	84	87		
128	84	87		
129	85	88		
130	85	88		
131	85	88		
132	86	88		
133	86	89		
134	86	89		
135	87	89		
136	87	90		
137	87	90		
138	88	90		
139	88	90		
140	88	90		
141	89	91		
142	89	91		
143	89	91		
144	89	91		
145	90	91		
146	90	92		
147	90	92		
148	90	92		
149	91	92		
150	91	92		
151	91	93		
152	91	93		
153	92	93		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

号 俸 決 定 上 限 表

適 用 さ れ る 給 料 表	職 務 の 級	上 限
行政職給料表	1 級	29 号俸
	2 級	13 号俸
	3 級	13 号俸
	4 級	13 号俸
	5 級	17 号俸
公安職給料表	1 級	25 号俸
	2 級	29 号俸
	3 級	29 号俸
	4 級	25 号俸
	5 級	13 号俸
	6 級	17 号俸
教育職給料表（一）	1 級	25 号俸
	2 級	33 号俸
教育職給料表（二）	1 級	25 号俸
	2 級	45 号俸
研究職給料表	1 級	29 号俸
	2 級	17 号俸
	3 級	13 号俸
医療職給料表（一）	1 級	17 号俸
	2 級	13 号俸
医療職給料表（二）	1 級	21 号俸
	2 級	19 号俸
	3 級	15 号俸
	4 級	15 号俸
	5 級	13 号俸
医療職給料表（三）	1 級	5 号俸
	2 級	15 号俸
	3 級	13 号俸
	4 級	13 号俸
	5 級	13 号俸